

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和2年5月25日

【計算期間】 タフ・アメリカ(為替ヘッジあり 毎月決算型) 第13特定期間
タフ・アメリカ(為替ヘッジなし 毎月決算型) 第13特定期間
タフ・アメリカ(為替ヘッジあり 資産成長型) 第13期
タフ・アメリカ(為替ヘッジなし 資産成長型) 第13期
タフ・アメリカ(マネープールファンド) 第13期
(自 令和1年8月23日 至 令和2年2月25日)

【ファンド名】 タフ・アメリカ(為替ヘッジあり 毎月決算型)
タフ・アメリカ(為替ヘッジなし 毎月決算型)
タフ・アメリカ(為替ヘッジあり 資産成長型)
タフ・アメリカ(為替ヘッジなし 資産成長型)
タフ・アメリカ(マネープールファンド)

以下、上記ファンドを総称して、「タフ・アメリカ」または「各ファンド」といいます。また、上記ファンドを総称して、またはそれぞれを「当ファンド」または「ファンド」といい、必要に応じて各ファンドを以下のように表示することがあります。

タフ・アメリカ(為替ヘッジあり 毎月決算型)

：為替ヘッジあり 毎月決算型

タフ・アメリカ(為替ヘッジなし 毎月決算型)

：為替ヘッジなし 毎月決算型

タフ・アメリカ(為替ヘッジあり 資産成長型)

：為替ヘッジあり 資産成長型

タフ・アメリカ(為替ヘッジなし 資産成長型)

：為替ヘッジなし 資産成長型

タフ・アメリカ(マネープールファンド)

：マネープールファンド

なお、「為替ヘッジあり 毎月決算型」および「為替ヘッジなし 毎月決算型」を総称して、「毎月決算型」という場合があります。また、「為替ヘッジあり 資産成長型」および「為替ヘッジなし 資産成長型」を総称して、「資産成長型」という場合があります。

【発行者名】 三井住友D Sアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 猿田 隆

【本店の所在の場所】 東京都港区愛宕二丁目5番1号

【事務連絡者氏名】 植松 克彦

【連絡場所】 東京都港区愛宕二丁目5番1号

【電話番号】 03-5405-0784

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

[各ファンド（マネープールファンドを除く）]

当ファンドは、主に米ドル建ての債券、高配当株式、REIT等を実質的に分散投資し、安定したインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

[マネープールファンド]

当ファンドは、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

ファンドの基本的性格

当ファンドにおける一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

<商品分類表>

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 毎月決算型）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
追加型	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合...目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

<属性区分表>

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 毎月決算型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		
その他資産 (投資信託証券(資産複合 (株式、債券、不動産投 信)、資産配分変更型))	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産(投資信託証券(資産複合(株式、債券、不動産投信)、資産配分変更型))

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に複数資産(株式、債券、不動産投信)を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。

年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。

北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ...一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

<商品分類表>

タフ・アメリカ(為替ヘッジなし 毎月決算型)

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
---------	--------	-------------------

単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信... 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合... 目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信(リート)およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

< 属性区分表 >

タフ・アメリカ(為替ヘッジなし 毎月決算型)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり ()
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		
その他資産 (投資信託証券(資産複合 (株式、債券、不動産投 信)、資産配分変更型))	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産(投資信託証券(資産複合(株式、債券、不動産投信)、資産配分変更型))

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に複数資産(株式、債券、不動産投信)を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。

年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。

北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ...一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

<商品分類表>

タフ・アメリカ(為替ヘッジあり 資産成長型)

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)

単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信... 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合... 目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信(リート)およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

<属性区分表>

タフ・アメリカ(為替ヘッジあり 資産成長型)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		
その他資産 (投資信託証券(資産複合 (株式、債券、不動産投 信)、資産配分変更型))	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産(投資信託証券(資産複合(株式、債券、不動産投信)、資産配分変更型))

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に複数資産(株式、債券、不動産投信)を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。

年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ...一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

<商品分類表>

タフ・アメリカ(為替ヘッジなし 資産成長型)

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
---------	--------	-------------------

単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信... 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合... 目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信(リート)およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

<属性区分表>

タフ・アメリカ(為替ヘッジなし 資産成長型)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり ()
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		
その他資産 (投資信託証券(資産複合 (株式、債券、不動産投 信)、資産配分変更型))	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産(投資信託証券(資産複合(株式、債券、不動産投信)、資産配分変更型))

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に複数資産(株式、債券、不動産投信)を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。

年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ...一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

<商品分類表>

タフ・アメリカ(マネープールファンド)

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
---------	--------	-------------------

単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信... 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

<属性区分表>

タフ・アメリカ(マネープールファンド)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
--------	------	--------	------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	
	年2回	日本	
	年4回	北米	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド
	年12回 (毎月)	アジア	
	日々	オセアニア	
不動産投信	日々	中南米	
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ
		中近東 (中東)	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産(投資信託証券(債券 一般))

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券(マザーファンド)を通じて実質的に債券(一般)に主として投資する旨の記載があるものをいいます。債券(一般)とは、属性区分において公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズ)にのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

ファンドの特色

1

主に米ドル建ての債券、高配当株式、REIT等に実質的に分散投資し、安定したインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

- 各ファンド(マネープールファンドを除く)は、ケイマン籍円建て外国投資信託証券「トータルリターン・ファンド」、および「エクイティ・インカム・ファンド」を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- 「トータルリターン・ファンド」の運用においては、主に米ドル建てのさまざまな種類の債券等に分散投資し、投資環境の変化等に応じて、債券種別の配分比率を機動的に変更することで、中長期的な収益の確保を目指します。
 - ポートフォリオの平均格付けは、原則としてBBB-格相当以上とします。
- 「エクイティ・インカム・ファンド」の運用においては、主に高配当株式、REIT、転換社債等を投資対象とし、利回り水準に着目して分散投資するとともに、投資環境の変化等に応じて、資産配分比率を機動的に変更することで、中長期的な収益の確保を目指します。
- 債券、高配当株式、REIT等の実質的な運用は、ニューバーガー・パーマン・グループが行います。

▶ マネープールファンド

- マネープールファンドは、マネー・マネジメント・マザーファンドへの投資を通じて、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。
- マネー・マネジメント・マザーファンドは、国内籍の親投資信託で、円建ての公社債および短期金融商品等を主要投資対象とし、三井住友DSアセットマネジメント株式会社が運用を行います。
 - ※マネープールファンドのお買付けは、マネープールファンドを除くタフ・アメリカの各ファンドからスイッチングした場合に限定します。
 - ※スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

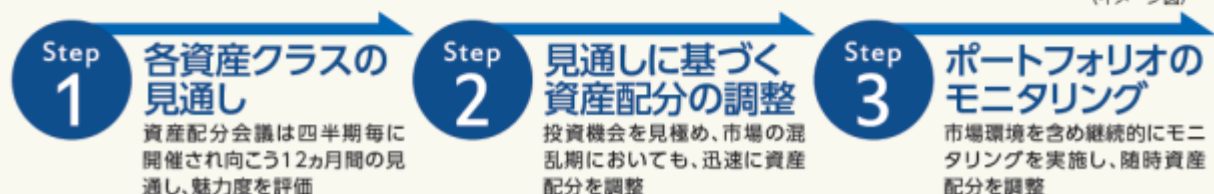
2

市場動向に応じて、『債券』と『高配当株式・REIT等』の資産配分を機動的に変更します。

- 投資環境の変化に対応しながら、中長期的な米国経済の成長を享受することを目指します。
- 景気動向や投資環境の変化に応じて、各資産（『債券』と『高配当株式・REIT等』）の資産配分を機動的に見直します。
- 資産配分（各外国投資信託証券への投資配分）は、ニューバーガー・パーマン株式会社からの投資助言を受けます。

〔運用プロセス〕

(イメージ図)





※上記の運用プロセスは、今後変更される場合があります。

3 為替ヘッジの有無および決算頻度の異なる4つのファンドとマネープールファンドがあり、各ファンド間でスイッチングが可能です。

ファンド名	為替ヘッジ	決算頻度
タフ・アメリカ(為替ヘッジあり 毎月決算型)	あり	毎月
タフ・アメリカ(為替ヘッジなし 毎月決算型)	なし	毎月
タフ・アメリカ(為替ヘッジあり 資産成長型)	あり	年2回
タフ・アメリカ(為替ヘッジなし 資産成長型)	なし	年2回
タフ・アメリカ(マネープールファンド)	—	年2回

※マネープールファンドのお買付けは、マネープールファンドを除くタフ・アメリカの各ファンドからスイッチングした場合に限定します。

※スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

▶ 為替ヘッジについて

為替ヘッジあり……原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を目指します。

為替ヘッジなし……原則として対円で為替ヘッジを行わないため、為替変動による影響を受けます。

▶ 分配方針について

■ 毎月決算型……毎月22日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として分配を目指します。また、毎年1、4、7、10月の決算時には基準価額の水準などを考慮し、配当等収益に加え売買益(評価益を含みます。)等を中心に分配する場合があります。

■ 資産成長型……毎年2月、8月の22日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、分配金額を決定します。

	1月 決算	2月 決算	3月 決算	4月 決算	5月 決算	6月 決算	7月 決算	8月 決算	9月 決算	10月 決算	11月 決算	12月 決算
毎月決算型	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥
資産成長型		¥						¥				

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

■ マネープールファンド……毎年2月、8月の22日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、分配金額を決定します。

■ 委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

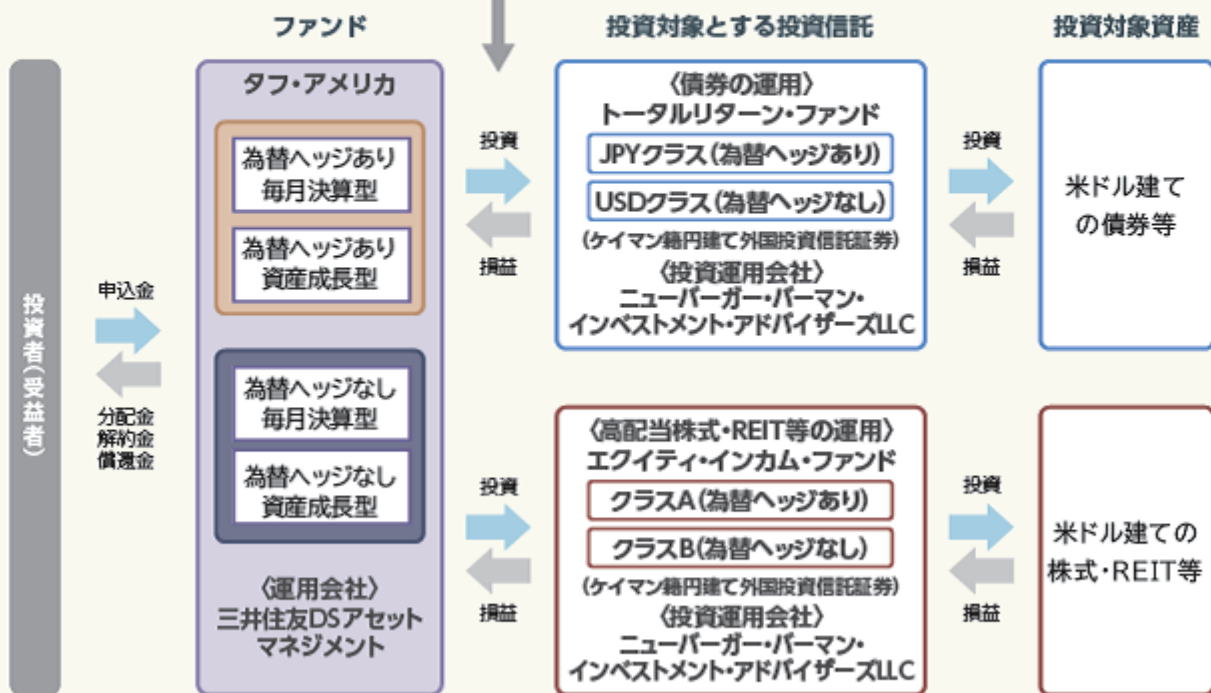
※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

▶各ファンド(マネープールファンドを除く)

■ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

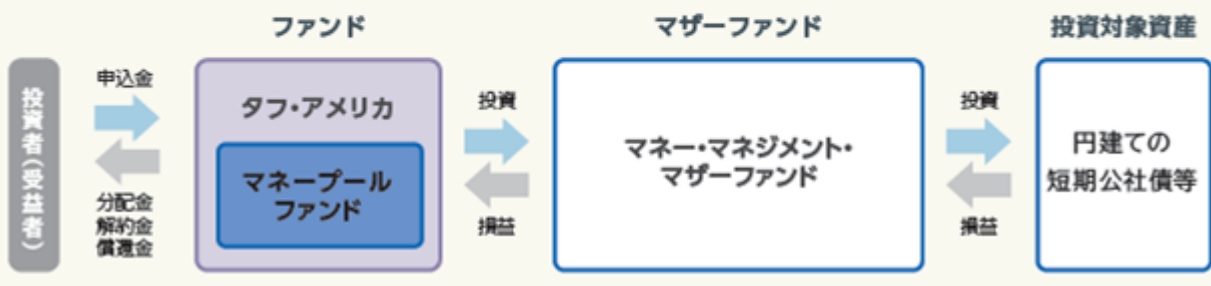
資産配分についてはニューバーガー・パーマン株式会社からの投資助言を受けます。



※マネープールファンドを除く各ファンドはトータルリターン・ファンドおよびエクイティ・インカム・ファンドの各クラスの他に、マネー・マネジメント・マザーファンドに投資する場合があります。

▶マネープールファンド

■ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。



投資対象とする外国投資信託の運用会社について

〔ニューバーガー・バーマン・グループの概要〕

NEUBERGER BERMAN



本社オフィスビル：米国ニューヨーク

(出所)ニューバーガー・バーマン・グループ

■ニューバーガー・バーマン・グループは、1939年に米国で設立された独立系投資運用会社です。

■伝統的資産からオルタナティブ資産まで、フルラインナップの商品を世界中の機関投資家、富裕層のお客様へご提供しています。

分配金に関する留意事項

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

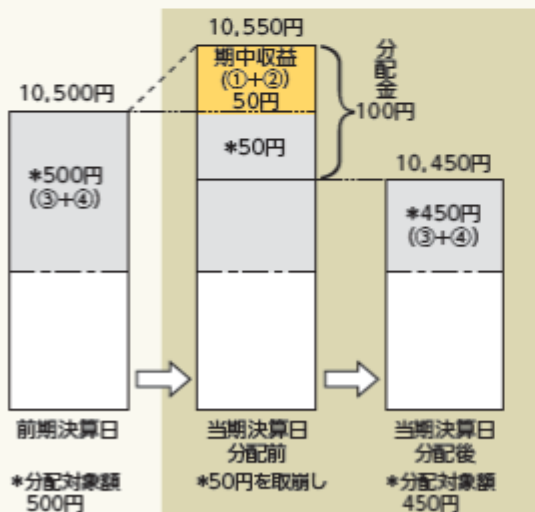


■分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

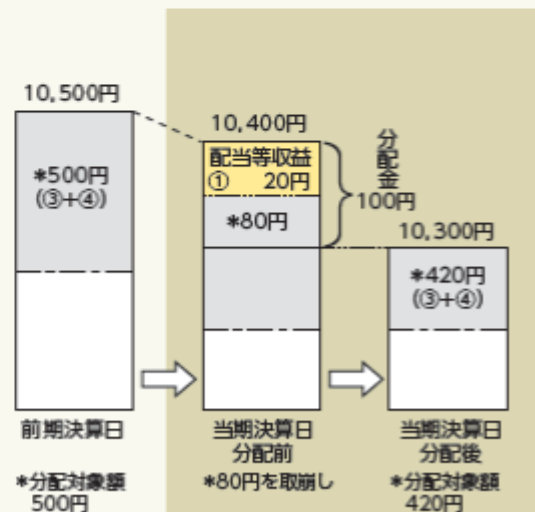
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

〔前期決算日から基準価額が上昇した場合〕



〔前期決算日から基準価額が下落した場合〕



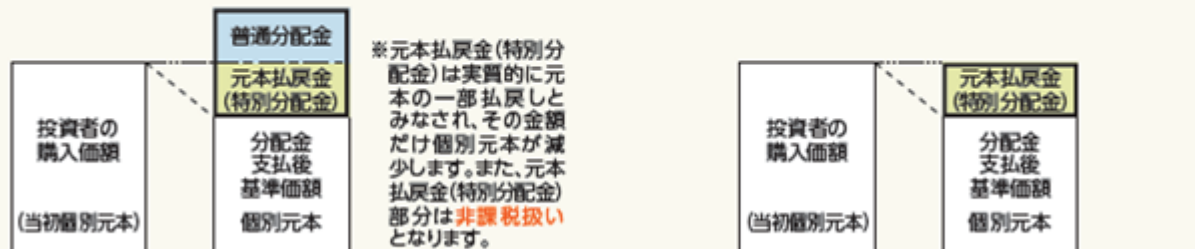
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

[分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合]

[分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合]



普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

信託金の限度額

[各ファンド(マネープールファンドを除く)]

信託金の限度額は、各々につき5,000億円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

[マネープールファンド]

信託金の限度額は、1兆円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

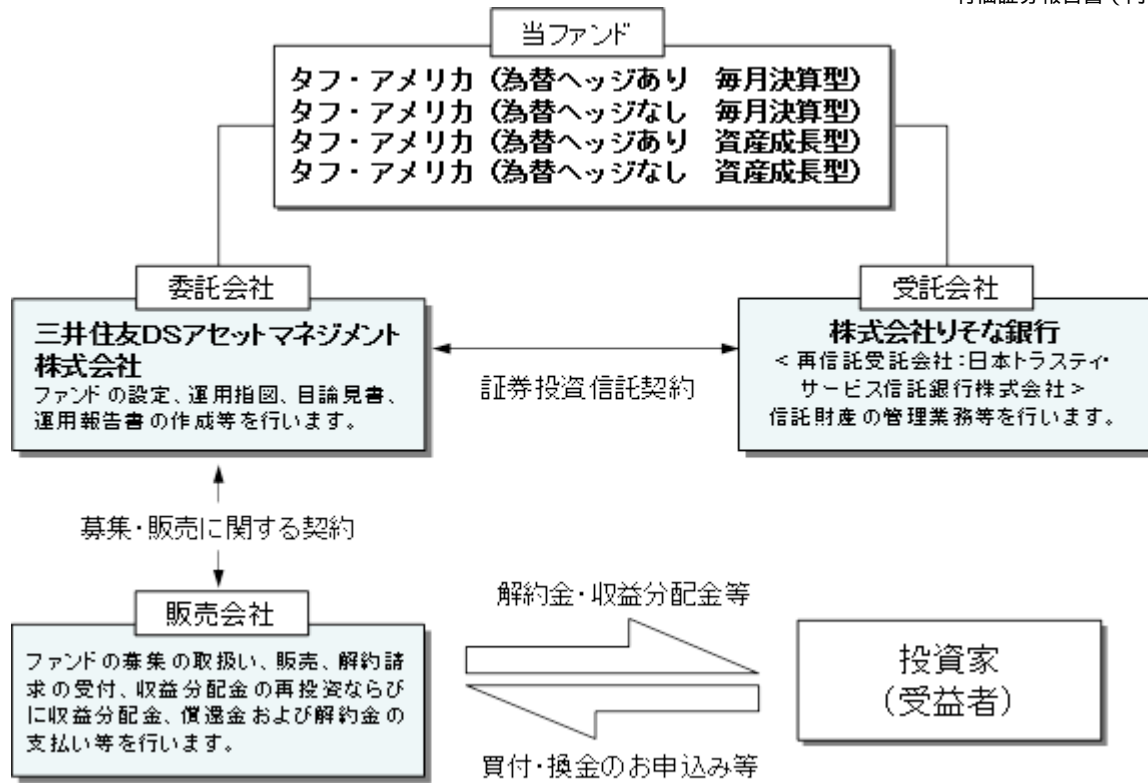
2013年8月28日 信託契約締結

2013年8月28日 当ファンドの設定・運用開始

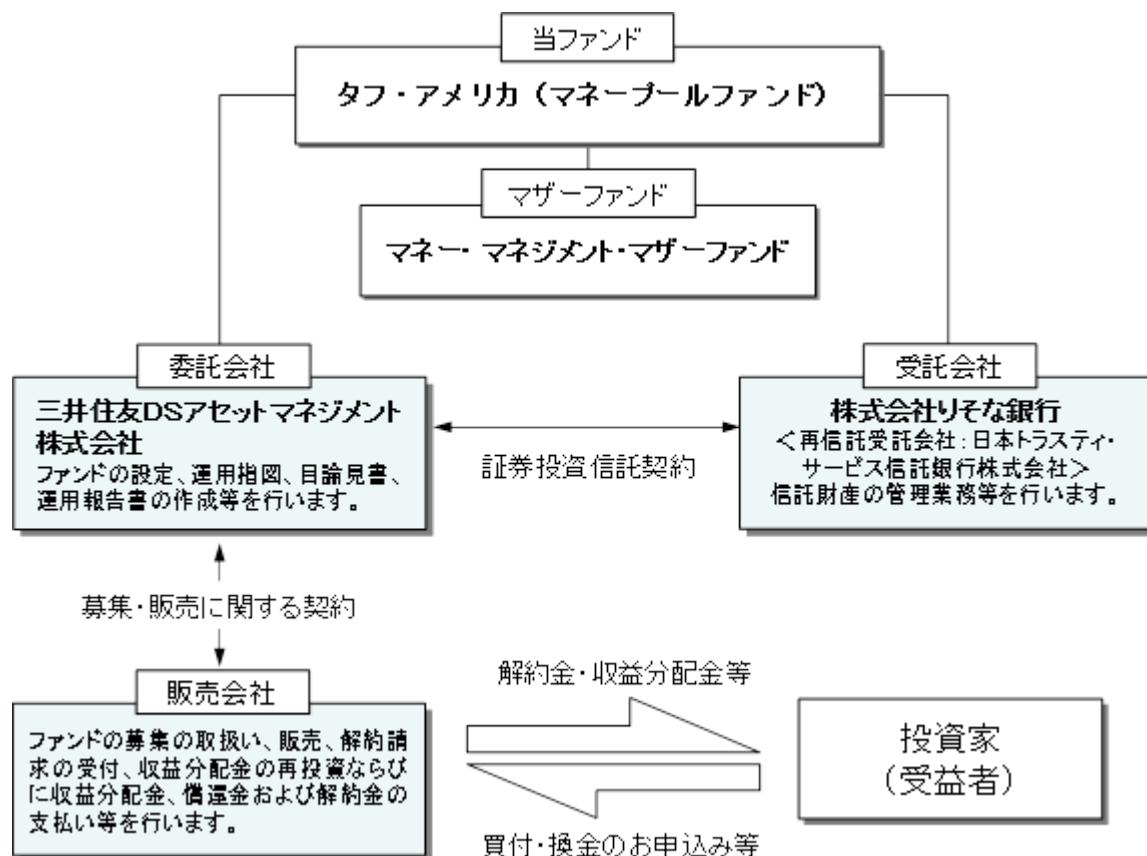
2019年4月1日 ファンドの委託会社としての業務を大和住銀投信投資顧問株式会社から三井住友D Sアセットマネジメント株式会社へ承継

(3) 【ファンドの仕組み】

[各ファンド(マネープールファンドを除く)]



[マネープールファンド]



日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、関係当局の許認可等を前提に2020年7月27日に資産管理サービス信託銀行株式会社およびJTCホールディングス株式会社と合併し、株式会社日本カストディ銀行に商号を変更する予定です（以下同じです。）。

委託会社等が関係法人と締結している契約等の概要

関係法人	契約等の概要
受託会社	ファンドの運用方針、投資制限、信託報酬の総額、ファンドの基準価額の算出方法、ファンドの設定・解約等のファンドの運営上必要な事項が規定されている信託契約を締結しています。
販売会社	販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定した契約を締結しています。

委託会社等の概況

- ・資本金の額 20億円（2020年3月末現在）
- ・会社の沿革
 - 1985年7月15日 三生投資顧問株式会社設立
 - 1987年2月20日 証券投資顧問業の登録
 - 1987年6月10日 投資一任契約にかかる業務の認可
 - 1999年1月1日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
 - 1999年2月5日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
 - 2000年1月27日 証券投資信託委託業の認可取得
 - 2002年12月1日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
 - 2013年4月1日 トヨタアセットマネジメント株式会社と合併

2019年4月1日 大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社に商号変更

・大株主の状況(2020年3月末現在)

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	337,248	1.0

2【投資方針】

(1)【投資方針】

[各ファンド(マネープールファンドを除く)]

主に別に定める投資信託証券を主要投資対象とします。なお、親投資信託であるマネー・マネジメント・マザーファンド受益証券へも投資を行う場合があります。

運用に当たっては、ニューバーガー・パーマン株式会社からの投資助言を受けて行います。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(注)「別に定める投資信託証券」とは、以下の各々の場合について、次の投資信託および投資法人(外国のものも含む)の、受益証券または投資証券(振替受益権または振替投資口を含む)をいいます。

為替ヘッジあり 毎月決算型/ 為替ヘッジあり 資産成長型	ケイマン籍外国投資信託 Equity Income Fund Class A
	ケイマン籍外国投資信託 Total Return Fund JPY Class
為替ヘッジなし 毎月決算型/ 為替ヘッジなし 資産成長型	ケイマン籍外国投資信託 Equity Income Fund Class B
	ケイマン籍外国投資信託 Total Return Fund USD Class

[マネープールファンド]

マネー・マネジメント・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の公社債等に直接投資する場合があります。

本邦通貨建ての公社債および短期金融商品等に実質的に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

[各ファンド(マネープールファンドを除く)]

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

- 八．約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

[マネープールファンド]

- 1．次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限りません。)
 - ハ．金銭債権
 - ニ．約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

運用の指図範囲

[各ファンド(マネープールファンドを除く)]

委託会社は、信託金を、主として信託約款に定める投資信託証券および三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社として締結されたマネー・マネジメント・マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)の受益証券に投資するほか、次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 3．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
- 4．投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 5．投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

なお、3の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができます。また、4および5の証券を以下「投資信託証券」といいます。

[マネープールファンド]

委託会社は、信託金を、主として三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社として締結されたマネー・マネジメント・マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1．国債証券
- 2．地方債証券
- 3．特別の法律により法人の発行する債券
- 4．社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)に限りません。)
- 5．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 6．コマーシャル・ペーパー
- 7．外国または外国の者の発行する本邦通貨建ての証券で、前各号の証券の性質を有するもの

8. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 9. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
 12. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 13. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- なお、1から5までの証券および7の証券のうち1から5までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、8の証券および9の証券を以下「投資信託証券」といいます。

その他の金融商品の運用の指図

委託会社は、信託金を、前記の有価証券の他、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

[各ファンド(マネープールファンドを除く)]

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

[マネープールファンド]

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

また、マネープールファンドにおいては、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記1から6までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要は以下の通りです。

<トータルリターン・ファンドの概要>

ファンド名	トータルリターン・ファンド JPYクラス/USDクラス Total Return Fund JPY Class/USD Class
基本的性格	ケイマン籍/外国投資信託受益証券/円建て
運用目的	主に米ドル建ての多種多様な債券等を投資対象とし、機動的に債券種別配分を変更することで、あらゆる市場環境において安定したインカム収入を確保するとともに値上がり益を追求することで、トータルリターンの最大化を目指します。
主要投資対象	米ドル建ての多種多様な債券等を主要投資対象とします。

投資方針	<p>1. 主に米ドル建ての多種多様な債券等を主要投資対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に米国の国債・政府機関債、投資適格社債、ハイイールド債券、モーゲージ証券、資産担保証券、米国以外の国の発行する債券(新興国を含みます。)、バンクローンなどへ投資します。 ・米ドル建て以外の債券等への投資は、原則として取得時においてファンドの純資産総額の25%以内とします。ただし、米ドル建て以外の資産へ投資する場合は、対米ドルで為替取引を行い、実質的に米ドル建てとすることを基本とします。 ・原則として、ポートフォリオの平均格付けはBBB-格相当以上とします。 <p>2. 市場環境や投資機会に応じて、機動的に債券種別配分を変動させることで信託財産の成長を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マクロ経済分析(経済動向、金利動向など)や各債券セクター分析による期待リスク・リターン算出を含むシナリオ分析、各債券種別の相対的魅力度および独自のアセット・アロケーションモデルを活用して各債券種別への配分を決定します。 ・債券セクター毎の運用チームが、定量分析と定性分析に基づいて、セクター内における個別銘柄の選定を行います。 <p>3. JPYクラスでは、原則として実質組入れ米ドル建て資産に対して対円で為替ヘッジを行います。USDクラスでは、原則として為替ヘッジは行いません。</p> <p>資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・同一発行体の事業債への投資割合は、原則としてファンドの純資産総額の10%以内とします。 ・投資信託証券(ETFを除きます。)への投資は、原則としてファンドの純資産総額の5%以内とします。 ・株式への直接投資は行いません。債券等へ投資の結果、株式を保有することとなった場合は適時に売却します。 ・デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
収益の分配	原則毎月行います。
申込手数料	ありません。
管理報酬 その他費用	<p>管理報酬等：年0.04% (程度)</p> <p>上記の他、信託財産にかかる租税、組入有価証券の売買時にかかる費用、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査にかかる費用、ファンドの設立にかかる費用、現地での登録料、法律顧問費用、名義書換事務代行費用、管理費用、組入有価証券の保管に関する費用、借入金や立替金に関する利息等はファンドの信託財産から負担されます。</p> <p>上記の管理報酬等には、管理事務代行会社への報酬が含まれており、その報酬には下限金額(約40,000米ドル)が設定されています。</p> <p>受託会社への費用として年間10,000米ドルがかかります。</p> <p>投資運用会社への報酬はかかりません(投資運用会社への報酬は、委託者報酬から支弁されます。)</p> <p>上記の報酬は将来変更になる場合があります。</p>
投資運用会社	<p>投資運用会社：ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズLLC</p> <p>(為替ヘッジはニューバーガー・バーマン・ヨーロッパ・リミテッドが行います。)</p>

上記の内容は、今後変更になる場合があります。

<エクイティ・インカム・ファンドの概要>

ファンド名	エクイティ・インカム・ファンド クラスA / クラスB Equity Income Fund Class A / Class B
基本的性格	ケイマン籍 / 外国投資信託受益証券 / 円建て
運用目的	主に株式、不動産投資信託証券(REIT)および転換社債等を中心に投資することで、安定したインカム収入を確保するとともに値上がり益を追求することを目指します。
主要投資対象	主に米国地域の株式、REIT、転換社債等を主要投資対象とします。
投資方針	<ol style="list-style-type: none"> 主に公益株、その他の高配当株、REITおよび転換社債の4つのセクターを主要投資対象とします。 <ul style="list-style-type: none"> 公益株、REIT、転換社債への各投資割合は、原則として取得時においてそれぞれファンドの純資産総額の40%以内とします。 主に米国地域の証券に投資します。非米国地域の証券への投資は、原則として取得時においてファンドの純資産総額の30%以内とします。 ポートフォリオの平均利回りは、S&P500指数の配当利回りを上回ることを目指します。 米ドル建て以外の資産への投資割合は、原則としてファンドの純資産総額の20%以内とします。 運用にあたっては、魅力的な配当利回り水準の銘柄を抽出した後、厳格なリサーチならびに企業の経営陣との定期的な面談等を組み合わせたボトムアップ・アプローチにより相対的に割安な銘柄を組み入れます。 <ul style="list-style-type: none"> 投資銘柄の決定にあたっては、以下の項目を中心に調査します。 DCF法によるバリュエーション分析、良好な企業統治、持続可能な競争力、価格決定力、魅力的な産業動向、高い資産効率 等 クラスAでは、原則として組入れ資産に対して対円で為替ヘッジを行います。クラスBでは、原則として為替ヘッジは行いません。 資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> 株式への投資割合には制限を設けません。 同一発行体の証券への投資割合は、原則としてファンドの純資産総額の10%以内とします。 投資信託証券(ETF、REITおよびその他金融商品取引所に上場しているものを除きます。)への投資は、原則としてファンドの純資産総額の5%以内とします。 デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
収益の分配	原則毎月行います。
申込手数料	ありません。
管理報酬 その他費用	<p>管理報酬等：年0.04% (程度)</p> <p>上記の他、信託財産にかかる租税、組入有価証券の売買時にかかる費用、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査にかかる費用、ファンドの設立にかかる費用、現地での登録料、法律顧問費用、名義書換事務代行費用、管理費用、組入有価証券の保管に関する費用、借入金や立替金に関する利息等はファンドの信託財産から負担されます。</p> <p>上記の管理報酬等には、管理事務代行会社への報酬が含まれており、その報酬には下限金額(約40,000米ドル)が設定されています。</p>

	<p>受託会社への費用として年間10,000米ドルがかかります。 投資運用会社への報酬はかかりません(投資運用会社への報酬は、委託者報酬から支弁されます。) 上記の報酬は将来変更になる場合があります。</p>
投資運用会社	<p>投資運用会社：ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズLLC (為替ヘッジはニューバーガー・バーマン・ヨーロッパ・リミテッドが行います。)</p>

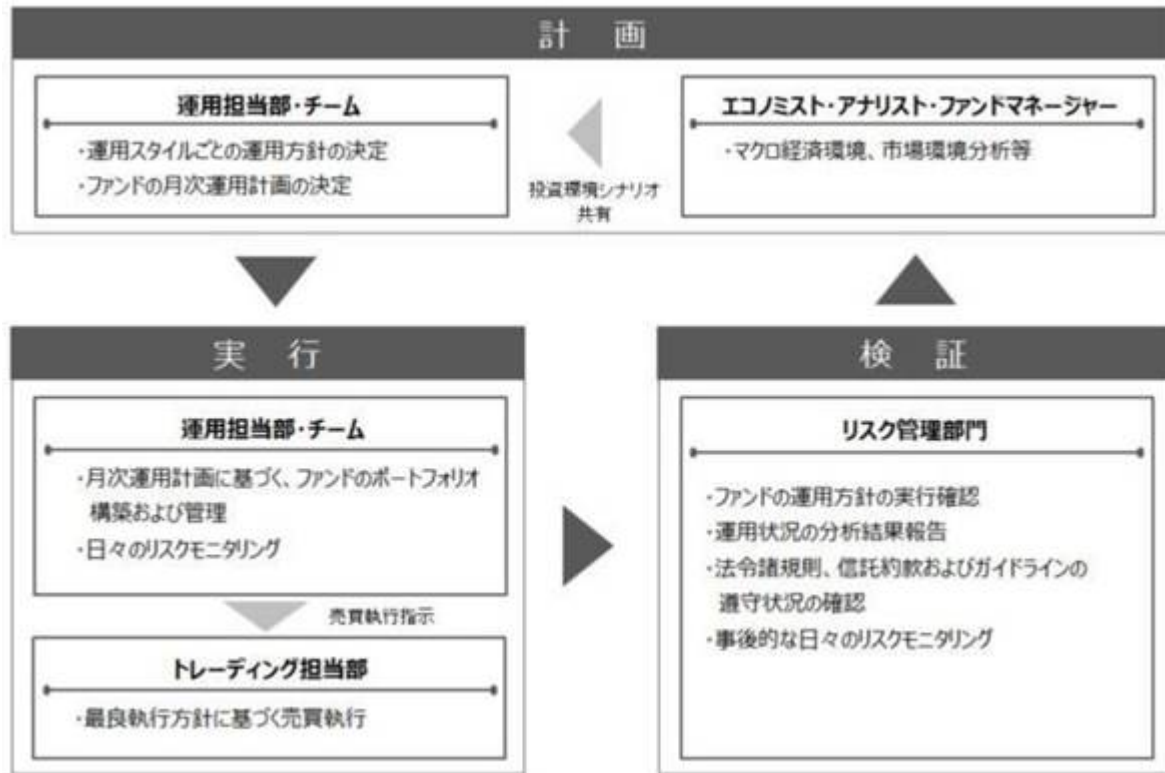
上記の内容は、今後変更になる場合があります。

<マネー・マネジメント・マザーファンドの概要>

ファンド名	マネー・マネジメント・マザーファンド
投資信託委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	株式会社りそな銀行 (日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
基本的性格	親投資信託
運用基本方針	安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。
ベンチマーク	-
主要投資対象	本邦通貨建て公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。
投資態度	<p>本邦通貨建て公社債および短期金融商品等に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。 資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>株式への投資は行いません。 外貨建資産への投資は行いません。 デリバティブ取引(有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引をいいます。)の利用はヘッジ目的に限定しません。</p>
設定日	2013年6月3日
信託期間	無期限
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	<p>ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支弁します(その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。)</p>
決算日	毎年7月25日(休業日の場合翌営業日)
ベンチマークについて	-
その他	-

(3)【運用体制】

ファンドの運用体制



* リスク管理部門の人員数は、約50名です。

* 他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）の組入れは、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上、選定しています。また、定性・定量面における評価を継続的に実施するとともに、投資対象としての適格性を定期的に判断します。

* ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（4）【分配方針】

各ファンドの分配方針は以下の通りです。

〔毎月決算型〕

毎決算時（毎月22日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

イ．分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

ロ．収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。

ハ．留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

* 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

毎月決算型は計算期間中の基準価額の変動にかかわらず継続的な分配を目指します。このため、計算期間中の基準価額の上昇分を上回る分配を行う場合があります。分配金額は運用状況等により変動することがあります。

〔資産成長型／マネープールファンド〕

毎決算時（毎年2月、8月の22日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- イ．分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
 - ロ．収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
 - ハ．留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- * 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

資産成長型、マネープールファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。

(基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。)

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

[各ファンド(マネープールファンドを除く)]

- イ．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- ロ．売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ハ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

[マネープールファンド]

- イ．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- ロ．売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ハ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払いは、次の方法により行います。

- イ．収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して5営業日までに開始します。

- ロ．前項の規定にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、信託約款に定める各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。
- ハ．上記イ．に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

(5)【投資制限】

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

信託約款に定める投資制限

[各ファンド(マネープールファンドを除く)]

イ. 主な投資制限

- (イ) 投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- (ロ) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- (ハ) 外貨建資産への直接投資は行いません。

ロ. 公社債の借入れの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - (ロ) 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (二)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

ハ. 信用リスク集中回避のための投資制限

- (イ) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託会社は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (ロ) 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ニ. 資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
 - (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ホ. 受託会社による資金の立替え

- (イ) 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

- (ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (ハ)上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

[マネープールファンド]

イ. 株式への投資制限

株式への実質投資は行いません。

ロ. 投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドを除きます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

* 信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じです。

八. 先物取引等の運用指図・目的・範囲

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)
- 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。

- (ロ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

二. スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- (ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ニ)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ. 金利先渡取引の運用指図・目的・範囲

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ)金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ)金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

- (二)委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ホ)金利先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- へ. 同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債等への投資制限
- 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ト. 有価証券の貸付の指図および範囲
- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- (a) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (ロ)前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- チ. 公社債の空売りの指図
- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ)前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- リ. 公社債の借入れ
- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うことができます。
- (ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (二)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産から支弁するものとします。
- ヌ. 外貨建資産への投資制限
- 外貨建資産への実質投資は行いません。
- ル. デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、選択権付債券売買を含みます。)については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

ヲ．信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ワ．資金の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- (ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

カ．受託会社による資金の立替え

- (イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (ハ)(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

法令による投資制限

デリバティブ取引等に係る投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

(参考)マザーファンドの投資方針

マネー・マネジメント・マザーファンドの信託約款の運用の基本方針の概要

(1)運用の基本方針

当ファンドは、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

(2) 運用方法

投資対象

本邦通貨建て公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。

投資態度

- イ．本邦通貨建て公社債および短期金融商品等に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。
- ロ．資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 運用の指図

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）
 - ハ．金銭債権
 - ニ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．国債証券
- 2．地方債証券
- 3．特別の法律により法人の発行する債券
- 4．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、転換社債型新株予約権付社債に限ります。）
- 5．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 6．コマーシャル・ペーパー
- 7．外国または外国の者の発行する本邦通貨建ての証券で、前各号の証券の性質を有するもの
- 8．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 9．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- 10．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 11．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
なお、1から5までの証券および7の証券のうち1から5までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託会社は、信託金を、前記の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記の1から6までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(4)主な投資制限

株式への投資は行いません。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。
- ロ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引は、以下の範囲で行います。

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引は、以下の範囲で行います。

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ．委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則と

して、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

< 基準価額の変動要因 >

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

[各ファンド(マネーボールファンドを除く)]

(1) 価格変動リスク

当ファンドは、投資信託証券を通じて、実質的に債券や株式、REIT等の値動きのある有価証券等に投資します。実質的な投資対象である有価証券等の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

(2) 株価変動に伴うリスク

株価は、発行企業の業績や市場での需給等の影響を受け変動します。また、発行企業の信用状況にも影響されます。これらの要因により、株価が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

(3) 金利変動に伴うリスク

投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

デュレーションについて

デュレーションとは、「投資元本の平均的な回収期間」を表す指標で、単位は「年」で表示されます。また、「金利の変動に対する債券価格の変動性」の指標としても利用され、一般的にこの値が長い(大きい)ほど、金利の変動に対する債券価格の変動が大きくなります。

(4) 信用リスク

投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延(デフォルト)が起きますと、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

また、投資対象となる債券等の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の債券価格は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。当ファンドでは、低格付けの債券へも投資する場合がありますが、低格付けの債券は、一般的に高格付けの債券と比べて高い利回りを享受できる一方で、発行体からの元金支払いの遅延または不履行(デフォルト)となるリスクが高いとされます。

株式の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の株価は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

REITの財務状況等が悪化し、経営不安や倒産等に陥ったときには、REITの価格は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(5) 為替リスク

為替ヘッジあり 毎月決算型 / 為替ヘッジあり 資産成長型

当ファンドは、投資対象である外国投資信託証券において、外貨建資産に対して対円での為替ヘッジを行い、為替リスクを低減することに努めます。ただし、対円で完全に為替ヘッジすることはできないため、組入資産にかかる通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。なお、米ドル建て以外の一部の外貨建資産の通貨に対しては、原資産と異なる通貨で為替ヘッジを行うこと等があるため、為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利が当該組入資産にかかる通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。ただし、需給要因等によっては金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

為替ヘッジなし 毎月決算型 / 為替ヘッジなし 資産成長型

当ファンドは、投資対象である外国投資信託証券を通じて外貨建資産に投資するため、為替変動のリスクが生じます。また、当ファンドは原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接受けます。したがって、円高局面では、その資産価値が大きく減少する可能性があり、この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(6) 流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(7) 不動産投資信託(REIT)投資のリスク

REITは、不動産を取り巻く環境や不動産市況の変化、保有する不動産または不動産ローン担保証券等の価格の変動、賃料収入または利息収入の増減、稼働率の変動等の影響を受けて価格が変動します。また、REITが借入れを行っている場合、金利支払い等の負担の増減やレバレッジ比率の変動により、価格が大幅に変動することがあります。この他、関連する法令や税制等が変更された場合、REITの価格が影響を受けることがあります。

(8) 転換社債投資のリスク

転換社債の価格は、転換対象となる株式等の価格変動、金利変動、発行企業の信用力の変動等の影響を受け変動します。

一般的に、転換社債の価格は、転換価格を基準として転換対象となる株式の価格が高いほど、株式の価格変動の影響を受けやすくなります。

(9) 資産担保証券投資のリスク

資産担保証券の価格は、信用度の変動、金利変動、ローンの裏付となる資産の価格変動等の影響を受け変動します。

資産担保証券の担保となるローンは、一般的に金利が低下すると低金利ローンへの借換えが増加することが考えられます。ローンの期限前償還が増加することにより資産担保証券の期限前償還が増加すると、資産担保証券の価格が影響を受けます。期限前償還は金利要因のほか、さまざまな要因によっても変化すると考えられます。また、期限前償還の価格に影響を与える度合いは、個々の資産担保証券の種類や特性によって異なります。

(10) バンクローン投資のリスク

バンクローンの価格は、信用度の変動等の影響を受け変動します。特に、債務者が債務不履行を発生させた場合や、債務不履行の可能性が予測された場合、バンクローンの価格は下落します。

バンクローンは公社債に比べて一般的に流動性が低いと考えられます。そのため、市場の混乱時や大量の追加設定・解約等に伴う資金移動が発生した場合等には機動的な売買ができない可能性があり、売却時においても本来想定される投資価値と乖離した価格で取引される場合があります。

(11)その他のリスク

当ファンドが投資対象とする外国投資信託証券で、当ファンドや当該外国投資信託証券を投資対象とする他のファンドで追加設定・解約等に伴う資金移動が発生し、当該外国投資信託証券において売買が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

[マネープールファンド]

(1)流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(2)金利変動に伴うリスク

投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

(3)信用リスク

投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延(デフォルト)が起きますと、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(4)ファミリーファンド方式に関わる基準価額の変動について

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。当ファンドや当ファンドの投資対象となるマザーファンドに投資する他のベビーファンドで解約申込みがあった際に、マザーファンドに属する有価証券を売却しなければならない場合があります。この場合、市場規模、市場動向によっては当該売却により市場実勢が押し下げられ、当初期待されていた価格で売却できないこともあります。この際に、当ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

<その他の留意点>

(1)資産配分に関する留意点

各ファンド(マネープールファンドを除く)では、市場動向に応じて各資産の配分を機動的に変更しますが、変更しない場合に比べて基準価額が下落する場合があります。

(2)外国投資信託証券への投資について

各ファンド(マネープールファンドを除く)において、外国投資信託証券から株式等へ投資する場合、わが国の投資信託証券から投資を行う場合と比べて税制が不利になる場合があります。

(3)繰上償還について

各ファンド(マネープールファンドを除く)が主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、当該ファンドは繰上償還されます。

また、各々につき信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回ることとなった場合、および当ファンドの目的に合った運用を継続することができない事態となった場合等には、繰上償還されることがあります。

(4) 換金制限等に関する留意点

投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

(5) クーリング・オフについて

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(6) 法令・税制・会計等の変更可能性について

法令・税制・会計等は、変更される可能性があります。

< リスクの管理体制 >

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価会議、リスク管理会議およびコンプライアンス会議に報告されます。

(参考情報) 投資リスクの定量的比較

[ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移]

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

■ 為替ヘッジあり 毎月決算型

年間騰落率：
2015年4月～2020年3月

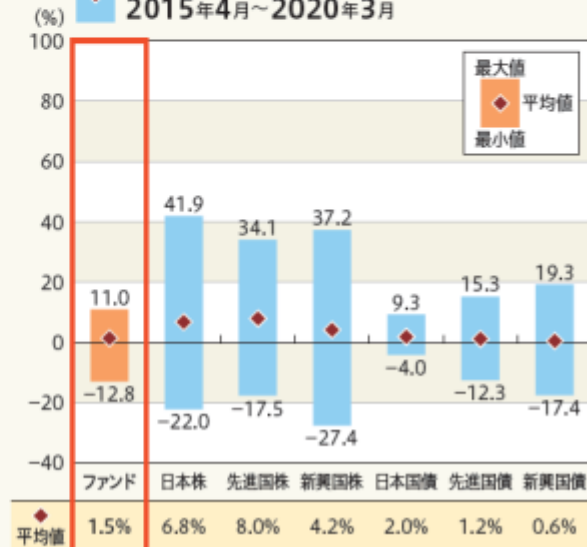
分配金再投資基準価額：
2015年4月～2020年3月

[ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較]

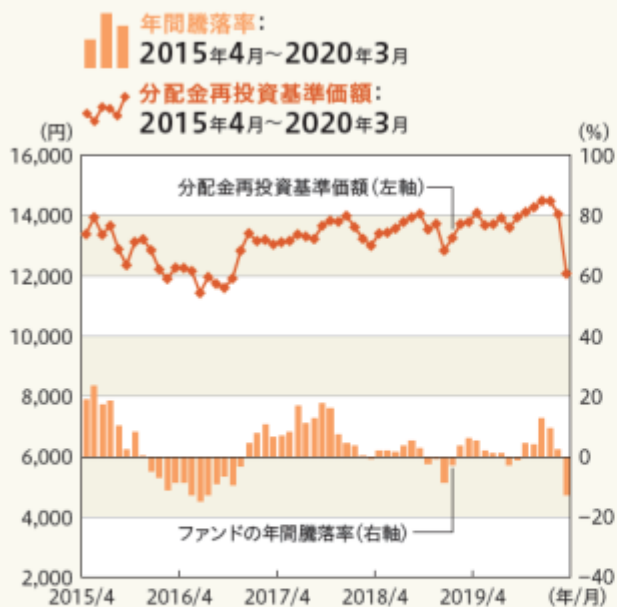
ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド：
2015年4月～2020年3月

他の資産クラス：
2015年4月～2020年3月



■ 為替ヘッジなし 毎月決算型

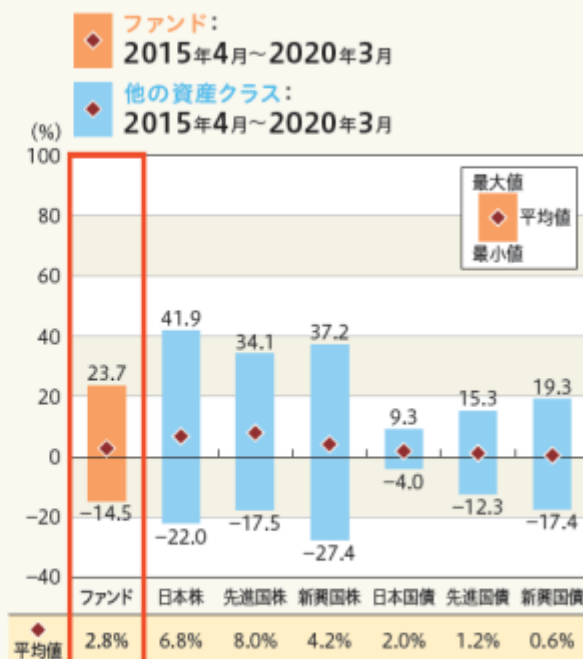


※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

〔 ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移 〕

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



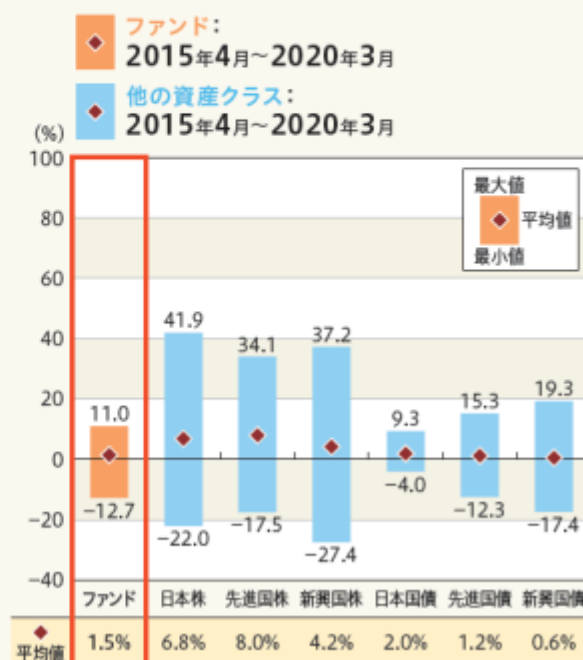
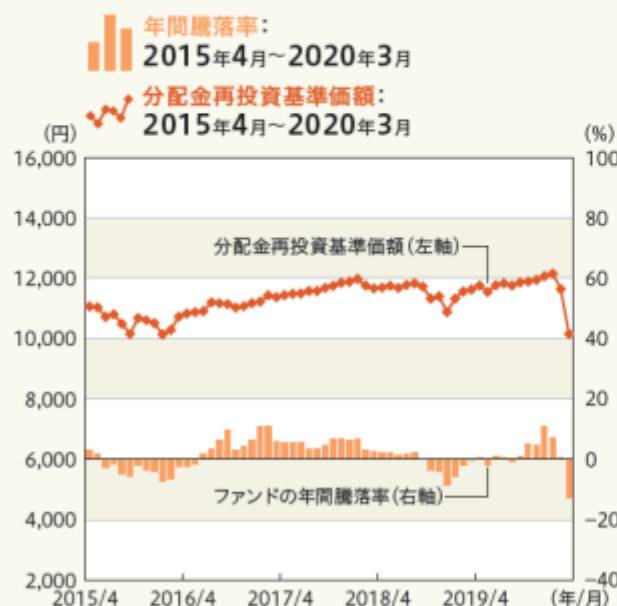
※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

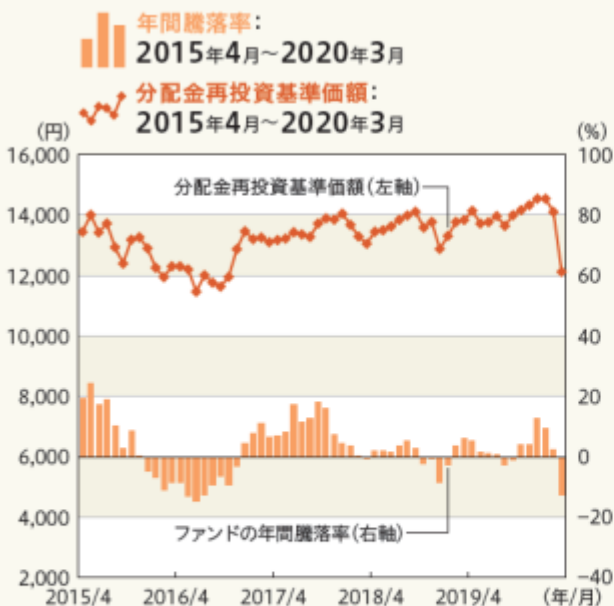
〔 ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較 〕

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

■ 為替ヘッジあり 資産成長型



■ 為替ヘッジなし 資産成長型



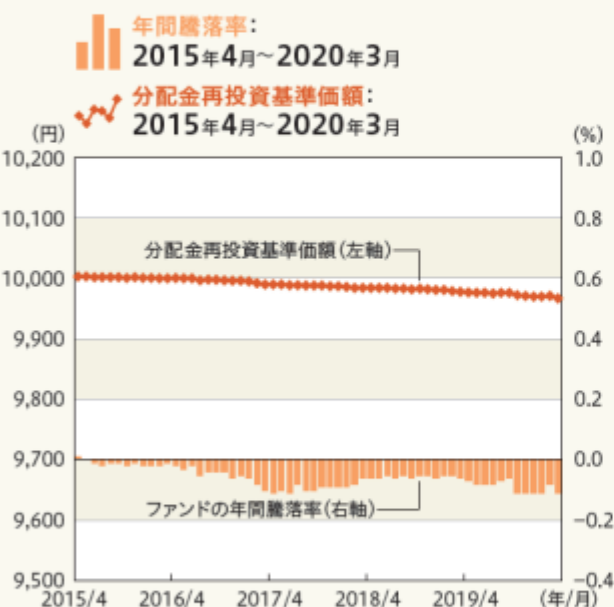
※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

「ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移」

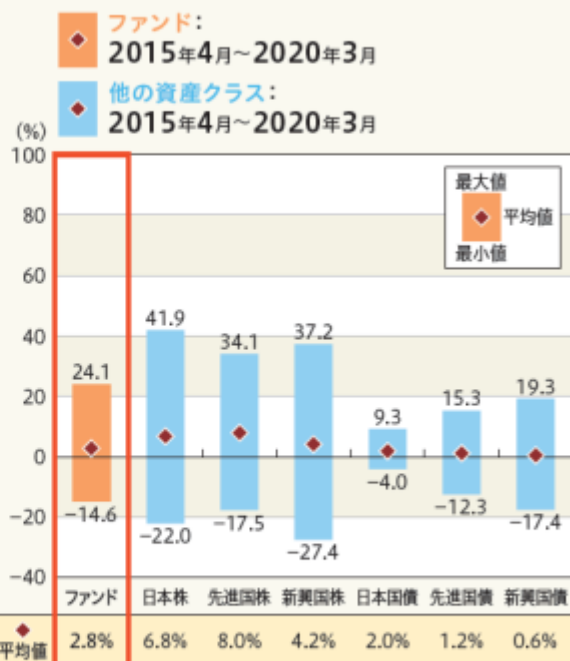
各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

■ マネープールファンド



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

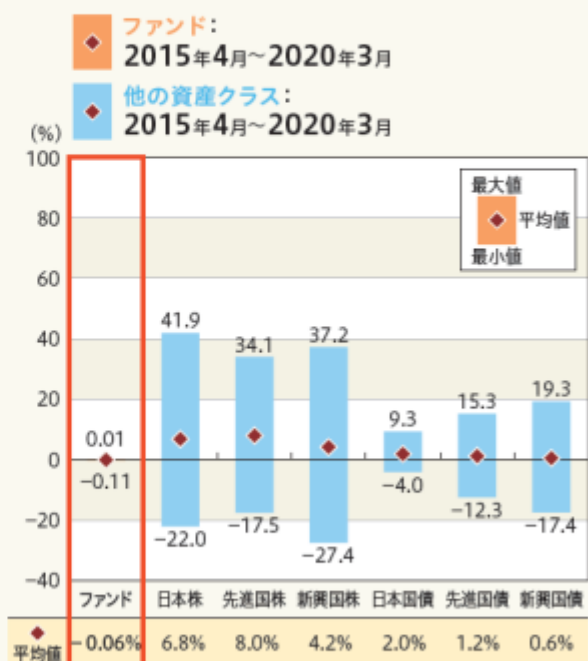


※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	TOPIX(配当込み) 株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイインデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村證券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

[各ファンド（マネープールファンドを除く）]

申込手数料は、申込価額（発行価格）に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率は、3.3%（税抜3.0%）を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。

各ファンド（マネープールファンドを除く）の申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

申込手数料には、消費税等相当額がかかります。

分配金自動再投資型において収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

申込手数料は、販売会社による商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売の事務等の対価です。

[マネープールファンド]

ありません。

マネープールファンドへの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。

スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

[各ファンド（マネープールファンドを除く）]

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.8425%（税抜1.675%）を乗じて得た金額とします。委託会社は販売会社に対して、販売会社の行う業務に対する代行手数料を支払います。委託会社、販売会社および受託会社の間の配分は以下の表のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率1.00%（税抜）	年率0.65%（税抜）	年率0.025%（税抜）

当ファンドが投資対象とする投資信託証券では、管理報酬等が年率0.04%程度かかりますので、当ファンドにおける実質的な信託報酬は年率1.8825%（税込）程度です。

ただし、当ファンドが投資対象とする投資信託証券の管理報酬等には関係法人により下限金額が設定されているものがあるため、当該投資信託証券の純資産総額によっては、当ファンドにおける実質的な信託報酬が上記の率を超える場合があります。また、信託財産にかかる租税、組入有価証券の売買時にかかる費用、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査にかかる費用、ファンドの設立にかかる費用、現地での登録料、法律顧問費用、名義書換事務代行費用、管理費用、組入有価証券の保管に関する費用、借入金や立替金に関する利息等は当ファンドが投資対象とする投資信託証券が負担します。なお、当ファンドが投資対象とする投資信託証券における報酬は将来変更になる場合があります。その場合は実質的な信託報酬率は変更されることとなります。

マネー・マネジメント・マザーファンドにおいては、信託報酬は収受されません。

上記の委託会社、販売会社および受託会社間の信託報酬の配分はそれぞれ「ファンドの運用等の対価」、「購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価」および「運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価」です。

[マネーブルファンド]

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、各月の前月の最終5営業日間の無担保コール翌日物レートの平均値(以下「コールレート」といいます。)に応じて、信託財産の純資産総額に年率0.66%(税抜0.60%)以内の率を乗じて得た金額とし、当該月の第1営業日の計上分より適用します。

委託会社は販売会社に対して、販売会社の行う業務に対する代行手数料を支払います。委託会社、販売会社および受託会社間の配分は以下の表のとおりです。

コールレート	委託会社	販売会社	受託会社	合計
1.00%以上	年率0.27% (税抜)	年率0.27% (税抜)	年率0.06% (税抜)	年率0.60% (税抜)
1.00%未満	純資産総額に上記の率を乗じて得た額を下記の比率で配分します。 45% 45% 10%			コールレートに 0.60を乗じて得た率 (税抜)

マネー・マネジメント・マザーファンドでは信託報酬は収受されませんので、当ファンドにおける実質的な信託報酬は上記と同じです。

上記の委託会社、販売会社および受託会社間の信託報酬の配分はそれぞれ「ファンドの運用等の対価」、「購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価」および「運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価」です。

信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬にかかる消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します(税額は、税法改正時には変更となります。)

信託報酬の販売会社への配分は、委託会社が一旦信託財産から収受した後、各販売会社毎の取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額がかかります。

(4) 【その他の手数料等】

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引・コール取引等に要する費用および外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

有価証券の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用などについては、取引または請求のつど、信託財産で負担することとなります。これらの費用および当ファンドが投資対象とする投資信託証券およびマザーファンドにおける信託財産で間接的にご負担いただく費用は、事前に計算できないため、その総額や計算方法を具体的に記載しておりません。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し次に掲げる率を乗じて得た額とし、毎月決算型は各特定期末（毎年2月、8月に属する計算期末）または信託終了時に、資産成長型およびマネープールファンドは各計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

各ファンド（マネープールファンドを除く）	年率0.01045%（税抜0.0095%）以内の率
マネープールファンド	年率0.0066%（税抜0.0060%）以内の率

また、委託会社は信託財産の規模等を考慮してその率または金額を変更することができます。

信託財産留保額はありません。

(5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。なお、税法等が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

個人の受益者に対する課税

・収益分配金の課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（当ファンドは、配当控除の適用がありません。）を選択することができます。

・解約時および償還時の課税

譲渡益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。）を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告不要となります。

所得税については、2013年1月1日から2037年12月31日までの間、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

< 損益通算について >

解約時および償還時の譲渡損失（または譲渡益）については、上場株式等の譲渡益（または譲渡損失）との相殺が可能です。当該相殺後の譲渡損失については、確定申告により、上場株式等の配当所得等（配当所得については申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算が可能です。

また、源泉徴収選択口座内においても、解約時および償還時の譲渡損失（または譲渡益）については、上場株式等の譲渡益（または譲渡損失）と相殺され、当該相殺後の譲渡損失については、上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。

上場株式等には、取引所に上場されている株式等、公募株式等証券投資信託、公募公社債投資信託および特定公社債が含まれます。

< 少額投資非課税制度、未成年者少額投資非課税制度について >

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度、未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。なお、販売会社によっては、各制度での取扱い対象としない場合があります。

※NISA、ジュニアNISAをご利用になる場合、各制度の違いにご留意ください。
また、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

	少額投資非課税制度 NISA	未成年者少額投資非課税制度 ジュニアNISA
対象となる投資信託	公募株式投資信託（新たに購入が必要）	
非課税対象	公募株式投資信託から生じる 配当所得 および 譲渡所得	
利用対象となる方	20歳以上 の日本居住者 （専用口座が開設される年の1月1日現在）	0～19歳 の日本居住者 （専用口座が開設される年の1月1日現在）
非課税の期間	最長 5年間 （投資期間は2023年まで）	
利用できる限度額	120万円/年 （最大 600万円 ）	80万円/年 （最大 400万円 ）

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。所得税については、2013年1月1日から2037年12月31日までの間、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

< 益金不算入制度について >

当ファンドは、益金不算入制度の適用はありません。

（参考）

< 個別元本について >

- 追加型証券投資信託を保有する受益者毎の取得元本（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が個別元本にあたります。
- 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取型」と「分配金自動再投資型」の両コースで取得する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の< 収益分配金の課税について >を参照）。

< 収益分配金の課税について >

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が個別元本を下回っている場合は、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

* 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

* 上記の内容は2020年3月末現在のものですので、税法等が変更・改正された場合には、変更になることがあります。

* 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【タフ・アメリカ(為替ヘッジあり 毎月決算型)】

(1)【投資状況】

(2020年3月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
投資信託受益証券	ケイマン諸島	762,239,253	98.06%
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		15,118,832	1.94%
純資産総額		777,358,085	100.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2020年3月末現在)

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	Equity Income Fund Class A ケイマン諸島	投資信託受益証券 -	382,691,348	0.9323 356,796,132	1.0337 395,588,046	- -	50.89%
2	Total Return Fund JPY Class ケイマン諸島	投資信託受益証券 -	524,987,411	0.6551 343,920,815	0.6984 366,651,207	- -	47.17%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	98.06%
合計	98.06%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

(2020年3月末現在)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(2020年3月末現在)

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額(百万円)		1口当りの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
設定時 (2013年8月28日)	88	-	1.0000	-
第1特定期間末 (2014年2月24日)	769	774	1.0481	1.0561
第2特定期間末 (2014年8月22日)	953	977	1.0687	1.0967
第3特定期間末 (2015年2月23日)	1,884	1,901	1.0569	1.0689
第4特定期間末 (2015年8月24日)	1,968	1,992	0.9972	1.0092
第5特定期間末 (2016年2月22日)	1,885	1,908	0.9543	0.9663
第6特定期間末 (2016年8月22日)	1,762	1,785	1.0304	1.0424

第7特定期間末 (2017年2月22日)	2,101	2,122	1.0426	1.0546
第8特定期間末 (2017年8月22日)	1,526	1,550	1.0341	1.0491
第9特定期間末 (2018年2月22日)	1,467	1,494	1.0378	1.0558
第10特定期間末 (2018年8月22日)	1,385	1,402	1.0348	1.0468
第11特定期間末 (2019年2月22日)	1,194	1,209	0.9984	1.0104
2019年3月末日	1,180	-	1.0045	-
2019年4月末日	1,191	-	1.0143	-
2019年5月末日	1,153	-	0.9942	-
2019年6月末日	1,162	-	1.0109	-
2019年7月末日	1,154	-	1.0142	-
第12特定期間末 (2019年8月22日)	1,157	1,171	1.0053	1.0173
2019年8月末日	1,159	-	1.0065	-
2019年9月末日	1,154	-	1.0127	-
2019年10月末日	1,128	-	1.0135	-
2019年11月末日	1,121	-	1.0162	-
2019年12月末日	1,112	-	1.0250	-
2020年1月末日	1,014	-	1.0295	-
第13特定期間末 (2020年2月25日)	948	961	1.0257	1.0377
2020年2月末日	909	-	0.9838	-
2020年3月末日	777	-	0.8549	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

【分配の推移】

期間	1口当りの分配金(円)
第1特定期間(2013年8月28日～2014年2月24日)	0.0080
第2特定期間(2014年2月25日～2014年8月22日)	0.0280
第3特定期間(2014年8月23日～2015年2月23日)	0.0120
第4特定期間(2015年2月24日～2015年8月24日)	0.0120
第5特定期間(2015年8月25日～2016年2月22日)	0.0120
第6特定期間(2016年2月23日～2016年8月22日)	0.0120
第7特定期間(2016年8月23日～2017年2月22日)	0.0120
第8特定期間(2017年2月23日～2017年8月22日)	0.0150
第9特定期間(2017年8月23日～2018年2月22日)	0.0180
第10特定期間(2018年2月23日～2018年8月22日)	0.0120
第11特定期間(2018年8月23日～2019年2月22日)	0.0120
第12特定期間(2019年2月23日～2019年8月22日)	0.0120
第13特定期間(2019年8月23日～2020年2月25日)	0.0120

【収益率の推移】

期間	収益率
第1特定期間(2013年8月28日～2014年2月24日)	5.6%
第2特定期間(2014年2月25日～2014年8月22日)	4.6%
第3特定期間(2014年8月23日～2015年2月23日)	0.0%
第4特定期間(2015年2月24日～2015年8月24日)	4.5%
第5特定期間(2015年8月25日～2016年2月22日)	3.1%
第6特定期間(2016年2月23日～2016年8月22日)	9.2%
第7特定期間(2016年8月23日～2017年2月22日)	2.3%
第8特定期間(2017年2月23日～2017年8月22日)	0.6%
第9特定期間(2017年8月23日～2018年2月22日)	2.1%
第10特定期間(2018年2月23日～2018年8月22日)	0.9%
第11特定期間(2018年8月23日～2019年2月22日)	2.4%
第12特定期間(2019年2月23日～2019年8月22日)	1.9%
第13特定期間(2019年8月23日～2020年2月25日)	3.2%

(注) 収益率 = (当特定期末分配基準価額 - 前特定期末分配基準価額) ÷ 前特定期末分配基準価額 × 100

(4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定総額(円)	解約総額(円)
第1特定期間(2013年8月28日～2014年2月24日)	754,404,957	20,212,105
第2特定期間(2014年2月25日～2014年8月22日)	377,310,707	219,649,749
第3特定期間(2014年8月23日～2015年2月23日)	1,018,656,483	127,217,739
第4特定期間(2015年2月24日～2015年8月24日)	590,044,478	399,398,715
第5特定期間(2015年8月25日～2016年2月22日)	187,631,528	185,904,030

第6特定期間(2016年2月23日～2016年8月22日)	155,450,515	420,165,677
第7特定期間(2016年8月23日～2017年2月22日)	656,847,727	352,206,316
第8特定期間(2017年2月23日～2017年8月22日)	230,217,811	769,838,664
第9特定期間(2017年8月23日～2018年2月22日)	324,714,469	386,871,467
第10特定期間(2018年2月23日～2018年8月22日)	52,689,745	127,190,129
第11特定期間(2018年8月23日～2019年2月22日)	36,824,648	180,106,925
第12特定期間(2019年2月23日～2019年8月22日)	33,728,273	78,161,179
第13特定期間(2019年8月23日～2020年2月25日)	11,930,204	238,757,263

(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

【タフ・アメリカ(為替ヘッジなし 毎月決算型)】

(1)【投資状況】

(2020年3月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
投資信託受益証券	ケイマン諸島	11,385,160,168	98.23%
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		205,714,229	1.77%
純資産総額		11,590,874,397	100.00%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2020年3月末現在)

イ.主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	Equity Income Fund Class B ケイマン諸島	投資信託受益証券 -	4,710,740,082	1.1602 5,465,609,779	1.2542 5,908,210,210	- -	50.97%
2	Total Return Fund USD Class ケイマン諸島	投資信託受益証券 -	6,017,303,844	0.8774 5,279,654,897	0.9102 5,476,949,958	- -	47.25%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ.投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	98.23%
合計	98.23%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ.投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

(2020年3月末現在)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(2020年3月末現在)

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額(百万円)		1口当りの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
設定時 (2013年8月28日)	1,594	-	1.0000	-
第1特定期間末 (2014年2月24日)	11,729	11,808	1.0952	1.1032
第2特定期間末 (2014年8月22日)	12,322	12,848	1.1097	1.1577
第3特定期間末 (2015年2月23日)	22,863	23,709	1.2012	1.2592
第4特定期間末 (2015年8月24日)	37,062	39,005	1.1166	1.1846
第5特定期間末 (2016年2月22日)	35,818	36,346	0.9823	0.9973
第6特定期間末 (2016年8月22日)	31,143	31,558	0.9487	0.9607
第7特定期間末 (2017年2月22日)	28,371	29,471	1.0677	1.1077
第8特定期間末 (2017年8月22日)	23,677	24,163	1.0155	1.0355

第9特定期末 (2018年2月22日)	19,443	20,018	1.0088	1.0368
第10特定期末 (2018年8月22日)	17,982	18,254	1.0404	1.0554
第11特定期末 (2019年2月22日)	16,325	16,522	1.0184	1.0304
2019年3月末日	16,098	-	1.0259	-
2019年4月末日	16,111	-	1.0465	-
2019年5月末日	15,463	-	1.0139	-
2019年6月末日	15,299	-	1.0147	-
2019年7月末日	15,370	-	1.0281	-
第12特定期末 (2019年8月22日)	14,885	15,068	1.0004	1.0124
2019年8月末日	14,872	-	1.0019	-
2019年9月末日	15,061	-	1.0258	-
2019年10月末日	15,039	-	1.0363	-
2019年11月末日	14,794	-	1.0459	-
2019年12月末日	14,629	-	1.0594	-
2020年1月末日	14,299	-	1.0543	-
第13特定期末 (2020年2月25日)	14,310	14,520	1.0700	1.0850
2020年2月末日	13,623	-	1.0202	-
2020年3月末日	11,590	-	0.8754	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

【分配の推移】

期間	1口当りの分配金(円)
第1特定期間(2013年8月28日～2014年2月24日)	0.0080
第2特定期間(2014年2月25日～2014年8月22日)	0.0480
第3特定期間(2014年8月23日～2015年2月23日)	0.0580
第4特定期間(2015年2月24日～2015年8月24日)	0.0680
第5特定期間(2015年8月25日～2016年2月22日)	0.0150
第6特定期間(2016年2月23日～2016年8月22日)	0.0120
第7特定期間(2016年8月23日～2017年2月22日)	0.0400
第8特定期間(2017年2月23日～2017年8月22日)	0.0200
第9特定期間(2017年8月23日～2018年2月22日)	0.0280
第10特定期間(2018年2月23日～2018年8月22日)	0.0150
第11特定期間(2018年8月23日～2019年2月22日)	0.0120
第12特定期間(2019年2月23日～2019年8月22日)	0.0120
第13特定期間(2019年8月23日～2020年2月25日)	0.0150

【収益率の推移】

期間	収益率
第1特定期間(2013年8月28日～2014年2月24日)	10.3%
第2特定期間(2014年2月25日～2014年8月22日)	5.7%
第3特定期間(2014年8月23日～2015年2月23日)	13.5%
第4特定期間(2015年2月24日～2015年8月24日)	1.4%
第5特定期間(2015年8月25日～2016年2月22日)	10.7%
第6特定期間(2016年2月23日～2016年8月22日)	2.2%
第7特定期間(2016年8月23日～2017年2月22日)	16.8%
第8特定期間(2017年2月23日～2017年8月22日)	3.0%
第9特定期間(2017年8月23日～2018年2月22日)	2.1%
第10特定期間(2018年2月23日～2018年8月22日)	4.6%
第11特定期間(2018年8月23日～2019年2月22日)	1.0%
第12特定期間(2019年2月23日～2019年8月22日)	0.6%
第13特定期間(2019年8月23日～2020年2月25日)	8.5%

(注) 収益率 = (当特定期末分配付基準価額 - 前特定期末分配基準価額) ÷ 前特定期末分配基準価額 × 100

(4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定総額(円)	解約総額(円)
第1特定期間(2013年8月28日～2014年2月24日)	11,912,536,748	1,202,139,139
第2特定期間(2014年2月25日～2014年8月22日)	2,479,705,345	2,085,536,360
第3特定期間(2014年8月23日～2015年2月23日)	10,665,362,988	2,736,380,960
第4特定期間(2015年2月24日～2015年8月24日)	16,789,309,618	2,630,329,629
第5特定期間(2015年8月25日～2016年2月22日)	5,702,800,054	2,432,266,205
第6特定期間(2016年2月23日～2016年8月22日)	557,272,438	4,194,452,648
第7特定期間(2016年8月23日～2017年2月22日)	1,219,410,124	7,473,108,793
第8特定期間(2017年2月23日～2017年8月22日)	788,141,899	4,044,985,789

第9特定期間(2017年8月23日～2018年2月22日)	467,068,259	4,508,211,544
第10特定期間(2018年2月23日～2018年8月22日)	299,994,293	2,289,269,799
第11特定期間(2018年8月23日～2019年2月22日)	182,678,596	1,437,202,284
第12特定期間(2019年2月23日～2019年8月22日)	121,512,848	1,273,059,838
第13特定期間(2019年8月23日～2020年2月25日)	147,416,449	1,652,261,758

(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

【タフ・アメリカ(為替ヘッジあり 資産成長型)】

(1)【投資状況】

(2020年3月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
投資信託受益証券	ケイマン諸島	557,623,805	98.26%
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		9,879,160	1.74%
純資産総額		567,502,965	100.00%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2020年3月末現在)

イ.主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	Equity Income Fund Class A ケイマン諸島	投資信託受益証券 -	280,442,302	1.3195 370,070,082	1.0337 289,893,207	- -	51.08%
2	Total Return Fund JPY Class ケイマン諸島	投資信託受益証券 -	383,348,509	0.7806 299,273,817	0.6984 267,730,598	- -	47.18%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ.投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	98.26%
合計	98.26%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ.投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

(2020年3月末現在)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(2020年3月末現在)

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額(百万円)		1口当りの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
設定時 (2013年8月28日)	35	-	1.0000	-
第1計算期間末 (2014年2月24日)	473	-	1.0517	-
第2計算期間末 (2014年8月22日)	664	-	1.1008	-
第3計算期間末 (2015年2月23日)	857	-	1.1011	-
第4計算期間末 (2015年8月24日)	906	-	1.0506	-
第5計算期間末 (2016年2月22日)	813	-	1.0178	-
第6計算期間末 (2016年8月22日)	790	-	1.1121	-
第7計算期間末 (2017年2月22日)	1,005	-	1.1389	-
第8計算期間末 (2017年8月22日)	1,010	-	1.1465	-
第9計算期間末 (2018年2月22日)	1,037	-	1.1703	-

第10計算期間末 (2018年8月22日)	991	-	1.1810	-
第11計算期間末 (2019年2月22日)	861	-	1.1529	-
2019年3月末日	760	-	1.1624	-
2019年4月末日	749	-	1.1761	-
2019年5月末日	715	-	1.1550	-
2019年6月末日	715	-	1.1769	-
2019年7月末日	718	-	1.1831	-
第12計算期間末 (2019年8月22日)	714	-	1.1750	-
2019年8月末日	715	-	1.1764	-
2019年9月末日	718	-	1.1860	-
2019年10月末日	719	-	1.1893	-
2019年11月末日	718	-	1.1949	-
2019年12月末日	716	-	1.2076	-
2020年1月末日	687	-	1.2154	-
第13計算期間末 (2020年2月25日)	676	-	1.2133	-
2020年2月末日	649	-	1.1639	-
2020年3月末日	567	-	1.0152	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

期間	収益率
第1期(2013年8月28日～2014年2月24日)	5.2%
第2期(2014年2月25日～2014年8月22日)	4.7%
第3期(2014年8月23日～2015年2月23日)	0.0%
第4期(2015年2月24日～2015年8月24日)	4.6%
第5期(2015年8月25日～2016年2月22日)	3.1%
第6期(2016年2月23日～2016年8月22日)	9.3%
第7期(2016年8月23日～2017年2月22日)	2.4%
第8期(2017年2月23日～2017年8月22日)	0.7%
第9期(2017年8月23日～2018年2月22日)	2.1%
第10期(2018年2月23日～2018年8月22日)	0.9%
第11期(2018年8月23日～2019年2月22日)	2.4%
第12期(2019年2月23日～2019年8月22日)	1.9%
第13期(2019年8月23日～2020年2月25日)	3.3%

(注) 収益率 = (当計算期末分配付基準価額 - 前計算期末分配付基準価額) ÷ 前計算期末分配付基準価額 × 100

(4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定総額(円)	解約総額(円)
第1期(2013年8月28日～2014年2月24日)	455,611,353	5,680,521
第2期(2014年2月25日～2014年8月22日)	221,148,386	67,422,966
第3期(2014年8月23日～2015年2月23日)	319,002,102	143,593,458
第4期(2015年2月24日～2015年8月24日)	178,331,763	94,284,244
第5期(2015年8月25日～2016年2月22日)	83,862,579	148,156,696
第6期(2016年2月23日～2016年8月22日)	68,117,696	155,740,894
第7期(2016年8月23日～2017年2月22日)	315,949,259	143,959,380
第8期(2017年2月23日～2017年8月22日)	136,529,519	138,415,361
第9期(2017年8月23日～2018年2月22日)	195,543,740	190,151,249
第10期(2018年2月23日～2018年8月22日)	43,210,627	90,691,613
第11期(2018年8月23日～2019年2月22日)	16,712,871	108,647,511
第12期(2019年2月23日～2019年8月22日)	9,743,171	149,158,538
第13期(2019年8月23日～2020年2月25日)	5,726,123	55,729,969

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

【タフ・アメリカ(為替ヘッジなし 資産成長型)】

(1) 【投資状況】

(2020年3月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
投資信託受益証券	ケイマン諸島	3,532,272,264	98.39%
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		57,766,182	1.61%
純資産総額		3,590,038,446	100.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2020年3月末現在)

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	Equity Income Fund Class B ケイマン諸島	投資信託受益証券 -	1,461,877,266	1.6318 2,385,573,931	1.2542 1,833,486,467	- -	51.07%
2	Total Return Fund USD Class ケイマン諸島	投資信託受益証券 -	1,866,387,385	1.0361 1,933,815,928	0.9102 1,698,785,797	- -	47.32%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	98.39%
合計	98.39%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

(2020年3月末現在)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(2020年3月末現在)

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額（百万円）		1口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
設定時 (2013年8月28日)	908	-	1.0000	-
第1計算期間末 (2014年2月24日)	6,774	-	1.1047	-
第2計算期間末 (2014年8月22日)	7,485	-	1.1702	-
第3計算期間末 (2015年2月23日)	10,620	-	1.3336	-
第4計算期間末 (2015年8月24日)	11,136	-	1.3135	-
第5計算期間末 (2016年2月22日)	9,711	-	1.1709	-
第6計算期間末 (2016年8月22日)	8,752	-	1.1443	-
第7計算期間末 (2017年2月22日)	8,718	-	1.3388	-
第8計算期間末 (2017年8月22日)	7,392	-	1.2975	-
第9計算期間末 (2018年2月22日)	6,008	-	1.3229	-
第10計算期間末 (2018年8月22日)	5,657	-	1.3840	-
第11計算期間末 (2019年2月22日)	4,995	-	1.3711	-
2019年3月末日	4,873	-	1.3838	-
2019年4月末日	4,873	-	1.4141	-
2019年5月末日	4,712	-	1.3725	-
2019年6月末日	4,695	-	1.3763	-
2019年7月末日	4,740	-	1.3973	-
第12計算期間末 (2019年8月22日)	4,597	-	1.3622	-
2019年8月末日	4,604	-	1.3642	-
2019年9月末日	4,702	-	1.3994	-
2019年10月末日	4,648	-	1.4167	-
2019年11月末日	4,533	-	1.4327	-

2019年12月末日	4,443	-	1.4541	-
2020年1月末日	4,355	-	1.4537	-
第13計算期間末 (2020年2月25日)	4,400	-	1.4788	-
2020年2月末日	4,194	-	1.4101	-
2020年3月末日	3,590	-	1.2129	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

期間	収益率
第1期(2013年8月28日～2014年2月24日)	10.5%
第2期(2014年2月25日～2014年8月22日)	5.9%
第3期(2014年8月23日～2015年2月23日)	14.0%
第4期(2015年2月24日～2015年8月24日)	1.5%
第5期(2015年8月25日～2016年2月22日)	10.9%
第6期(2016年2月23日～2016年8月22日)	2.3%
第7期(2016年8月23日～2017年2月22日)	17.0%
第8期(2017年2月23日～2017年8月22日)	3.1%
第9期(2017年8月23日～2018年2月22日)	2.0%
第10期(2018年2月23日～2018年8月22日)	4.6%
第11期(2018年8月23日～2019年2月22日)	0.9%
第12期(2019年2月23日～2019年8月22日)	0.6%
第13期(2019年8月23日～2020年2月25日)	8.6%

(注) 収益率 = (当計算期末分配基準価額 - 前計算期末分配基準価額) ÷ 前計算期末分配基準価額 × 100

(4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定総額(円)	解約総額(円)
第1期(2013年8月28日～2014年2月24日)	6,351,085,762	218,355,406
第2期(2014年2月25日～2014年8月22日)	1,559,517,409	1,295,091,835
第3期(2014年8月23日～2015年2月23日)	3,175,534,168	1,609,182,188
第4期(2015年2月24日～2015年8月24日)	1,928,063,645	1,413,498,236
第5期(2015年8月25日～2016年2月22日)	902,337,492	1,086,074,484
第6期(2016年2月23日～2016年8月22日)	203,940,389	850,056,055
第7期(2016年8月23日～2017年2月22日)	355,157,507	1,491,076,377
第8期(2017年2月23日～2017年8月22日)	300,614,428	1,115,437,474
第9期(2017年8月23日～2018年2月22日)	138,705,116	1,294,411,438
第10期(2018年2月23日～2018年8月22日)	97,739,565	551,736,886
第11期(2018年8月23日～2019年2月22日)	94,256,687	538,588,278
第12期(2019年2月23日～2019年8月22日)	43,636,158	311,913,379
第13期(2019年8月23日～2020年2月25日)	42,819,594	442,453,952

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

【タフ・アメリカ(マネー・プールファンド)】

(1) 【投資状況】

(2020年3月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
親投資信託受益証券 (マネー・マネジメント・マザーファンド)	日本	7,753,183	100.03%
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		2,011	0.03%
純資産総額		7,751,172	100.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2020年3月末現在)

イ. 主要銘柄の明細

銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1 マネー・マネジメント・マザー ファンド 日本	親投資信託受益 証券	7,768,721	0.9984 7,756,740	0.9980 7,753,183	- -	100.03%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
親投資信託受益証券	100.03%

合計	100.03%
----	---------

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

【投資不動産物件】
（2020年3月末現在）
該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】
（2020年3月末現在）
該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額（百万円）		1口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
設定時 （2013年8月28日）	1	-	1.0000	-
第1計算期間末 （2014年2月24日）	1	-	1.0003	-
第2計算期間末 （2014年8月22日）	1	-	1.0003	-
第3計算期間末 （2015年2月23日）	2	-	1.0002	-
第4計算期間末 （2015年8月24日）	2	-	1.0002	-
第5計算期間末 （2016年2月22日）	16	-	1.0001	-
第6計算期間末 （2016年8月22日）	17	-	0.9998	-
第7計算期間末 （2017年2月22日）	7	-	0.9994	-
第8計算期間末 （2017年8月22日）	7	-	0.9990	-
第9計算期間末 （2018年2月22日）	8	-	0.9985	-
第10計算期間末 （2018年8月22日）	7	-	0.9983	-
第11計算期間末 （2019年2月22日）	6	-	0.9980	-
2019年3月末日	6	-	0.9978	-
2019年4月末日	6	-	0.9977	-
2019年5月末日	6	-	0.9976	-
2019年6月末日	6	-	0.9976	-
2019年7月末日	6	-	0.9975	-
第12計算期間末 （2019年8月22日）	6	-	0.9976	-
2019年8月末日	6	-	0.9976	-
2019年9月末日	3	-	0.9976	-
2019年10月末日	3	-	0.9972	-
2019年11月末日	3	-	0.9971	-
2019年12月末日	3	-	0.9970	-
2020年1月末日	3	-	0.9970	-
第13計算期間末 （2020年2月25日）	3	-	0.9971	-
2020年2月末日	3	-	0.9971	-
2020年3月末日	7	-	0.9967	-

（注）純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

【分配の推移】
該当事項はありません。

【収益率の推移】

期間	収益率
第1期（2013年8月28日～2014年2月24日）	0.0%
第2期（2014年2月25日～2014年8月22日）	0.0%
第3期（2014年8月23日～2015年2月23日）	0.0%
第4期（2015年2月24日～2015年8月24日）	0.0%
第5期（2015年8月25日～2016年2月22日）	0.0%

第6期(2016年2月23日～2016年8月22日)	0.0%
第7期(2016年8月23日～2017年2月22日)	0.0%
第8期(2017年2月23日～2017年8月22日)	0.0%
第9期(2017年8月23日～2018年2月22日)	0.1%
第10期(2018年2月23日～2018年8月22日)	0.0%
第11期(2018年8月23日～2019年2月22日)	0.0%
第12期(2019年2月23日～2019年8月22日)	0.0%
第13期(2019年8月23日～2020年2月25日)	0.1%

(注) 収益率 = (当計算期末分配基準価額 - 前計算期末分配基準価額) ÷ 前計算期末分配基準価額 × 100

(4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定総額(円)	解約総額(円)
第1期(2013年8月28日～2014年2月24日)	9,107,754	8,017,756
第2期(2014年2月25日～2014年8月22日)	9,998	39,988
第3期(2014年8月23日～2015年2月23日)	1,359,630	39,988
第4期(2015年2月24日～2015年8月24日)	12,003,706	11,856,414
第5期(2015年8月25日～2016年2月22日)	23,633,564	10,129,071
第6期(2016年2月23日～2016年8月22日)	3,869,177	2,815,915
第7期(2016年8月23日～2017年2月22日)	4,086,462	13,362,706
第8期(2017年2月23日～2017年8月22日)	1,711,869	1,585,621
第9期(2017年8月23日～2018年2月22日)	1,098,492	596,774
第10期(2018年2月23日～2018年8月22日)	65,118	645,376
第11期(2018年8月23日～2019年2月22日)	582,869	2,205,090
第12期(2019年2月23日～2019年8月22日)	419,367	405,924
第13期(2019年8月23日～2020年2月25日)	342,044	3,230,015

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

(参考) マザーファンドの運用状況

マネー・マネジメント・マザーファンド

(1) 投資状況

(2020年3月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率
特殊債券	日本	27,113,846	72.80%
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		10,129,262	27.20%
純資産総額		37,243,108	100.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2020年3月末現在)

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	115 政保道路機構 日本	特殊債券 -	7,000,000	100.46 7,032,480	100.42 7,029,491	1.0000 2020/08/31	18.87%
2	122 政保道路機構 日本	特殊債券 -	5,000,000	100.91 5,045,650	100.59 5,029,725	0.9000 2020/11/30	13.51%
3	18政保地方公共団 日本	特殊債券 -	5,000,000	100.65 5,032,750	100.56 5,028,295	0.9000 2020/11/17	13.50%
4	110 政保道路機構 日本	特殊債券 -	5,000,000	100.41 5,020,900	100.32 5,016,130	1.3000 2020/06/30	13.47%
5	107 政保道路機構 日本	特殊債券 -	5,000,000	100.69 5,034,750	100.20 5,010,205	1.3000 2020/05/29	13.45%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
特殊債券	72.80%
合計	72.80%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

(2020年3月末現在)

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
(2020年3月末現在)
該当事項はありません。

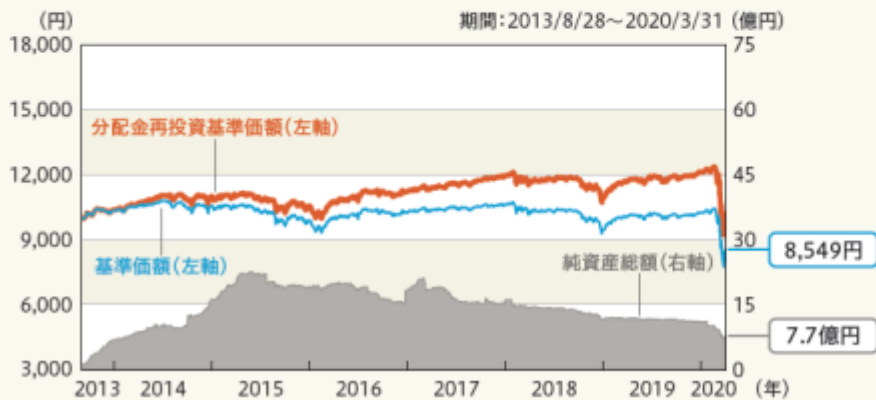
(参考情報)

基準日:2020年3月31日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移

■ 為替ヘッジあり 毎月決算型

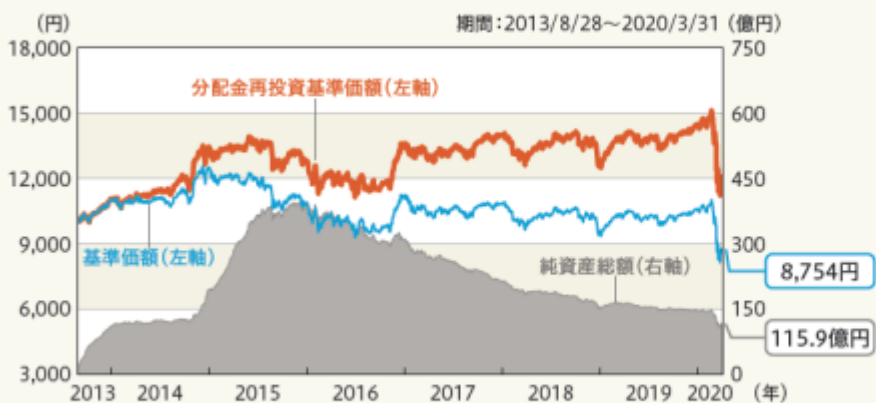


分配の推移

決算期	分配金
2020年 3月	20円
2020年 2月	20円
2020年 1月	20円
2019年12月	20円
2019年11月	20円
直近1年間累計	240円
設定来累計	1,790円

*分配金は1万口当たり、税引前

■ 為替ヘッジなし 毎月決算型



*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しております。

決算期	分配金
2020年 3月	20円
2020年 2月	20円
2020年 1月	50円
2019年12月	20円
2019年11月	20円
直近1年間累計	270円
設定来累計	3,530円

*分配金は1万口当たり、税引前

■ 為替ヘッジあり 資産成長型



決算期	分配金
2020年 2月	0円
2019年 8月	0円
2019年 2月	0円
2018年 8月	0円
2018年 2月	0円
設定来累計	0円

*分配金は1万口当たり、税引前

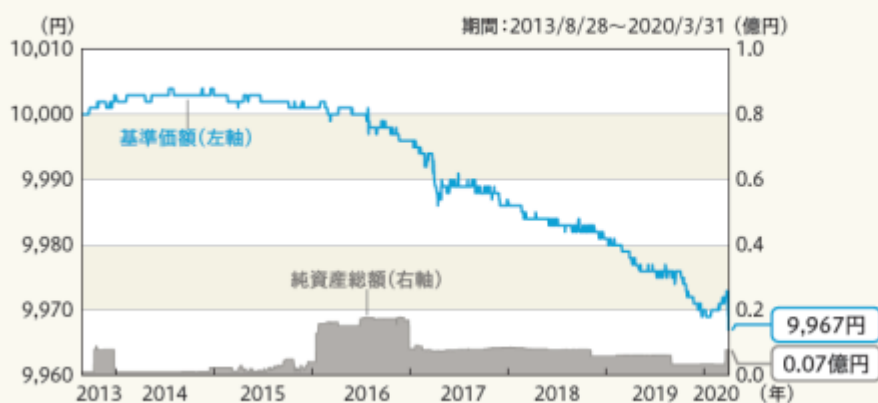
■ 為替ヘッジなし 資産成長型



決算期	分配金
2020年 2月	0円
2019年 8月	0円
2019年 2月	0円
2018年 8月	0円
2018年 2月	0円
設定来累計	0円

*分配金は1万口当たり、税引前

■ マネープールファンド



決算期	分配金
2020年 2月	0円
2019年 8月	0円
2019年 2月	0円
2018年 8月	0円
2018年 2月	0円
設定来累計	0円

*分配金は1万口当たり、税引前

主要な資産の状況

■ 為替ヘッジあり 毎月決算型

投資銘柄	投資比率
Equity Income Fund Class A	50.9%
Total Return Fund JPY Class	47.2%

■ 為替ヘッジなし 毎月決算型

投資銘柄	投資比率
Equity Income Fund Class B	51.0%
Total Return Fund USD Class	47.3%

■ 為替ヘッジあり 資産成長型

投資銘柄	投資比率
Equity Income Fund Class A	51.1%
Total Return Fund JPY Class	47.2%

■ 為替ヘッジなし 資産成長型

投資銘柄	投資比率
Equity Income Fund Class B	51.1%
Total Return Fund USD Class	47.3%

■ マネープールファンド

投資銘柄	投資比率
マネー・マネジメント・マザーファンド	100.0%

*投資比率は全て純資産総額対比

▶ 投資対象とする投資信託の現況

■ トータルリターン・ファンド（上位5銘柄）

	投資銘柄	国名	種別	投資比率
1	インバスコ・シニア・ローンETF	米国	ETF(バンクローン)	7.2%
2	UMBS 30年債	米国	政府系MBS	4.4%
3	ジニーメイ30年債	米国	政府系MBS	4.3%
4	UMBS 30年債	米国	政府系MBS	4.3%
5	米回国債	米国	米回国債	4.1%

*投資比率はトータルリターン・ファンドの保有する債券等の時価総額対比

■ エクイティ・インカム・ファンド（上位5銘柄）

	投資銘柄	国名	業種	投資比率
1	ネクステラ・エナジー	米国	公益事業	4.0%
2	アストラゼネカ	英国	ヘルスケア	2.6%
3	ロックード・マーチン	米国	資本財・サービス	2.6%
4	JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー	米国	金融	2.6%
5	プリストル・マイヤーズ スクイブ	米国	ヘルスケア	2.4%

*投資比率はエクイティ・インカム・ファンドの純資産総額対比 *業種は世界産業分類基準(GICS)

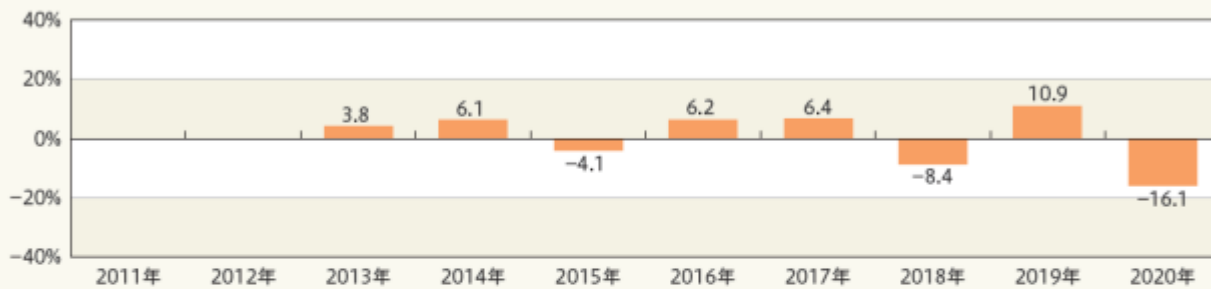
■ マネー・マネジメント・マザーファンド（上位10銘柄）

	投資銘柄	種別	投資比率
1	115 政保道路機構	特殊債券	18.9%
2	122 政保道路機構	特殊債券	13.5%
3	18 政保地方公共団	特殊債券	13.5%
4	110 政保道路機構	特殊債券	13.5%
5	107 政保道路機構	特殊債券	13.5%

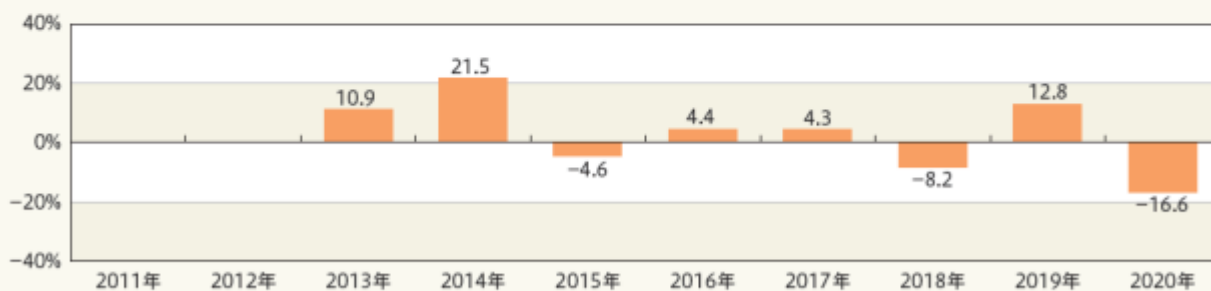
*投資比率はマネー・マネジメント・マザーファンドの純資産総額対比

年間収益率の推移(暦年ベース)

■ 為替ヘッジあり 毎月決算型



■ 為替ヘッジなし 毎月決算型

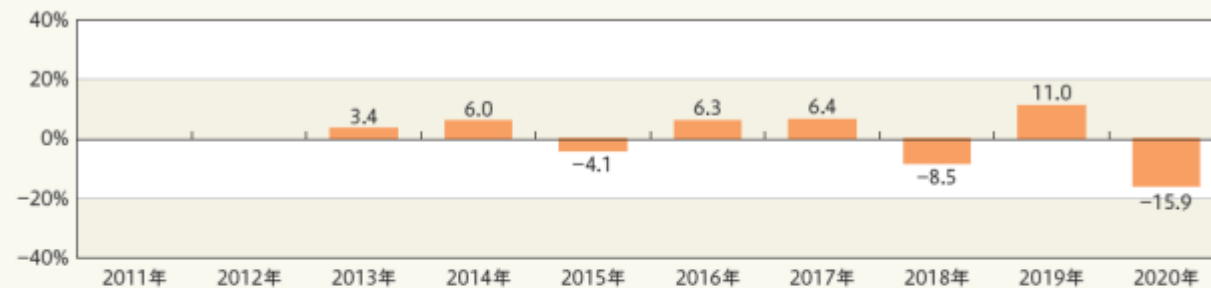


*ファンドの収益率は暦年ベースで表示しております。但し、2013年は当初設定日(2013年8月28日)から年末までの収益率、2020年は3月末までの収益率です。

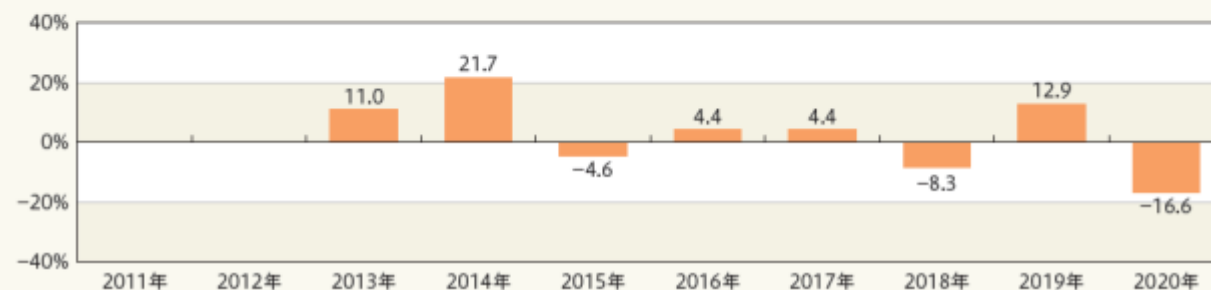
*ファンドの年間収益率は、税引前の分配金を再投資したものと計算しております。

*ファンドには、ベンチマークはありません。

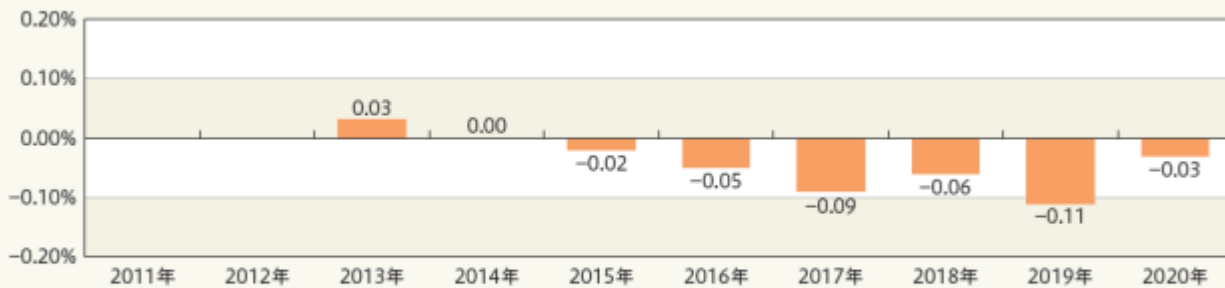
■ 為替ヘッジあり 資産成長型



■ 為替ヘッジなし 資産成長型



■ マネープールファンド



*ファンドの収益率は暦年ベースで表示しております。但し、2013年は当初設定日(2013年8月28日)から年末までの収益率、2020年は3月末までの収益率です。

*ファンドの年間収益率は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しております。

*ファンドには、ベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 当ファンドの取得申込者は、販売会社において申込期間における毎営業日にお申込みいただけます。ただし、各ファンド（マネープールファンドを除く）においては、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行の休業日と同日の場合には、取得のお申込みを受付けないものとします。原則として、午後3時までに取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。また、マネープールファンドへの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。

委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付を取消すことがあります。

- (2) 申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初1口＝1円）とします。お申込みには申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を要します。当ファンドの申込単位は、1口または1円の整数倍で販売会社毎に定めた単位です。
- (3) 当ファンドの取得申込者は、販売会社において、取引口座を開設のうえ、取得のお申込みを行うものとします。お申込みの方法には、収益の分配がなされた場合に分配金を受取ることができる「分配金受取型」と、税引後の分配金を自動的に無手数料で再投資する「分配金自動再投資型」があり、「分配金自動再投資型」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で累積投資約款に従って分配金再投資に関する契約を締結します。ただし、販売会社によってはどちらか一方のコースのみの取扱いの場合があります。
- なお、当ファンドは「為替ヘッジあり 毎月決算型」、「為替ヘッジなし 毎月決算型」、「為替ヘッジあり 資産成長型」、「為替ヘッジなし 資産成長型」、「マネープールファンド」の5つのファンドで構成されていますが、販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。
- *販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。
- (4) 定時定額で購入する「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、販売会社にお問い合わせください。

- (注) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込

者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

[各ファンド（マネープールファンドを除く）]

受益者は、販売会社に対して毎営業日に解約のお申込みをすることができます。ただし、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行の休業日と同日の場合には、解約請求を受付けないものとします。原則として、午後3時までに解約の申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求の受付を取消すことがあります。解約請求の受付が中止された場合、受益者は解約の受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱うこととします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

<解約請求による換金手続き>

解約価額：当該請求受付日の翌営業日の基準価額です。

（解約価額については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）

解約単位：販売会社毎に定めた単位とします。

（解約単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）

解約代金の支払い：原則として解約請求を受付けた日から起算して7営業日目から販売会社の申込場所まで支払われます。

解約にかかる手数料：ありません。

[マネープールファンド]

受益者は、販売会社に対して毎営業日に解約のお申込みをすることができます。原則として、午後3時までに解約の申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

委託会社は、取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求の受付を取消すことがあります。解約請求の受付が中止された場合、受益者は解約の受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱うこととします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

<解約請求による換金手続き>

解約価額：当該請求受付日の翌営業日の基準価額です。

（解約価額については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）

解約単位：販売会社毎に定めた単位とします。

（解約単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）

解約代金の支払い：原則として解約請求を受付けた日から起算して7営業日目から販売会社の申込場所まで支払われます。

解約にかかる手数料：ありません。

（注）当ファンドの換金請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益

権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金請求を受益者がするとき、振替受益権をもって行うものとし、

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<主要投資対象の評価方法>

ファンド名	有価証券等	評価方法
為替ヘッジあり 毎月決算型 為替ヘッジなし 毎月決算型 為替ヘッジあり 資産成長型 為替ヘッジなし 資産成長型	投資信託証券 (外国籍)	原則として、基準価額計算日に知り得る直近の純資産額（上場されている場合は、その主たる取引所における最終相場）で評価します。
マネープールファンド	公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 ・日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） ・金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。） ・価格情報会社の提供する価額 残存期間が1年以内の公社債については、一部償却原価法により評価することができます。

基準価額は、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示され、原則として委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、それぞれ「タフ米有毎月」、「タフ米無毎月」、「タフ米有成長」、「タフ米無成長」として掲載されます（ただし、マネープールファンドの基準価額は日本経済新聞朝刊には掲載されません。）。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託の期間は、信託契約締結日（2013年8月28日）から、2023年8月22日まで（約10年）とします。

なお、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときには、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

ただし、後記「(5)その他 信託契約の解約」の規定により、信託契約を解約し、この信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

[毎月決算型]

計算期間は、原則として毎月23日から翌月22日までとします。前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下、「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

(注)計算期間終了日を「決算日」ということがあります。

[資産成長型/マネープールファンド]

計算期間は、原則として毎年2月23日から8月22日、8月23日から翌年2月22日までとします。前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下、「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

(注)計算期間終了日を「決算日」ということがあります。

(5)【その他】

信託契約の解約

[各ファンド(マネープールファンドを除く)]

- イ. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回るようになった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ロ. 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ハ. 委託会社は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ニ. 委託会社は、前イ. および前ロ. の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ホ. 前ニ. の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ヘ. 前ニ. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ト. 前ニ. から前ヘ. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび前ハ. の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前ニ. から前ヘ. までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

[マネープールファンド]

- イ. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回るようになった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ロ. 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- 八．委託会社は、前イ．および前ロ．の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- 二．前八．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ホ．前八．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ヘ．前八．から前ホ．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前八．から前ホ．までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款の変更等の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款の変更等に規定する書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

- イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本項に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ロ．委託会社は、前イ．の事項（前イ．の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前イ．の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ハ．前ロ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者

が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ニ．前ロ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ホ．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ヘ．前ロ．から前ホ．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ト．前イ．から前ヘ．の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

運用にかかる報告等開示方法

[毎月決算型]

- イ．委託会社は、特定期末（毎年2月、8月に属する計算期末）から3ヵ月以内に有価証券報告書を提出します。
- ロ．委託会社は、特定期末および償還時に運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）および交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める書面）を作成します。
- ハ．委託会社は、交付運用報告書を販売会社を通じて受益者へ交付します。また、委託会社は、運用報告書（全体版）を委託会社のホームページに掲載します。
- ニ．前ハ．にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

[資産成長型 / マネープールファンド]

- イ．委託会社は、決算日から3ヵ月以内に有価証券報告書を提出します。
- ロ．委託会社は、決算時および償還時に運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）および交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める書面）を作成します。
- ハ．委託会社は、交付運用報告書を販売会社を通じて受益者へ交付します。また、委託会社は、運用報告書（全体版）を委託会社のホームページに掲載します。
- ニ．前ハ．にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

委託会社と関係法人との契約の変更

< 募集・販売契約 >

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、収益分配金を持分にに応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、保有口数に応じて、販売会社を通じて決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して5営業日までに開始します。

上記にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分にに応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

償還金の支払いは、原則として償還日から起算して5営業日までに開始します。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、解約の実行を販売会社を通じて委託会社に請求する権利を有しています。権利行使の方法等については、前述の「換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

タフ・アメリカ(為替ヘッジあり 毎月決算型)

タフ・アメリカ(為替ヘッジなし 毎月決算型)

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載されている金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(令和1年8月23日から令和2年2月25日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

タフ・アメリカ(為替ヘッジあり 資産成長型)

タフ・アメリカ(為替ヘッジなし 資産成長型)

タフ・アメリカ(マネーボールファンド)

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載されている金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期計算期間(令和1年8月23日から令和2年2月25日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【タフ・アメリカ(為替ヘッジあり 毎月決算型)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 令和1年8月22日現在	当期 令和2年2月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	38,253,433	70,317,449
投資信託受益証券	1,133,358,471	933,942,477
流動資産合計	1,171,611,904	1,004,259,926
資産合計	1,171,611,904	1,004,259,926
負債の部		
流動負債		
未払金	7,905,701	-
未払収益分配金	2,303,197	1,849,543
未払解約金	1,855,026	52,099,315
未払受託者報酬	26,278	25,799
未払委託者報酬	1,734,971	1,703,356
その他未払費用	59,525	58,952
流動負債合計	13,884,698	55,736,965
負債合計	13,884,698	55,736,965
純資産の部		
元本等		
元本	1,151,598,646	924,771,587
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	6,128,560	23,751,374
(分配準備積立金)	36,323,539	33,836,580
元本等合計	1,157,727,206	948,522,961
純資産合計	1,157,727,206	948,522,961
負債純資産合計	1,171,611,904	1,004,259,926

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 平成31年 2月23日 令和 1年 8月22日	当期 令和 1年 8月23日 令和 2年 2月25日
営業収益		
受取配当金	26,977,194	25,557,752
受取利息	124	168
有価証券売買等損益	6,143,279	22,164,873
営業収益合計	33,120,597	47,722,793
営業費用		
支払利息	11,248	8,944
受託者報酬	156,825	155,355
委託者報酬	10,353,470	10,256,203
その他費用	60,466	59,191
営業費用合計	10,582,009	10,479,693
営業利益又は営業損失()	22,538,588	37,243,100
経常利益又は経常損失()	22,538,588	37,243,100
当期純利益又は当期純損失()	22,538,588	37,243,100
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	98,614	436,113
期首剰余金又は期首欠損金()	1,910,737	6,128,560
剰余金増加額又は欠損金減少額	197,637	182,868
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	197,637	182,868
剰余金減少額又は欠損金増加額	692,589	6,434,826
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	692,589	6,434,826
分配金	13,905,725	12,932,215
期末剰余金又は期末欠損金()	6,128,560	23,751,374

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期	
	自 令和1年8月23日	至 令和2年2月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 外国投資信託受益証券についての受取配当金は、原則として、投資信託受益証券の分配落ち日において、確定分配金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの特定期間は、当計算期末が休日のため、令和1年8月23日から令和2年2月25日までとなっております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期	当期
	令和1年8月22日現在	令和2年2月25日現在
1. 元本状況		
期首元本額	1,196,031,552円	1,151,598,646円
期中追加設定元本額	33,728,273円	11,930,204円
期中一部解約元本額	78,161,179円	238,757,263円
2. 受益権の総数	1,151,598,646口	924,771,587口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期	当期																																		
	自 平成31年2月23日	自 令和1年8月23日	至 令和2年2月25日																																
分配金の計算過程	分配金の計算過程																																		
第67期計算期間末（平成31年3月22日）に、投資信託約款に基づき計算した124,502,809円（1万口当たり1,059.28円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い2,350,711円（1万口当たり20円）を分配しております。	第73期計算期間末（令和1年9月24日）に、投資信託約款に基づき計算した127,030,387円（1万口当たり1,110.16円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い2,288,497円（1万口当たり20円）を分配しております。																																		
<table border="1"> <tr><td>配当等収益（費用控除後）</td><td>4,021,521円</td></tr> <tr><td>有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）</td><td>0円</td></tr> <tr><td>収益調整金</td><td>88,346,395円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金</td><td>32,134,893円</td></tr> <tr><td>分配可能額</td><td>124,502,809円</td></tr> <tr><td>（1万口当たり分配可能額）</td><td>（1,059.28円）</td></tr> <tr><td>収益分配金</td><td>2,350,711円</td></tr> <tr><td>（1万口当たり収益分配金）</td><td>（20円）</td></tr> </table>	配当等収益（費用控除後）	4,021,521円	有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円	収益調整金	88,346,395円	分配準備積立金	32,134,893円	分配可能額	124,502,809円	（1万口当たり分配可能額）	（1,059.28円）	収益分配金	2,350,711円	（1万口当たり収益分配金）	（20円）	<table border="1"> <tr><td>配当等収益（費用控除後）</td><td>3,971,003円</td></tr> <tr><td>有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）</td><td>0円</td></tr> <tr><td>収益調整金</td><td>87,005,428円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金</td><td>36,053,956円</td></tr> <tr><td>分配可能額</td><td>127,030,387円</td></tr> <tr><td>（1万口当たり分配可能額）</td><td>（1,110.16円）</td></tr> <tr><td>収益分配金</td><td>2,288,497円</td></tr> <tr><td>（1万口当たり収益分配金）</td><td>（20円）</td></tr> </table>			配当等収益（費用控除後）	3,971,003円	有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円	収益調整金	87,005,428円	分配準備積立金	36,053,956円	分配可能額	127,030,387円	（1万口当たり分配可能額）	（1,110.16円）	収益分配金	2,288,497円	（1万口当たり収益分配金）	（20円）
配当等収益（費用控除後）	4,021,521円																																		
有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円																																		
収益調整金	88,346,395円																																		
分配準備積立金	32,134,893円																																		
分配可能額	124,502,809円																																		
（1万口当たり分配可能額）	（1,059.28円）																																		
収益分配金	2,350,711円																																		
（1万口当たり収益分配金）	（20円）																																		
配当等収益（費用控除後）	3,971,003円																																		
有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円																																		
収益調整金	87,005,428円																																		
分配準備積立金	36,053,956円																																		
分配可能額	127,030,387円																																		
（1万口当たり分配可能額）	（1,110.16円）																																		
収益分配金	2,288,497円																																		
（1万口当たり収益分配金）	（20円）																																		
第68期計算期間末（平成31年4月22日）に、投資信託約款に基づき計算した125,335,758円（1万口当たり1,069.41円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い2,344,007円（1万口当たり20円）を分配しております。	第74期計算期間末（令和1年10月23日）に、投資信託約款に基づき計算した125,448,783円（1万口当たり1,115.30円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い2,249,606円（1万口当たり20円）を分配しております。																																		
<table border="1"> <tr><td>配当等収益（費用控除後）</td><td>3,532,002円</td></tr> <tr><td>有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）</td><td>0円</td></tr> <tr><td>収益調整金</td><td>88,262,090円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金</td><td>33,541,666円</td></tr> <tr><td>分配可能額</td><td>125,335,758円</td></tr> </table>	配当等収益（費用控除後）	3,532,002円	有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円	収益調整金	88,262,090円	分配準備積立金	33,541,666円	分配可能額	125,335,758円	<table border="1"> <tr><td>配当等収益（費用控除後）</td><td>2,826,731円</td></tr> <tr><td>有価証券売買等損益</td><td>0円</td></tr> <tr><td>収益調整金</td><td>85,566,367円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金</td><td>37,055,685円</td></tr> <tr><td>分配可能額</td><td>125,448,783円</td></tr> </table>			配当等収益（費用控除後）	2,826,731円	有価証券売買等損益	0円	収益調整金	85,566,367円	分配準備積立金	37,055,685円	分配可能額	125,448,783円												
配当等収益（費用控除後）	3,532,002円																																		
有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円																																		
収益調整金	88,262,090円																																		
分配準備積立金	33,541,666円																																		
分配可能額	125,335,758円																																		
配当等収益（費用控除後）	2,826,731円																																		
有価証券売買等損益	0円																																		
収益調整金	85,566,367円																																		
分配準備積立金	37,055,685円																																		
分配可能額	125,448,783円																																		

（1万口当たり分配可能額）	(1,069.41円)
収益分配金	2,344,007円
（1万口当たり収益分配金）	(20円)

第69期計算期間末（令和1年5月22日）に、投資信託約款に基づき計算した124,443,981円（1万口当たり1,073.12円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い12,319,301円（1万口当たり20円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	2,748,110円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	87,433,707円
分配準備積立金	34,262,164円
分配可能額	124,443,981円
（1万口当たり分配可能額）	(1,073.12円)
収益分配金	2,319,301円
（1万口当たり収益分配金）	(20円)

第70期計算期間末（令和1年6月24日）に、投資信託約款に基づき計算した125,460,113円（1万口当たり1,087.26円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い12,307,813円（1万口当たり20円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	3,939,930円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	87,052,457円
分配準備積立金	34,467,726円
分配可能額	125,460,113円
（1万口当たり分配可能額）	(1,087.26円)
収益分配金	2,307,813円
（1万口当たり収益分配金）	(20円)

第71期計算期間末（令和1年7月22日）に、投資信託約款に基づき計算した124,532,086円（1万口当たり1,092.05円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い12,280,696円（1万口当たり20円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	2,826,799円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	86,084,533円
分配準備積立金	35,620,754円
分配可能額	124,532,086円
（1万口当たり分配可能額）	(1,092.05円)
収益分配金	2,280,696円
（1万口当たり収益分配金）	(20円)

第72期計算期間末（令和1年8月22日）に、投資信託約款に基づき計算した126,152,760円（1万口当たり1,095.46円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い12,303,197円（1万口当たり20円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	2,695,068円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	87,526,024円
分配準備積立金	35,931,668円
分配可能額	126,152,760円
（1万口当たり分配可能額）	(1,095.46円)
収益分配金	2,303,197円
（1万口当たり収益分配金）	(20円)

（1万口当たり分配可能額）	(1,115.30円)
収益分配金	2,249,606円
（1万口当たり収益分配金）	(20円)

第75期計算期間末（令和1年11月22日）に、投資信託約款に基づき計算した123,931,961円（1万口当たり1,119.71円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い12,213,636円（1万口当たり20円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	2,702,407円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	84,406,733円
分配準備積立金	36,822,821円
分配可能額	123,931,961円
（1万口当たり分配可能額）	(1,119.71円)
収益分配金	2,213,636円
（1万口当たり収益分配金）	(20円)

第76期計算期間末（令和1年12月23日）に、投資信託約款に基づき計算した123,824,857円（1万口当たり1,136.15円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い12,179,732円（1万口当たり20円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	3,970,786円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	83,151,200円
分配準備積立金	36,702,871円
分配可能額	123,824,857円
（1万口当たり分配可能額）	(1,136.15円)
収益分配金	2,179,732円
（1万口当たり収益分配金）	(20円)

第77期計算期間末（令和2年1月22日）に、投資信託約款に基づき計算した123,653,946円（1万口当たり1,149.63円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い12,151,201円（1万口当たり20円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	3,601,038円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	82,102,271円
分配準備積立金	37,950,637円
分配可能額	123,653,946円
（1万口当たり分配可能額）	(1,149.63円)
収益分配金	2,151,201円
（1万口当たり収益分配金）	(20円)

第78期計算期間末（令和2年2月25日）に、投資信託約款に基づき計算した106,310,399円（1万口当たり1,149.59円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い11,849,543円（1万口当たり20円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	1,845,133円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	70,624,276円
分配準備積立金	33,840,990円
分配可能額	106,310,399円
（1万口当たり分配可能額）	(1,149.59円)
収益分配金	1,849,543円
（1万口当たり収益分配金）	(20円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	当期
	自 令和1年8月23日 至 令和2年2月25日

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング及びファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理及びコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベル及び頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員及びリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

項目	当期 令和2年2月25日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

前期（令和1年8月22日現在）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	7,700,979
合計	7,700,979

当期（令和2年2月25日現在）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	8,233,141
合計	8,233,141

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前期（令和1年8月22日現在）

該当事項はありません。

当期（令和2年2月25日現在）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

当期（自 令和1年8月23日 至 令和2年2月25日）

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(1口当たり情報)

前期 令和1年8月22日現在	当期 令和2年2月25日現在
1口当たり純資産額 1.0053円 「1口 = 1円(10,000口 = 10,053円)」	1口当たり純資産額 1.0257円 「1口 = 1円(10,000口 = 10,257円)」

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	Equity Income Fund Class A	389,608,696	515,530,226	
	投資信託受益証券	Total Return Fund JPY Class	535,327,855	418,412,251	
合計		2銘柄	924,936,551	933,942,477	

<参考>

当ファンドは、「Equity Income Fund Class A」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、これらの投資信託の受益証券であり、ケイマン籍の円建て外国投資信託です。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

この投資信託は、2019年8月30日に計算期間が終了し、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表は作成され、現地において独立監査人による財務書類の監査を受けております。

以下の「貸借対照表」、「損益計算書」、「純資産変動計算書」および「有価証券明細表」等は、「Equity Income Fund」の2019年8月30日現在の財務諸表の原文を委託会社で抜粋・翻訳したものであります。

貸借対照表

2019年8月30日現在

(単位：日本円)

資産の部

有価証券(公正価値)(取得原価 10,001,067,090円)	11,129,929,874
外国通貨(公正価値)(取得原価 198,809円)	198,700
外国為替予約取引に係る評価益	30,431,475
未収入金:	
配当金	24,628,809
受益証券発行分	3,729,437
利息	3,728,669
受託銀行への前払金	35,396
資産 合計	11,192,682,360

負債の部

外国為替予約取引に係る評価損	5,779,130
未払金:	
有価証券購入分	30,616,271
カストディーフィー	5,520,204
受益証券償還分	5,497,331
専門家報酬	4,467,552
ファンド登録費用	4,282,892
管理会社報酬	1,820,716
名義書換代理人報酬	917,502
負債 合計	58,901,598

純資産	11,133,780,762
純資産	
Class A - JPY Hedged Class	1,113,604,196
Class B - JPY Unhedged Class	10,020,176,566
	11,133,780,762
発行済み受益証券	
Class A - JPY Hedged Class	884,808,845
Class B - JPY Unhedged Class	6,796,753,638
受益証券一口あたりの純資産	
Class A - JPY Hedged Class	1.2586
Class B - JPY Unhedged Class	1.4743
損益計算書（2019年8月30日に終了した年度）	（単位：日本円）
収益	
受取利息(源泉税 442,152円控除後)	34,309,558
受取配当金（源泉税 97,386,579円控除後）	303,266,105
収益 合計	337,575,663
費用	
カストディーフィー	9,980,297
専門家報酬	4,763,867
管理会社報酬	4,319,769
名義書換代理人報酬	2,634,354
ファンド登録費用	2,197,242
受託会社報酬	1,860,585
その他費用	9,712
費用 合計	25,765,826
純利益	311,809,837
実現及び未実現（損）益：	
実現（損）益：	
有価証券	409,759,730
外国為替取引及び外国為替予約取引	(14,745,749)
実現益 合計	395,013,981
未実現（損）益の変動：	
有価証券	(915,124,959)
外国為替取引及び外国為替予約取引	5,107,162

未実現損の変動 合計	(910,017,797)
実現及び未実現損 合計	(515,003,816)
運用による純資産の減額	(203,193,979)

純資産変動計算書 (2019年8月30日に終了した年度)

(単位: 日本円)

運用による純資産の増(減)額

純利益	311,809,837
実現益	395,013,981
未実現損の正味変動額	(910,017,797)
運用による純資産の減額	(203,193,979)

受益者への分配金	(316,141,764)
ファンドの受益証券の取引による純資産の減額	(3,090,780,687)
純資産の減額	(3,610,116,430)

純資産

期首	14,743,897,192
期末	11,133,780,762

有価証券明細表 (2019年8月30日現在)

株数	銘柄名	公正価値
	普通株式(88.7%)	(単位:円)
	カナダ(6.1%)	
	CHEMICALS (1.9%)	
39,000	Nutrien, Ltd.	208,473,022
	OIL & GAS (1.8%)	
66,100	Suncor Energy, Inc.	205,083,069
	PIPELINES (1.9%)	
55,200	Pembina Pipeline Corp.	214,857,006
	TELECOMMUNICATIONS (0.5%)	
14,000	TELUS Corp.	53,883,447
	カナダ 計(取得原価 690,508,268円)	<u>682,296,544</u>
	日本(0.7%)	
	TRANSPORTATION (0.7%)	
26,000	Kyushu Railway Co.	82,810,000
	日本 計(取得原価 83,292,649円)	<u>82,810,000</u>
	スペイン(1.5%)	
	ENGINEERING & CONSTRUCTION (1.5%)	
57,000	Ferrovial S.A.	172,368,032
	スペイン 計(取得原価 132,853,475円)	<u>172,368,032</u>
	イギリス(4.0%)	
	MINING (1.5%)	
31,000	Rio Tinto PLC - ADR	166,433,234
	PHARMACEUTICALS (2.5%)	
59,000	AstraZeneca PLC - ADR	282,002,846
	イギリス 計(取得原価 398,254,991円)	<u>448,436,080</u>
	アメリカ(76.4%)	
	ADVERTISING (0.9%)	
48,000	Interpublic Group of Cos, Inc.	101,287,803
	AEROSPACE/DEFENSE (2.6%)	
7,000	Lockheed Martin Corp.	285,399,486
	BANKS (5.5%)	
23,000	Citigroup, Inc.	157,099,904
20,800	Comerica, Inc.	136,111,854
27,500	JPMorgan Chase & Co.	320,679,960
		<u>613,891,718</u>
	BEVERAGES (2.2%)	
41,000	Coca-Cola Co.	239,531,048
	BIOTECHNOLOGY (1.5%)	
25,150	Gilead Sciences, Inc.	169,622,997
	DISTRIBUTION/WHOLESALE (1.2%)	
7,400	Watsco, Inc.	128,464,107
	DIVERSIFIED FINANCIAL SERVICES (1.3%)	
75,000	Virtu Financial, Inc. Class A	149,664,447
	ELECTRIC (14.1%)	
15,000	Ameren Corp.	122,836,299
21,300	Dominion Energy, Inc.	175,512,771
20,000	DTE Energy Co.	275,255,208
35,500	Eversource Energy, Inc.	244,929,583
19,000	Exelon Corp.	95,311,839
16,500	NextEra Energy, Inc.	383,695,061
12,800	Sempra Energy	192,426,445
7,400	WECC Energy Group, Inc.	75,224,748
		<u>1,565,191,954</u>
	FOOD (1.1%)	
49,000	Flowers Foods, Inc.	118,585,192

株数	銘柄名	公正価値
	普通株式(88.7%) (続き)	(単位：円)
	アメリカ (76.4%) (続き)	
	GAS (2.5%)	
87,000	NiSource, Inc.	272,882,868
	INSURANCE (1.3%)	
23,400	Hartford Financial Services Group, Inc.	144,755,453
	OIL & GAS SERVICES (0.7%)	
23,500	Schlumberger, Ltd.	80,893,634
	PHARMACEUTICALS (4.2%)	
11,000	Bristol-Myers Squibb Co.	56,126,291
15,200	Johnson & Johnson	207,096,533
54,600	Pfizer, Inc.	206,030,625
		<u>469,253,449</u>
	PIPELINES (3.0%)	
24,200	ONEOK, Inc.	183,097,574
58,400	Williams Cos, Inc.	146,293,282
		<u>329,390,856</u>
	PRIVATE EQUITY (0.5%)	
25,000	Kennedy-Wilson Holdings, Inc.	55,673,051
	REITS (15.0%)	
15,800	Alexandria Real Estate Equities, Inc.	251,295,310
33,000	Americold Realty Trust	127,571,427
45,000	Blackstone Mortgage Trust, Inc. Class A	166,223,067
13,900	Crown Castle International Corp.	214,186,064
2,200	Equinix, Inc.	129,901,947
13,600	Equity LifeStyle Properties, Inc.	194,478,016
20,000	National Retail Properties, Inc. Class REIT	119,200,833
35,000	Outfront Media, Inc.	102,090,259
36,200	STORE Capital Corp.	145,090,871
7,241	Terreno Realty Corp.	38,860,210
63,700	Weyerhaeuser Co. Class REIT	177,893,391
		<u>1,666,791,395</u>
	RETAIL (7.6%)	
9,500	Cracker Barrel Old Country Store, Inc.	166,785,635
47,100	Foot Locker, Inc.	180,929,350
9,500	Home Depot, Inc.	229,819,311
22,200	Walmart, Inc.	269,244,430
		<u>846,778,726</u>
	SEMICONDUCTORS (2.0%)	
16,096	Maxim Integrated Products, Inc.	93,182,129
9,000	QUALCOMM, Inc.	74,294,068
4,400	Texas Instruments, Inc.	57,795,951
		<u>225,272,148</u>
	SOFTWARE (4.2%)	
12,700	Microsoft Corp.	185,840,997
32,500	Paychex, Inc.	281,841,506
		<u>467,682,503</u>
	TELECOMMUNICATIONS (5.0%)	
51,700	Cisco Systems, Inc.	256,879,068
49,000	Verizon Communications, Inc.	302,496,261
		<u>559,375,329</u>
	アメリカ 計(取得原価 7,433,922,550 円)	<u>8,490,388,164</u>
	普通株式 計(取得原価 8,738,831,933 円)	<u>9,876,298,820</u>

額面	銘柄名	公正価値
	確定利付証券(9.9%)	(単位:円)
	パミューダ(0.8%)	
	転換社債券(0.8%)	
	Golar LNG, Ltd.	
USD	1,020,000	2.75% due 02/15/22
		93,674,938
	転換社債券 計	93,674,938
	パミューダ 計(取得原価 116,713,498円)	93,674,938
	ケイマン諸島(1.1%)	
	転換社債券(1.1%)	
	Endeavour Mining Corp.	
USD	1,095,000	3.00% due 02/15/23 ^(a)
		123,493,071
	転換社債券 計	123,493,071
	ケイマン諸島 計(取得原価 119,524,723円)	123,493,071
	アメリカ(8.0%)	
	転換社債券(8.0%)	
	BioMarin Pharmaceutical, Inc.	
USD	425,000	0.60% due 08/01/24
		45,703,715
	CONMED Corp.	
USD	135,000	2.63% due 02/01/24 ^(a)
		18,348,021
	DocuSign, Inc.	
USD	70,000	0.50% due 09/15/23 ^(a)
		7,567,967
	Envestnet, Inc.	
USD	200,000	1.75% due 06/01/23
		23,227,217
	Finisar Corp.	
USD	310,000	0.50% due 12/22/21 ^(b)
		31,986,481
	Fortive Corp.	
USD	195,000	0.88% due 02/15/22 ^(a)
		20,833,759
	GCI Liberty, Inc.	
USD	87,000	1.75% due 10/05/23 ^{(a), (b)}
		11,260,459
	Guidewire Software, Inc.	
USD	600,000	1.25% due 03/15/25
		70,195,805
	Hope Bancorp, Inc.	
USD	100,000	2.00% due 05/20/23 ^(b)
		9,690,153
	Liberty Media Corp.	
USD	1,550,000	2.13% due 04/07/23 ^{(a), (b)}
		168,740,693
	NextEra Energy Partners LP	
USD	1,450,000	1.50% due 09/15/20 ^(a)
		160,134,431
	Proofpoint, Inc.	
USD	165,000	0.25% due 08/15/24 ^(a)
		18,244,255
	Rambus, Inc.	
USD	122,000	1.38% due 02/01/23
		12,822,590
	Splunk, Inc.	
USD	375,000	0.50% due 09/15/23 ^(a)
		42,264,988
	Verint Systems, Inc.	
USD	600,000	1.50% due 06/01/21
		68,314,065
	Vishay Intertechnology, Inc.	
USD	1,130,000	2.25% due 06/15/25
		111,645,216
	Zillow Group, Inc.	
USD	650,000	1.50% due 07/01/23
		64,552,744
	転換社債券 計	885,532,559
	アメリカ 計(取得原価 874,764,068円)	885,532,559
	確定利付証券 計(取得原価 1,111,002,289円)	1,102,700,568
	短期投資(1.4%)	
	イギリス(0.0%) ^(a)	
	定期預金(0.0%) ^(a)	
	HSBC Bank PLC	
EUR	23,008	(0.58)% [~] due 09/02/19
		2,689,436
	定期預金 計	2,689,436
	イギリス 計(取得原価 2,850,862円)	2,689,436

額面	銘柄名	純資産比率(%)	公正価値
	短期投資(1.4%) (続き)		(単位:円)
	アメリカ(1.4%)		
	定期預金(1.4%)		
USD	JPMorgan Chase & Co. 1.39% due 09/03/19		148,241,050
	定期預金 計		148,241,050
	アメリカ 計(取得原価 148,382,006円)		148,241,050
	短期投資 計(取得原価 151,232,868円)		150,930,486
	有価証券 計(取得原価 10,001,067,090円)	100.0%	11,129,929,874
	現金及びその他資産(負債控除後)	0.0 ^(a)	3,850,888
	純資産	100.0%	11,133,780,762

(a) 規則144A証券 - 1933年証券法規則144Aに基づく登録を免除された有価証券。これらの証券は、登録を免除され一般的には、適格機関投資家への転売が可能である。別段の指定がない限り、これらの証券は流動性が低いとはみなされない。

(b) コール条件付証券

(c) 0.05%未満

^{*}ユーロ建ての短期投資の金利はゼロパーセント未満の場合があります。

Class A - JPY Hedged Class の外国為替予約取引 2019年8月30日現在

買	取引相手方	契約額	決済日	売	契約額	評価益	評価(損)	評価(損) 益計
EUR	Societe Generale S.A.	3,979	10/17/2019	USD	4,434	¥ -	¥ (3,952)	¥ (3,952)
JPY	Societe Generale S.A.	299,989	10/17/2019	USD	2,835	61	-	61
JPY	State Street Bank & Trust Co.	1,402,189,664	10/17/2019	USD	12,968,528	30,003,868	-	30,003,868
JPY	State Street Bank & Trust Co.	165,838	10/17/2019	USD	1,565	233	-	233
JPY	Westpac Banking Corp.	768,497	10/17/2019	USD	7,239	2,516	-	2,516
JPY	Westpac Banking Corp.	58,698	10/17/2019	USD	556	-	(147)	(147)
JPY	Westpac Banking Corp.	370,213	10/17/2019	USD	3,507	-	(854)	(854)
JPY	Westpac Banking Corp.	4,103,678	10/17/2019	USD	38,751	3,467	-	3,467
JPY	Westpac Banking Corp.	231,196	10/17/2019	USD	2,152	3,446	-	3,446
JPY	Westpac Banking Corp.	97,832	10/17/2019	USD	906	1,953	-	1,953
JPY	Westpac Banking Corp.	107,644	10/17/2019	USD	1,019	-	(131)	(131)
JPY	Westpac Banking Corp.	489,428	10/17/2019	USD	4,647	-	(2,251)	(2,251)
JPY	Westpac Banking Corp.	646,043	10/17/2019	USD	6,096	1,034	-	1,034
JPY	Westpac Banking Corp.	912,325	10/17/2019	USD	8,630	-	(801)	(801)
JPY	Westpac Banking Corp.	1,466,405	10/17/2019	USD	13,853	684	-	684
USD	Citibank NA	678	10/17/2019	JPY	71,344	438	-	438
USD	Citibank NA	6,640	10/17/2019	JPY	704,836	-	(2,310)	(2,310)
USD	Citibank NA	5,031	10/17/2019	EUR	4,466	10,161	-	10,161
USD	Societe Generale S.A.	4,378	10/17/2019	EUR	3,929	3,809	-	3,809
USD	State Street Bank & Trust Co.	2,329,047	10/17/2019	JPY	251,822,382	-	(5,388,462)	(5,388,462)
USD	State Street Bank & Trust Co.	56,344	10/17/2019	JPY	5,985,920	-	(24,246)	(24,246)
USD	Westpac Banking Corp.	69,341	10/17/2019	JPY	7,354,405	-	(17,515)	(17,515)
USD	Westpac Banking Corp.	4,621	10/17/2019	JPY	497,226	-	(8,297)	(8,297)
USD	Westpac Banking Corp.	416	10/17/2019	JPY	44,902	-	(921)	(921)
USD	Westpac Banking Corp.	8,348	10/17/2019	JPY	901,776	-	(18,514)	(18,514)
USD	Westpac Banking Corp.	8,288	10/17/2019	JPY	894,340	-	(17,442)	(17,442)
USD	Westpac Banking Corp.	4,174	10/17/2019	JPY	448,474	-	(6,875)	(6,875)
USD	Westpac Banking Corp.	5,942	10/17/2019	JPY	636,161	-	(7,485)	(7,485)
USD	Westpac Banking Corp.	322	10/17/2019	JPY	34,519	-	(432)	(432)
USD	Westpac Banking Corp.	47,236	10/17/2019	JPY	5,072,110	-	(74,127)	(74,127)
USD	Westpac Banking Corp.	8,543	10/17/2019	JPY	918,754	-	(14,856)	(14,856)
USD	Westpac Banking Corp.	30,482	10/17/2019	JPY	3,270,121	-	(44,905)	(44,905)
USD	Westpac Banking Corp.	11,583	10/17/2019	JPY	1,248,300	-	(22,765)	(22,765)

Class A - JPY Hedged Class の外国為替予約取引 2019年8月30日現在(続き)

買	取引相手方	契約額	決済日	売	契約額	評価益	評価(損)	評価(損) 益計
USD	Westpac Banking Corp.	32,070	10/17/2019	JPY	3,462,974	¥ -	¥ (69,674)	¥ (69,674)
USD	Westpac Banking Corp.	439,160	10/17/2019	JPY	46,519,182	-	(52,168)	(52,168)
USD	Westpac Banking Corp.	24,034	10/17/2019	JPY	2,524,915	18,047	-	18,047
USD	Westpac Banking Corp.	144,877	10/17/2019	EUR	128,129	348,659	-	348,659
USD	Westpac Banking Corp.	4,354	10/17/2019	EUR	3,856	9,837	-	9,837
USD	Westpac Banking Corp.	5,001	10/17/2019	EUR	4,422	12,181	-	12,181
USD	Westpac Banking Corp.	5,510	10/17/2019	EUR	4,892	11,081	-	11,081
						¥ 30,431,475	¥ (5,779,130)	¥ 24,652,345

通貨：

EUR	-	ユーロ
JPY	-	日本円
USD	-	米ドル

デリバティブ取引の価値

以下の表は本ファンドのデリバティブ取引の要約である。

店頭デリバティブ	取引先	デリバティブ 資産の価値	デリバティブ 負債の価値	担保受取	担保差入	純額*
外国為替予約取引						
	Citibank NA	¥ 10,599	¥ (2,310)	¥ -	¥ -	¥ 8,289
	Societe Generale S.A.	3,870	(3,952)	-	-	(82)
	State Street Bank & Trust Co.	30,004,101	(5,412,708)	-	-	24,591,393
	Westpac Banking Corp.	412,905	(360,160)	-	-	52,745
合計		¥ 30,431,475	¥ (5,779,130)	¥ -	¥ -	¥ 24,652,345

*純額は、デフォルトが発生した場合に取引先から（または取引先に）生じる受取り（または支払い）の額をあらわしている。純額は、同一の法人格に対する同一の契約に基づく取引に関して損益を通算することが認められている。

添付の注記は、本財務諸表の不可欠の部分である。

財務諸表に関する注記（抜粋）

2019年8月30日現在

重要な会計方針

このファンドの財務諸表は、ファンドの決算期間である2018年9月1日から2019年8月30日を反映したもので、ファンドの決算期末は8月の最終営業日（「営業日」とは、ニューヨーク証券取引所ならびにニューヨークの銀行が通常の業務を行っている日）である。

以下は、本ファンドが米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（「米国GAAP」）に準拠して、その財務諸表を作成するにあたって継続して適用している重要な会計方針の要約である。米国GAAPに準拠した財務諸表を作成するにあたって、経営陣は、財務諸表の報告額及び開示事項に影響する予想及び仮定を設定する必要がある。このような予想と実績は異なる可能性がある。

(A) 受益証券の純資産額の決定

本ファンドの純資産額（「純資産額」）は、「営業日」及び受託会社が決定するその他の時点（それぞれ「計算日」）に計算される。純資産額は、管理会社報酬、弁護士報酬、監査報酬ならびにその他の専門家報酬及び費用等を含む、ファンドの全ての資産及び負債を考慮して計算される。

当ファンドの各クラスの純資産額は、日本円で計算される。日本円で表示される一口当たりの純資産額は、通常各営業日に計算され、一口当たりの純資産の数値は少数点以下4位までとなるよう調整される。

(B) 有価証券の評価

純資産額を計算する目的上、市場の公表価格が容易に入手できる有価証券及びその他の資産は、公正価値で計上されている。公正価値は通常、終値ベースの売却価格、または売却価格が報告されない場合には、相場報告システムもしくは主要なマーケット・メーカーまたは価格提供サービスから取得する価格を基に決定される。国内外の確定利付証券は、通常、主要なマーケット・メーカーまたは価格提供サービスから得られる価格に基づいて評価される。独立した価格提供サービスから得られる価格は、マーケット・メーカーが提供する情報、または類似した性質を持つ投資もしくは有価証券に関する利回りのデータから取得した市場価額の推計値を利用している。最新の公表価格がない、債務不履行または倒産手続き中の証券は、取得可能な最新の市場価格または公表価格で評価される。満期までの残存期間が60日以内の短期投資は、公正価値に近似する償却原価で評価される。

機能通貨以外の通貨で当初評価した投資は、価格提供サービスから得た為替レートを用いて機能通貨へ換算される。このため、本ファンドの受益証券の純資産額は機能通貨に対する通貨価値の変動の影響を受ける可能性がある。米国外の市場で取引される有価証券、または機能通貨以外の通貨建ての有価証券の価値は、ニューヨーク証券取引所が休場の日に、重大な影響を受ける可能性があり、また、純資産額は、投資家が受益証券を購入、買戻請求または交換できない日に変動する可能性がある。

日本円建て以外の資産の評価は、承認された独立の価格提供サービスから得られる適切な換算レートで日本円に換算される。このため、本ファンドの純資産額は、原通貨と日本円との間の通貨価値の変動に影響される可能性がある。

市場の公表価格が容易に入手できない有価証券及びその他の資産は、運用会社からの助言に基づきブラウン・ブラザーズ・ハリマン社（アドミニストレーター）が誠実に決定した公正価値で評価する。

最新の市場データまたは信頼性の高い市場データ（売買情報、ビッドアスク情報、ブローカー価格など）がない状況では、市場の公表価格は容易に入手できないとみなされる。こうした状況には、関連市場の終了後に本ファンドの有価証券やその他の資産の価値に重大な影響を及ぼすような事象が発生する場合も含まれる。さらに、非常の事態により証券取引所または有価証券取引市場が終日開かれず、他の市場価格も入手できないような場合も、市場の公表価格は容易に入手できないとみなされる。アドミニストレーターは、本ファンドの有価証券やその他の資産の価値に重大な影響を及ぼす可能性がある重要事象の監視、及びそうした重要事象が有価証券やその他の資産の価値に影響し、資産の再評価が必要かどうかの判断の責任を負う。

本ファンドが公正価値を用いて純資産額を決定する際、有価証券がその主要な取引市場の公表価格で算出されるのではなく、運用会社またはその指示により行動する者が公正価値を正確に反映していると考え他の方法により算出される価額で評価される場合がある。公正価値の評価には、有価証券の価値に関する主観的な判断を必要とすることがある。本ファンドの方針は、算出した本ファンドの純資産額が価格決定時点の有価証券の価値を適正に反映することを目指している。しかし、運用会社またはその指示により行動する者が決定した公正価値が、価格決定時点で当該有価証券を売却した場合に本ファンドが得る価格を正確に反映することは保証できない（例えば、強制処分または清算処分の場合など）。本ファンドが用いる価格は有価証券を売却した場合に実現されるであろう価値とは異なる場合があり、そうした相違は財務諸表に重大な影響を及ぼし得る。

< 公正価値測定 >

米国GAAPに基づく公正価値測定及び開示事項に関する当局の指針に従い、本ファンドは、公正価値の測定に用いられる評価技法に関するインプットに優先順位を付けており、それに基づき、その投資の公正価値を開示している。分類において、優先順位が最も高いのは、活発な市場で同一資産または負債の未調整の公表価格に基づく評価（レベル

1)で、優先順位が最も低いのは、その評価にとって重大な、観察不可能なインプットに基づく評価(レベル3)である。当該指針は、公正価値の分類に次の3レベルを設定している。

- ・レベル1： 活発な市場における同一の資産または負債に係る(未調整の)公表価格に基づき測定した公正価値。
- ・レベル2： 資産または負債に係る直接的に(例えば、価格)または間接的に(例えば、価格から派生)観察可能なインプットのうち、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットに基づき測定した公正価値。
- ・レベル3： 観察可能な市場データに基づかない資産または負債に係るインプット(観察不可能なインプット)に基づき測定した公正価値。

インプットは、様々な評価技法を適用する際に用いられ、また、リスクに対する仮定を含む、市場参加者が評価を決定するにあたって用いる様々な仮定を幅広く参照している。インプットには、価格情報、特定および広範な信用データ、流動性に関する統計値、及びその他の要素などが含まれる場合がある。

公正価値の分類内での金融商品のレベルは、公正価値測定にとって極めて重要なインプットの最も低いレベルに基づいている。しかし、何をもちて「観察可能」と判定するかには、運用会社による重要な判断が必要となる。運用会社は、容易に入手でき、定期的に配布または更新され、信頼性が高く検証可能で、独占的なものではなく、関連する市場に積極的に関与している独立した情報源によって提供されている市場データを観察可能なデータとみなしている。ある金融商品に関する分類は、その価格決定の透明性に基づくもので、当該商品に対する運用会社の認識したリスクとは必ずしも一致しない。

<投資>

公正価値が活発な市場の公表価格に基づいているためレベル1に分類される有価証券には、株式やリートが含まれる。本ファンドがそのような商品を大量に保有し、売却すると取引価格に影響を与え得ると合理的に判断できる状況においても、当該商品の公表価格は調整しない。

活発でない市場で取引されているものの、市場の公表価格、ディーラーの呼び値、または観察可能なインプットに基づくその他の価格情報源に基づいて評価されている投資はレベル2に分類される。これらには、通常、投資適格転換社債が含まれる。レベル2の有価証券は、活発な市場で取引されていない、または譲渡制限の対象となっているポジションを含むため、その評価は一般的に入手可能な市場情報に基づいた非流動性または非譲渡性を反映するように調整されることがある。満期までの期間が60日以内の有価証券および定期預金は、一般的には償却原価を用いて(公正価値の近似値で)評価される。かかる公正価値は、計測に用いるインプットが観察可能であることから、レベル2に分類される。

レベル3に分類される金融資産は、取引頻度が低いいため、観察不可能なインプットしか有しないことが顕著である。レベル3の金融資産には、プライベートエクイティや一部の社債が含まれる。

内在的な評価価格の不確実性から、財務諸表に記載されている価値と、当該資産を売却することで得られる金額は大きく乖離する可能性がある。

<デリバティブ取引>

本ファンドは、ヘッジ目的で予想ヘッジを含むデリバティブ取引を利用する場合がある。ヘッジ取引は、本ファンドが、デリバティブ取引を用いて、他の保有有価証券に関連するリスクを相殺する一つの戦略である。ヘッジ取引は損失を減少させるこ

とができるが、一方で市場が本ファンドによって予想された方向と異なる方向に動く、あるいはデリバティブ取引のコストがヘッジ取引による利益を上回ると収益を減少させ、または損失を生じさせる場合がある。

また、ヘッジ取引は、デリバティブ取引の価値の変動が、予想したほどにヘッジ対象有価証券の価値の変動に連動しないリスクがある。その場合、ヘッジされている保有有価証券の損失は減少せず、増加するかもしれない。

本ファンドのヘッジ戦略がリスクを減らす、もしくはヘッジ取引が利用可能である、あるいはコストに見合う効果が得られるという保証はない。本ファンドにはヘッジ取引を用いる義務はなく、ヘッジ取引を用いない選択もできる。本ファンドがデリバティブ取引に投資すると、投資元本金額を超える損失を被る場合がある。また、適切なデリバティブ取引があらゆる環境で利用できるとは限らず、本ファンドが他のリスクへのエクスポージャーを減らすために効果があると思われる場合でも、その取引を利用するという保証はない。

デリバティブ取引は、証券取引所、または店頭取引で当事者間の交渉により取引される。先物取引などの取引所上場デリバティブ取引は、活発に取引されているとみなされるか否かに応じて、通常では公正価値の分類上、レベル1またはレベル2に分類される。

外国為替予約取引を含む店頭デリバティブ取引については、取引相手先、ディーラーまたはブローカーから受領する価格等の観察可能なインプットが入手でき、且つそれらが信頼できるとみなされた場合には、それらを用いて評価される。モデルが使われている場合は、店頭デリバティブ取引の価値は、商品の契約条件や特定の固有リスク、さらには観察可能なインプットの入手可能性や信頼性に依存する。そのようなインプットとしては、参照する有価証券の市場価格、イールドカーブ、クレジットカーブ、ボラティリティ指標、期限前償還率及びそれぞれのインプットの相関関係などが挙げられる。一般的な外国為替予約取引のような一部の店頭デリバティブ取引では、インプットが通常は市場データで確認できるため、レベル2に分類される。

インプットが観察不可能な店頭デリバティブ取引は、レベル3に分類される。こうした店頭デリバティブ取引の評価は、レベル1またはレベル2のインプットを一部で利用していても公正価値の決定に重要とみなされる観察不可能なその他のインプットを含んでいるからである。各測定日にレベル1及びレベル2のインプットは観察可能なインプットを反映して更新されるが、その結果としての損益は、観察不可能なインプットが重要であることを理由としてレベル3に反映される。

次の表は、2019年8月30日現在の貸借対照表に計上された金融商品を、項目別及び公正価値をレベル別に表示したものである。*

(未調整)

活発な市場における同一の

資産:	投資に係る公表価格を反映した重要な観察可能なインプット		重要な観察不可能なインプット		2019年8月30日時点での公正価値
	(Level 1)	(Level 2)	(Level 3)	(Level 3)	
普通株式					
Canada	/ 682,296,544	/	- /	- /	682,296,544
Japan	82,810,000		-	-	82,810,000
Spain	172,368,032		-	-	172,368,032
United Kingdom	448,436,080		-	-	448,436,080
United States	8,490,388,164		-	-	8,490,388,164

転換社債券

Bermuda	-	93,674,938	-	93,674,938
Cayman Islands	-	123,493,071	-	123,493,071
United States	-	885,532,559	-	885,532,559

短期投資

Time deposit	-	150,930,486	-	150,930,486
--------------	---	-------------	---	-------------

投資計	/	9,876,298,820	/	1,253,631,054	/	-	/	11,129,929,874
------------	---	----------------------	---	----------------------	---	---	---	-----------------------

金融デリバティブ取引****資産**

外国為替予約取引	/	-	/	30,431,475	/	-	/	30,431,475
----------	---	---	---	------------	---	---	---	------------

負債

外国為替予約取引	/	-	/	(5,779,130)	/	-	/	(5,779,130)
----------	---	---	---	-------------	---	---	---	-------------

*分類についての詳細な情報は、有価証券明細表を参照。

**為替予約取引のような金融デリバティブ取引は、未実現損益で評価している。

2019年8月30日に終了した期間におけるレベル1、レベル2およびレベル3間の異動はなかった。本ファンドでは、各レベル間の資産の移動を年末に計上する。2019年8月30日現在、レベル3で評価された証券はなかった。

(C) 有価証券の取引及び収益

有価証券取引は、財務報告の目的上、約定日基準で計上される。有価証券の売却に係る実現損益は、個別原価法で計上される。有価証券のプレミアム及びディスカウントは、実効利回りベースで償却/増価される。分配金は配当落ち日に計上される。収益は、外国源泉税額の回収が不確実な場合は、控除後の実額で計上される。受取利息は、割引による増価及びプレミアムの償却を調整し、発生主義で計上される。回収が見込めない証券のクーポン収入は計上されない。

(D) 不動産投資信託(リート)

本ファンドは、米国不動産投資信託(「USリート」)から受け取る分配金を、当該リートから提供される情報に基づき区分して再集計している。その区分は、経常利益、長期および短期のキャピタルゲインおよび資本の払い出しである。

USリートから情報がタイムリーに利用できない場合、財務報告のための再集計は推計ベースで行い、次年度の会計報告において改めて再集計を行う。

USリートから収益を超過して受け取った分配金は、投資費用や実現益の減少として計上される。本ファンドは、受け取った分配金を課税ベースと財務報告ベースとで区別し、課税ベースでの収益を超過して受け取った分配金のみを資本の払い出しとして財務諸表に計上している。

外国企業から受け取った配当に関しては、一般的にこれらの企業が課税報告目的上は受動的外国投資会社と判定されることから再集計することなく配当金として計上している。

(E) 分配方針

本ファンドは、受益者決議または受託会社の裁量によって、分配金（現金または現物による）の支払いを公表し実行する。本ファンドは、受益者に対して毎月分配することを目指す。

本ファンドは、当該月の分配日直前の営業日、または受託会社が単独の裁量で決定するその他の日（「基準日」）に当該分配を公表し、通常毎月17日（休業日の場合には翌営業日）または受託会社が単独の裁量で決定するその他の日（「分配日」）に分配を行うことを目指す。

各クラスの受益証券保有者は月ごとの分配金を再投資し、各分配日に発行された受益証券を受け取るものとする。

2019年8月30日に終了した期間に係る分配及び再投資額は以下の通りであった。

受益者への分配金	/	金額
Class A - JPY Hedged Class	/	37,601,735
Class B - JPY Unhedged Class		278,540,029
分配金合計	/	316,141,764

(F) 現金及び外国通貨

本ファンドの機能通貨及び報告通貨は日本円である。外国の有価証券、通貨並びにその他の資産及び負債の公正価値は、毎営業日の為替レートに基づいて本ファンドの機能通貨に換算される。

為替レートの変動の結果としての保有通貨並びにその他の資産及び負債の公正価値の変動は、外国通貨の未実現損益として計上される。有価証券の実現損益、未実現損益並びに収益及び費用は、各取引日及び報告日のレートでそれぞれ換算される。

有価証券及びデリバティブ取引への投資に関する為替レートの変動による影響は、損益計算書上で当該有価証券の市場価格及び評価の変動の影響と区分されず、実現損益及び未実現損益の変動に含めて計上される。

(G) 定期預金

本ファンドは余剰資金を、受託会社の判断により、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン社（カストディアン）を通じ、一つ以上の適格預金取扱機関の翌日物定期預金として運用する。これは当ファンドの有価証券明細表上では短期投資として分類されている。運用する通貨の需要が低い場合には、本ファンドは資金預入のために手数料を支払う可能性があり、それによって本ファンドに支払利息が生じることがある。

(H) 外国為替予約取引

本ファンドは、予定される有価証券の購入または売却の決済に関連し、本ファンドが保有する有価証券の一部または全部に係る通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、外国為替予約取引を締結することがある。

外国為替予約取引は、二当事者間で将来の特定日に、設定された価格で通貨の売買を行う契約である。外国為替予約取引の公正価値は、外国為替相場の変動により上下する。外国為替予約取引は毎日値洗いされ、価格の変動は未実現損益として計上される。評価損益の生じている外国為替予約取引は、グロス金額で、貸借対照表に資産または負債として計上される。

実現損益は取引開始時における価値と取引終了時における価値との差額に相当し、通貨の引き渡しまたは受領により計上される。これらの契約には、貸借対照表に計上された未実現損益を超える市場リスクが含まれることがある。また、本ファンドは、取引相手先が契約の条件を履行できなくなる場合や、為替の変動がベース通貨に不利となる場合にリスクにさらされる可能性がある。

また、本ファンドは、日本人投資家向けに為替リスクをヘッジする目的で、外国為替予約取引を締結できる権限を付与されている。特定クラスの外国為替予約取引から生じた損益は、その特定クラスに配賦される。2019年8月30日現在締結されている外国為替予約取引は、有価証券明細表に記載されている。

(1) デリバティブ取引

ASC 815-10-50は、デリバティブ取引及びヘッジ取引の開示を義務づけている。具体的には、a)デリバティブ取引をどのように、また何故利用しているか、b)デリバティブ取引と関連するヘッジ取引をどのように計上しているか、c)デリバティブ取引と関連するヘッジ取引が財政状態、パフォーマンス及びキャッシュフローにどのような影響を及ぼすか、を開示することが要求されている。

本ファンドは、いかなるデリバティブ取引もASC 第 815号に基づくヘッジ取引として指定していない。

本ファンドは、外国為替予約取引を、主としてトレーディング目的で行っており、主に外国為替リスクを負っている。これらデリバティブ取引の公正価値は、貸借対照表に記載されるとともに、公正価値の変動は損益計算書の外国為替予約取引に関するネット実現損益または未実現損益の純変動額として計上される。

2019年8月30日時点の貸借対照表におけるデリバティブ取引の公正価値

ASC第815号に基づくヘッジ取引として指定されていないデリバティブ取引

該当項目		外国為替リスク*
デリバティブ資産		
外国為替予約取引に係る評価益	/	30,431,475
デリバティブ負債		
外国為替予約取引に係る評価損	/	(5,779,130)

*グロス評価額は、外国為替予約取引に係る評価（損）益として貸借対照表の科目に記載されている。

2019年8月30日に終了した年度の損益計算書におけるデリバティブ取引の影響

ASC第815号に基づくヘッジ取引として指定されていないデリバティブ取引

該当項目		外国為替リスク
運用の結果として認識された		
デリバティブに係る実現（損）益		
外国為替予約取引に係る実現益*	/	3,232,664
運用の結果として認識されたデリバティブに係る未実現（損）益の変動		
外国為替予約取引に係る未実現益の変動**	/	5,406,355

*損益計算書上で、外国為替取引および外国為替予約取引の実現損益として掲載されている。

**損益計算書上で、外国為替取引および外国為替予約取引の評価損益の変動として掲載されている。

2019年8月30日に終了した年度における未決済の外国為替予約取引の、月次平均想定元本はおよそ次の通り：

ファンドレベル*	/	37,680,291
Class A - JPY Hedged Class	/	2,024,092,755
Class B - JPY Unhedged Class	/	29,963,121

*全てのクラスを対象とした外国為替予約取引。ファンドレベルでの当該年度中の存続期間は2ヵ月のみ。

本ファンドは、特定の取引相手方と、随時締結される店頭デリバティブ取引および外国為替取引を規定する国際スワップ・デリバティブ協会マスター契約などのマスター・ネットリング契約の当事者である。当該マスター・ネットリング契約には、当事者の一般的義務、表明、合意、担保要求、債務不履行事由および期限前終了に関する条項等が含まれる場合がある。

担保要求はファンドの各取引相手先とのネット・ポジションに基づいて決定される。担保は現金、米国政府または政府関連機関によって発行された債券もしくは本ファンドと当該取引相手方が同意するその他の有価証券である。特定の取引相手方に関して、マスター契約の条項に従ってファンドに差し入れられた担保がある場合は、ファンドの保管会社によって分別保管され、売却または再担保が可能な額に関してはファンドの有価証券明細表に表示される。ファンドが差し入れた担保がある場合は、ファンドの保管会社により分別保管され、ファンドの有価証券明細表と貸借対照表に表示される。2019年8月30日時点では、本ファンドが担保として差し入れていた有価証券または現金はない。

本ファンドに対して適用される取引終了事由は、一定期間に亘りファンドの純資産が規定された閾値を下回る場合に発生しうる。取引相手方側に対して適用される取引終了事由は、取引相手方の信用格付が規定のレベルを下回る場合に発生しうる。いずれの場合も、発生時に、他方当事者は期限前終了を選択することが可能であり、期限前終了を選択した当事者による合理的な決定に基づいて、全ての未決済デリバティブ契約および外国為替取引を決済（期限前終了によって生じた損失および費用の支払いを含む）が行われる。単一または複数のファンドの取引相手方による期限前終了の決定が、ファンドの将来のデリバティブの使用に影響を与える可能性がある。

<参考>

当ファンドは、「Total Return Fund JPY Class」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、この投資信託の受益証券であり、ケイマン籍の円建て外国投資信託です。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

この投資信託は、2019年3月31日に計算期間が終了し、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表は作成され、現地において独立監査人による財務書類の監査を受けております。

以下の「貸借対照表」、「損益計算書」、「純資産変動計算書」および「有価証券明細表」等は、「Total Return Fund」の2019年3月31日現在の財務諸表の原文を委託会社で抜粋・翻訳したものであります。

貸借対照表

2019年3月31日現在

（単位：円）

資産の部

有価証券（公正価値）（取得原価 13,298,312,356円）	13,276,844,091
外貨（公正価値）（取得原価 470,226円）	648,664
外国為替予約取引に係る評価益	8,307,544
未収入金：	
特約日受渡取引に係る有価証券売却分	374,606,841
利息	59,114,859
有価証券売却分	7,777,449
受益証券発行分	2,685,387
差入証拠金（変動証拠金を含む）	6,833,019
その他資産	536,526
資産 合計	13,737,354,380

負債の部

外国為替予約取引に係る評価損	46,339,612
未払金:	
特約日受渡取引に係る有価証券購入分	2,479,476,025
受益証券償還分	13,445,049
カストディーフィー	13,044,085
専門家報酬	7,031,241
有価証券購入分	5,544,596
管理会社報酬	1,490,900
名義書換代理人報酬	908,218
受託会社報酬	15
負債 合計	2,567,279,741

純資産

11,170,074,639

純資産

Class A – ACS Class	200,884,442
Class C – JPY Class	1,091,655,785
Class D – USD Class	9,877,534,412
	11,170,074,639

発行済受益証券

Class A – ACS Class	243,097,050
Class C – JPY Class	1,357,325,700
Class D – USD Class	9,613,923,024

受益証券一口あたりの純資産

Class A – ACS Class	0.8264
Class C – JPY Class	0.8043
Class D – USD Class	1.0274

損益計算書（2019年3月31日に終了した年度）**（単位：円）****収益**

受取利息（源泉税 3,594,066円控除後）	326,523,911
受取配当金（源泉税 56,550,810円控除後）	131,951,875
収益 合計	458,475,786

費用

カストディーフィー	37,868,445
専門家報酬	7,231,375
管理会社報酬	4,327,368

名義書換代理人報酬	2,625,989
受託会社報酬	2,171,351
ファンド登録費用	603,463
その他費用	1,008
費用 合計	54,828,999
純利益	403,646,787
実現及び未実現（損）益：	
実現（損）益：	
有価証券	287,795,393
先物取引	(72,832,690)
スワップ	4,758,398
外国為替取引及び外国為替予約取引	(180,735,737)
実現益 合計	38,985,364
未実現（損）益の変動：	
有価証券	315,010,253
先物取引	(37,620,127)
スワップ	(5,657,039)
外国為替取引及び外国為替予約取引	(50,892,286)
未実現益の変動 合計	220,840,801
実現及び未実現益 合計	259,826,165
運用による純資産の増加額	663,472,952
純資産変動計算書（2019年3月31日に終了した年度）	
（単位：円）	
運用による純資産の増（減）額：	
純利益	403,646,787
実現益	38,985,364
未実現益の正味変動	220,840,801
運用による純資産の増加額	663,472,952
受益者への分配金	(604,094,667)
ファンドの受益証券の取引による純資産の減少額	(735,819,583)
純資産の減少額	(676,441,298)
純資産	
期首	11,846,515,937
期末	11,170,074,639

有価証券明細表(2019年3月31日現在)

	額面	銘柄名	公正価値
			(単位:円)
		確定利付債券(90.0%)	
		オーストラリア(0.5%)	
		社債券(0.5%)	
USD	595,000	Westpac Banking Corp. 5.00% ^{(a),(b),(c)}	58,836,468
		社債券 計	58,836,468
		オーストラリア 計(取得原価 65,399,424 円)	58,836,468
		カナダ(0.5%)	
		社債券(0.5%)	
USD	185,000	Canadian Natural Resources, Ltd. 4.95% due 06/01/47 ^(a)	22,302,516
USD	215,000	6.25% due 03/15/38	28,710,491
		社債券 計	51,013,007
		カナダ 計(取得原価 48,911,827 円)	51,013,007
		アイルランド(1.3%)	
		社債券(1.3%)	
USD	430,000	AerCap Ireland Capital DAC / AerCap Global Aviation Trust 4.45% due 10/01/25 ^(a)	47,904,196
USD	390,000	Shire Acquisitions Investments Ireland DAC 2.40% due 09/23/21 ^(a)	42,654,249
USD	505,000	3.20% due 09/23/26 ^(a)	54,105,041
		社債券 計	144,663,486
		アイルランド 計(取得原価 141,464,569 円)	144,663,486
		メキシコ(0.6%)	
		社債券(0.6%)	
USD	605,000	Grupo Binbo SAB de CV 4.70% due 11/10/47 ^(a)	65,039,197
		社債券 計	65,039,197
		メキシコ 計(取得原価 68,846,073 円)	65,039,197
		スペイン(0.3%)	
		社債券(0.3%)	
USD	335,000	Telefonica Emisiones S.A. 5.52% due 03/01/49 ^(a)	38,936,733
		社債券 計	38,936,733
		スペイン 計(取得原価 37,099,574 円)	38,936,733
		イギリス(1.7%)	
		社債券(1.7%)	
USD	245,000	Anglo American Capital PLC 4.50% due 03/15/28	27,113,750
USD	475,000	AstraZeneca PLC 3.50% due 08/17/23 ^(a)	53,659,071
USD	225,000	Barclays PLC 4.38% due 01/12/26	25,084,805
USD	590,000	HSBC Holdings PLC 6.00% ^{(a),(b),(c)}	64,845,387
USD	185,000	Nationwide Building Society 4.30% due 03/08/29 ^{(a),(b),(c)}	20,791,077
		社債券 計	191,494,090
		イギリス 計(取得原価 193,433,865 円)	191,494,090
		アメリカ(85.1%)	
		資産担保証券(14.1%)	
USD	675,062	Ally Auto Receivables Trust 2017-1 Class A3 1.70% due 06/15/21 ^(a)	74,378,813
USD	1,170,000	Bear Stearns Asset Backed Securities I Trust 2005-AQ2 Class M1 2.98% due 09/25/35 ^{(a),(b)}	128,463,934
USD	1,120,000	Chase Issuance Trust Class A 1.37% due 06/15/21	123,644,003
USD	1,453,525	Citigroup Commercial Mortgage Trust 2015-GC27 Class XA 1.38% due 02/10/48 ^(b)	10,047,023
USD	29,907	Citigroup Mortgage Loan Trust, Inc. Class M2 3.04% due 01/25/36 ^{(a),(b)}	3,319,412
USD	2,998,167	COMM 2014-CCRE16 Mortgage Trust Class XA 1.08% due 04/10/47 ^(b)	13,249,495
USD	4,199,236	COMM 2014-CCRE17 Mortgage Trust Class XA 1.05% due 05/10/47 ^(b)	17,827,951

額面	銘柄名	公正価値
	確定利付債券(90.0%) (続き)	(単位:円)
	アメリカ(85.1%) (続き)	
	資産担保証券(14.1%) (続き)	
USD 2,062,321	COMM 2014-LC15 Mortgage Trust Class XA 1.23% due 04/10/47 ^(a)	10,264,822
USD 2,352,888	COMM 2014-UBS3 Mortgage Trust Class XA 1.25% due 06/10/47 ^(a)	10,593,876
USD 5,393,214	COMM 2014-UBS6 Mortgage Trust Class XA 0.94% due 12/10/47 ^(a)	23,030,847
USD 5,497,968	Csall 2015-C2 Commercial Mortgage Trust Class XA 0.79% due 06/15/57 ^(a)	22,386,761
USD 38,184	EquiFirst Mortgage Loan Trust 2003-2 Class 1A1 3.61% due 09/25/33 ^{(a), (b)}	4,224,727
USD 835,000	Fannie Mae Connecticut Avenue Securities Class 1M2 4.69% due 01/25/30 ^{(a), (b)}	93,638,412
USD 455,000	5.14% due 02/25/30 ^{(a), (b)}	52,020,376
USD 380,000	5.49% due 10/25/29 ^{(a), (b)}	44,432,046
USD 70,000	Fannie Mae Connecticut Avenue Securities Class 2M2 4.69% due 08/25/30 ^{(a), (b)}	7,735,234
USD 880,000	4.99% due 05/25/30 ^{(a), (b)}	99,046,373
USD 460,000	5.34% due 11/25/29 ^{(a), (b)}	52,841,685
USD 670,879	Ford Credit Auto Owner Trust 2018-A Class A2A 2.59% due 02/15/21 ^(a)	74,328,386
USD 665,000	Freddie Mac Structured Agency Credit Risk Debt Notes Class M2 4.99% due 03/25/30 ^{(a), (b)}	75,464,343
USD 830,000	5.14% due 12/25/29 ^{(a), (b)}	94,461,979
USD 250,000	5.74% due 07/25/29 ^{(a), (b)}	29,726,587
USD 250,000	5.94% due 10/25/29 ^{(a), (b)}	29,938,266
USD 5,290,672	GS Mortgage Securities Trust Series 2014-GC18 Class XA 1.03% due 01/10/47 ^(a)	23,814,281
USD 455,000	Home Equity Asset Trust Class M5 3.58% due 05/25/35 ^{(a), (b)}	50,413,078
USD 37,433	Home Equity Mortgage Trust Class M2 4.09% due 02/25/35 ^{(a), (b)}	4,128,194
USD 461,909	RAAC Series 2006-SP2 Trust Class M1 2.83% due 02/25/36 ^{(a), (b)}	51,117,394
USD 59,467	Structured Asset Investment Loan Trust 2003-BC5 Class M1 3.61% due 06/25/33 ^{(a), (b)}	6,611,139
USD 212,333	Structured Asset Securities Corp. Mortgage Loan Trust Series 2006-AM1 Class A4 2.65% due 04/25/36 ^{(a), (b)}	23,514,886
USD 828,779	Toyota Auto Receivables 2018-B Owner Trust Class A2A 2.64% due 03/15/21 ^(a)	91,725,770
USD 1,690,000	Verizon Owner Trust 2017-1 Class A 2.06% due 09/20/21 ^{(a), (d)}	186,491,984
USD 9,743,286	WFRBS Commercial Mortgage Trust 2014-C22 Class XA 0.85% due 09/15/57 ^(a)	36,703,047
USD 1,964,821	WFRBS Commercial Mortgage Trust 2014-LC14 Class XA 1.24% due 03/15/47 ^(a)	9,971,434
	資産担保証券 計	1,579,556,558
	社債券(21.3%)	
USD 390,000	AbbVie, Inc. 4.70% due 05/14/45 ^(a)	41,651,093
USD 445,000	Air Lease Corp. 4.63% due 10/01/28 ^(a)	49,628,461
USD 215,000	Anheuser-Busch Cos LLC / Anheuser-Busch InBev Worldwide, Inc. 4.70% due 02/01/36 ^{(a), (d)}	23,808,856
USD 230,000	Anheuser-Busch InBev Worldwide, Inc. 4.60% due 04/15/48 ^(a)	24,496,950
USD 385,000	4.75% due 04/15/58 ^(a)	40,678,487
USD 700,000	5.80% due 01/23/59 ^(a)	86,279,893
USD 515,000	Apache Corp. 4.38% due 10/15/28 ^(a)	57,479,470
USD 340,000	Apple, Inc. 4.65% due 02/23/46 ^(a)	42,575,591
USD 325,000	AT&T, Inc. 4.50% due 03/09/48 ^(a)	33,811,032
USD 535,000	5.45% due 03/01/47 ^(a)	63,356,497
USD 330,000	AXA Equitable Holdings, Inc. 5.00% due 04/20/48 ^(a)	35,781,884
USD 370,000	Bank of America Corp. 2.74% due 01/23/22 ^{(a), (b)}	40,806,771
USD 387,000	3.71% due 04/24/28 ^{(a), (b)}	43,064,209
USD 284,000	3.97% due 03/05/29 ^{(a), (b)}	32,034,018

	額面	銘柄名	公正価値
		確定利付債券(90.0%) (続き)	(単位:円)
		アメリカ(85.1%) (続き)	
		社債券(21.3%) (続き)	
USD	420,000	4.33% due 03/15/50 ^{(a), (b)}	47,956,052
		BAT Capital Corp.	
USD	300,000	4.54% due 08/15/47 ^(a)	29,142,645
		Cigna Corp.	
USD	310,000	4.80% due 08/15/38 ^{(a), (b)}	35,327,279
		Citigroup, Inc.	
USD	195,000	3.52% due 10/27/28 ^{(a), (b)}	21,225,054
USD	530,000	3.89% due 01/10/28 ^{(a), (b)}	59,621,106
		Comcast Corp.	
USD	190,000	4.00% due 08/15/47 ^(a)	20,463,356
USD	425,000	4.95% due 10/15/58 ^(a)	51,961,829
		Concho Resources, Inc.	
USD	245,000	4.88% due 10/01/47 ^(a)	28,665,500
		CVS Health Corp.	
USD	585,000	4.30% due 03/25/28 ^(a)	65,668,105
USD	790,000	5.05% due 03/25/48 ^(a)	88,221,513
		Dell International LLC / EMC Corp.	
USD	595,000	5.45% due 06/15/23 ^{(a), (b)}	70,236,980
USD	330,000	6.02% due 06/15/26 ^{(a), (b)}	39,319,220
		DowDuPont, Inc.	
USD	200,000	4.73% due 11/15/28 ^(a)	23,937,595
		Energy Transfer Operating LP	
USD	355,000	5.80% due 06/15/38 ^(a)	42,131,435
USD	240,000	6.25% due 04/15/49 ^(a)	29,796,776
USD	460,000	6.63% ^{(a), (b), (c)}	48,477,539
		FedEx Corp.	
USD	140,000	4.95% due 10/17/48 ^(a)	15,987,121
		General Electric Co.	
USD	1,027,000	5.00% ^{(a), (b), (c)}	106,338,711
		General Motors Financial Co., Inc.	
USD	325,000	5.10% due 01/17/24 ^(a)	37,489,517
		Goldman Sachs Group, Inc.	
USD	365,000	3.69% due 06/05/28 ^{(a), (b)}	40,049,325
USD	672,000	3.81% due 04/23/29 ^{(a), (b)}	73,752,120
USD	255,000	4.02% due 10/31/38 ^{(a), (b)}	26,998,995
USD	150,000	5.15% due 05/22/45	17,584,287
		HCA, Inc.	
USD	315,000	5.25% due 06/15/26 ^(a)	37,410,514
		Hewlett Packard Enterprise Co.	
USD	360,000	3.60% due 10/15/20 ^(a)	40,207,981
		JPMorgan Chase & Co.	
USD	280,000	3.88% due 07/24/38 ^{(a), (b)}	30,430,567
		Kinder Morgan Energy Partners LP	
USD	415,000	4.15% due 02/01/24 ^(a)	47,596,434
		Kinder Morgan, Inc.	
USD	400,000	5.55% due 06/01/45 ^(a)	48,354,807
		Kroger Co.	
USD	315,000	5.40% due 01/15/49 ^(a)	36,181,782
		Marathon Oil Corp.	
USD	825,000	4.40% due 07/15/27 ^(a)	94,036,699
		Microchip Technology, Inc.	
USD	390,000	4.33% due 06/01/23 ^(a)	44,067,999
		Morgan Stanley	
USD	626,000	3.59% due 07/22/28 ^{(a), (b)}	68,823,813
USD	175,000	5.45% ^{(a), (b), (c)}	19,442,512
		MPLX LP	
USD	510,000	4.70% due 04/15/48 ^(a)	54,014,415
		Verizon Communications, Inc.	
USD	385,000	4.52% due 09/15/48	43,800,816
		Wabtec Corp.	
USD	325,000	4.40% due 03/15/24 ^(a)	36,591,225
		Wells Fargo Bank N.A.	
USD	765,000	3.55% due 08/14/23 ^(a)	86,926,480
		Zimmer Biomet Holdings, Inc.	
USD	495,000	3.55% due 04/01/25 ^(a)	54,075,703
		社債券 計	2,377,767,019
		国債(49.7%)	
		Fannie Mae Pool	
USD	385,000	3.50% due 04/01/49	43,194,643
USD	3,810,000	4.00% due 04/01/49	433,804,578

額面	銘柄名	純資産比率 (%)	公正価値
	確定利付債券 (90.0%) (続き)		(単位: 円)
	アメリカ (85.1%) (続き)		
	国債(49.7%) (続き)		
USD	1,550,000		4.50% due 04/01/49
			Freddie Mac Gold Pool
USD	4,375,000		4.00% due 04/01/49
USD	1,500,000		4.50% due 04/01/49
USD	190,000		5.00% due 04/01/49
			Ginnie Mae Pool
USD	1,420,000		3.50% due 04/01/49
USD	3,870,000		4.00% due 04/01/49
USD	1,455,000		4.50% due 04/01/49
			U.S. Treasury Bonds
USD	705,000		2.25% due 08/15/46
USD	395,000		2.75% due 08/15/42
USD	435,000		3.88% due 08/15/40
USD	540,000		5.38% due 02/15/31
			U.S. Treasury Bill
USD	2,700,000		2.38% due 01/02/20 ^(a)
			U.S. Treasury Inflation Indexed Bonds
USD	839,233		1.00% due 02/15/46
USD	1,052,614		2.00% due 01/15/26
USD	1,649,657		3.63% due 04/15/28
USD	3,146,534		3.88% due 04/15/29
			U.S. Treasury Notes
USD	7,065,000		1.38% due 01/15/20
USD	3,005,000		2.00% due 08/31/21
USD	305,000		2.25% due 02/15/27
USD	4,430,000		2.25% due 11/15/27
USD	3,120,000		2.38% due 08/15/24
			国債 計
			5,549,093,822
			アメリカ 計 (取得原価 9,537,464,942 円)
			9,506,417,399
			確定利付債券 計 (取得原価 10,092,620,274 円)
			10,056,400,380
	株数		
			上場投資信託証券(26.9%)
			アメリカ (26.9%)
	95,739		iShares iBoxx \$ High Yield Corporate Bond ETF
	83,853		iShares JP Morgan USD Emerging Markets Bond ETF
	142,004		SPDR Barclays High Yield Bond ETF
	113,107		SPDR Barclays Short Term High Yield Bond ETF
	18,509		Vanguard Emerging Markets Government Bond ETF
			アメリカ 計
			3,004,631,865
			上場投資信託証券 計(取得原価 2,990,316,211 円)
			3,004,631,865
	額面		
			短期投資(2.0%)
			アメリカ (2.0%)
			定期預金(2.0%)
			JPMorgan Chase & Co.
USD	1,949,784		1.68% due 04/01/19
			定期預金 計
			215,811,816
			アメリカ 計 (取得原価 215,375,834 円)
			215,811,816
			ケイマン諸島(0.0%)
			定期預金(0.0%)
			Brown Brothers Harriman & Co.
GBP	0*		0.37% due 04/01/19
			定期預金 計
			30
			ケイマン諸島 計(取得原価 37 円)
			30
			短期投資 計(取得原価 215,375,871 円)
			215,811,846
			投資 計(取得原価 13,298,312,356 円)
		118.9%	13,276,844,091
			負債 (現金及びその他資産控除後)
		(18.9)	(2,106,769,452)
			純資産
		100.0%	11,170,074,639

(a) コーラブル証券

(b) 2019年3月31日現在の変動利付証券

(c) 永久債

(d) 規則144A証券 - 1933年証券法規則144Aに基づく登録を免除された有価証券。これらの証券は、登録を免除され一般的には、適格機関投資家への転売が可能である。別段の指定がない限り、これらの証券は流動性が低いとはみなされない。

(e) 当該有価証券のすべて又は一部は先物取引の担保としてブローカーに保持される。

* 0.5ボンド未満

2019年3月31日現在、87,678,525円相当の現金が以下の先物取引の証拠金として差し入れられている。

先物取引 2019年3月31日現在

売買	銘柄	満期日	契約数	評価(損)益
Short	U.S. Long Bond (CBT) June Futures	06/2019	(19)	¥ (9,359,202)
Short	U.S. Treasury 10 Year Note (CBT) June Futures	06/2019	(38)	(8,035,872)
Short	U.S. Treasury 10 Year Ultra June Futures	06/2019	(156)	(43,076,660)
Long	U.S. Treasury 2 Year Note (CBT) June Futures	06/2019	96	8,052,286
Short	U.S. Treasury 5 Year Note (CBT) June Futures	06/2019	(30)	(3,217,221)
Short	U.S. Ultra Bond (CBT) June Futures	06/2019	(38)	(25,208,837)
				¥ (80,845,506)

Class A - ACS Class の外国為替予約取引 2019年3月31日現在

買	取引相手方	契約額	決済日	売	契約額	評価益	評価(損)	評価(損)益計
JPY	Citibank NA	226,960,841	04/16/2019	USD	2,114,042	¥ -	¥ (6,738,293)	¥ (6,738,293)
JPY	Citibank NA	2,014,693	04/16/2019	USD	18,693	-	(51,761)	(51,761)
USD	Citibank NA	205,591	04/16/2019	JPY	22,072,035	655,302	-	655,302
USD	Goldman Sachs International	12,671	04/16/2019	JPY	1,406,593	-	(5,842)	(5,842)
JPY	Goldman Sachs International	1,103,890	04/16/2019	USD	10,196	-	(23,189)	(23,189)
JPY	International	1,896,526	04/16/2019	USD	17,529	-	(41,267)	(41,267)
USD	Westpac Banking Corp.	13,461	04/16/2019	JPY	1,469,520	18,545	-	18,545
USD	Westpac Banking Corp.	4,562	04/16/2019	JPY	490,000	14,269	-	14,269
JPY	Westpac Banking Corp.	1,021,520	04/16/2019	USD	9,232	952	-	952
JPY	Westpac Banking Corp.	137,828	04/16/2019	USD	1,238	960	-	960
JPY	Westpac Banking Corp.	1,570,155	04/16/2019	USD	14,154	5,441	-	5,441
JPY	Westpac Banking Corp.	1,403,801	04/16/2019	USD	12,755	-	(6,199)	(6,199)
JPY	Westpac Banking Corp.	1,685,867	04/16/2019	USD	15,280	-	(3,296)	(3,296)
JPY	Westpac Banking Corp.	1,283,022	04/16/2019	USD	11,945	-	(37,472)	(37,472)
USD	Westpac Banking Corp.	4,473	04/16/2019	JPY	491,663	2,791	-	2,791
USD	Westpac Banking Corp.	2,701	04/16/2019	JPY	296,039	2,595	-	2,595
USD	Westpac Banking Corp.	15,387	04/16/2019	JPY	1,711,531	-	(10,574)	(10,574)
USD	Westpac Banking Corp.	2,681	04/16/2019	JPY	297,330	-	(1,009)	(1,009)
USD	Westpac Banking Corp.	1,090	04/16/2019	JPY	118,807	1,696	-	1,696
USD	Westpac Banking Corp.	3,920	04/16/2019	JPY	434,857	-	(1,567)	(1,567)
USD	Westpac Banking Corp.	15,985	04/16/2019	JPY	1,759,203	7,928	-	7,928
USD	Westpac Banking Corp.	24,076	04/16/2019	JPY	2,653,406	8,100	-	8,100
USD	Westpac Banking Corp.	14,784	04/16/2019	JPY	1,633,608	703	-	703
USD	Westpac Banking Corp.	12,934	04/16/2019	JPY	1,423,001	6,783	-	6,783
USD	Westpac Banking Corp.	16,281	04/16/2019	JPY	1,789,486	10,291	-	10,291
USD	Westpac Banking Corp.	7,716	04/16/2019	JPY	858,254	-	(5,255)	(5,255)
						¥ 736,356	¥ (6,925,724)	¥ (6,189,368)

Class C - JPY Class の外国為替予約取引 2019年3月31日現在

買	取引相手方	契約額	決済日	売	契約額	評価益	評価(損)	評価(損)益計
JPY	Citibank NA	1,066,298,781	04/16/2019	USD	9,932,113	¥ -	¥ (31,657,595)	¥ (31,657,595)
USD	Citibank NA	233,180	04/16/2019	JPY	25,033,912	743,238	-	743,238

Class C - JPY Class の外国為替予約取引 2019年3月31日現在(続き)

買	取引相手方	契約額	決済日	売	契約額	評価益	評価(損)	評価(損)	益計
JPY	Citibank NA	5,299,182	04/16/2019	USD	49,348	Y	-	Y (156,087)	Y (156,087)
JPY	Westpac Banking Corp.	21,061	04/16/2019	USD	196	-	-	(653)	(653)
JPY	Westpac Banking Corp.	8,248,765	04/16/2019	USD	76,526	-	-	(210,930)	(210,930)
JPY	Westpac Banking Corp.	166,019	04/16/2019	USD	1,540	-	-	(4,247)	(4,247)
JPY	Westpac Banking Corp.	8,499,049	04/16/2019	USD	78,043	-	-	(128,247)	(128,247)
JPY	Westpac Banking Corp.	30,240,072	04/16/2019	USD	276,672	-	-	(344,982)	(344,982)
JPY	Westpac Banking Corp.	31,222	04/16/2019	USD	283	-	-	(96)	(96)
JPY	Westpac Banking Corp.	5,854,649	04/16/2019	USD	53,060	-	-	(10,968)	(10,968)
JPY	Westpac Banking Corp.	184,627	04/16/2019	USD	1,672	-	-	(188)	(188)
USD	Westpac Banking Corp.	573	04/16/2019	JPY	63,776	-	-	(394)	(394)
JPY	Westpac Banking Corp.	1,666,807	04/16/2019	USD	15,123	-	-	(4,956)	(4,956)
JPY	Westpac Banking Corp.	217,989	04/16/2019	USD	2,001	-	-	(3,224)	(3,224)
USD	Westpac Banking Corp.	27,283	04/16/2019	JPY	3,010,625	5,432	-	-	5,432
JPY	Westpac Banking Corp.	58,194	04/16/2019	USD	528	-	-	(172)	(172)
JPY	Westpac Banking Corp.	927,476	04/16/2019	USD	8,398	-	-	(937)	(937)
JPY	Westpac Banking Corp.	47,414	04/16/2019	USD	430	-	-	(92)	(92)
JPY	Westpac Banking Corp.	642,636	04/16/2019	USD	5,764	5,464	-	-	5,464
JPY	Westpac Banking Corp.	68,158,314	04/16/2019	USD	611,024	612,003	-	-	612,003
JPY	Westpac Banking Corp.	60,795	04/16/2019	USD	549	157	-	-	157
JPY	Westpac Banking Corp.	103,467	04/16/2019	USD	933	378	-	-	378
JPY	Westpac Banking Corp.	5,647,070	04/16/2019	USD	51,036	5,261	-	-	5,261
JPY	Westpac Banking Corp.	895,926	04/16/2019	USD	8,227	-	-	(13,547)	(13,547)
JPY	Westpac Banking Corp.	6,008,906	04/16/2019	USD	55,108	-	-	(83,031)	(83,031)
USD	Westpac Banking Corp.	4,041	04/16/2019	JPY	442,883	3,881	-	-	3,881
USD	Westpac Banking Corp.	41,992	04/16/2019	JPY	4,674,585	-	-	(32,561)	(32,561)
JPY	Westpac Banking Corp.	124,104	04/16/2019	USD	1,129	-	-	(705)	(705)
USD	Westpac Banking Corp.	720	04/16/2019	JPY	77,489	2,131	-	-	2,131
USD	Westpac Banking Corp.	40,163	04/16/2019	JPY	4,312,617	127,248	-	-	127,248
USD	Westpac Banking Corp.	422	04/16/2019	JPY	45,294	1,319	-	-	1,319
USD	Westpac Banking Corp.	1,049	04/16/2019	JPY	113,608	2,381	-	-	2,381
USD	Westpac Banking Corp.	15,427	04/16/2019	JPY	1,680,300	25,075	-	-	25,075
USD	Westpac Banking Corp.	21,473	04/16/2019	JPY	2,320,440	53,275	-	-	53,275
USD	Westpac Banking Corp.	1,875	04/16/2019	JPY	204,176	3,097	-	-	3,097
USD	Westpac Banking Corp.	3,943	04/16/2019	JPY	428,746	7,131	-	-	7,131
USD	Westpac Banking Corp.	37,615	04/16/2019	JPY	4,116,253	41,941	-	-	41,941
USD	Westpac Banking Corp.	35,812	04/16/2019	JPY	3,911,265	47,586	-	-	47,586
USD	Westpac Banking Corp.	40,391	04/16/2019	JPY	4,489,879	-	-	(24,833)	(24,833)
USD	Westpac Banking Corp.	1,927	04/16/2019	JPY	210,367	2,655	-	-	2,655
USD	Westpac Banking Corp.	38,731	04/16/2019	JPY	4,263,576	17,998	-	-	17,998
USD	Westpac Banking Corp.	49,487	04/16/2019	JPY	5,451,838	18,720	-	-	18,720
USD	Westpac Banking Corp.	24,730	04/16/2019	JPY	2,728,246	5,507	-	-	5,507
USD	Westpac Banking Corp.	421,123	04/16/2019	JPY	46,721,820	-	-	(168,323)	(168,323)
USD	Westpac Banking Corp.	659	04/16/2019	JPY	73,475	-	-	(653)	(653)
USD	Westpac Banking Corp.	9,866	04/16/2019	JPY	1,098,922	-	-	(8,310)	(8,310)
USD	Westpac Banking Corp.	35,588	04/16/2019	JPY	3,947,551	-	-	(13,396)	(13,396)
USD	Westpac Banking Corp.	4,162	04/16/2019	JPY	462,325	-	-	(2,269)	(2,269)
USD	Westpac Banking Corp.	4,505	04/16/2019	JPY	491,867	6,113	-	-	6,113
USD	Westpac Banking Corp.	5,009	04/16/2019	JPY	558,312	-	-	(4,571)	(4,571)
USD	Westpac Banking Corp.	14,328	04/16/2019	JPY	1,575,523	8,374	-	-	8,374
JPY	Westpac Banking Corp.	72,818	04/16/2019	USD	659	16	-	-	16
						Y	1,746,381	Y (32,875,967)	Y (31,129,586)

Class D - USD Class の外国為替予約取引 2019年3月31日現在

買	取引相手方	契約額	決済日	売	契約額	評価益	評価(損)	評価(損)	益計
USD	Citibank NA	46,855	04/16/2019	GBP	36,057	Y	-	Y (18,177)	Y (18,177)
CAD	Citibank NA	107,878	04/16/2019	USD	81,516	-	-	(80,954)	(80,954)
CAD	Citibank NA	31,184	04/16/2019	USD	23,643	-	-	(32,211)	(32,211)
CAD	Citibank NA	29,099	04/16/2019	USD	21,679	12,341	-	-	12,341
AUD	Citibank NA	50,296	04/16/2019	USD	35,967	-	-	(25,015)	(25,015)
AUD	Citibank NA	11,076	04/16/2019	USD	7,876	-	-	(579)	(579)
AUD	Citibank NA	48,268	04/16/2019	USD	34,391	-	-	(10,159)	(10,159)
AUD	Citibank NA	68,054	04/16/2019	USD	49,271	-	-	(100,799)	(100,799)
CAD	Citibank NA	23,168	04/16/2019	USD	17,431	-	-	(9,093)	(9,093)
USD	Citibank NA	8,825	04/16/2019	NZD	12,931	359	-	-	359
AUD	Citibank NA	22,193	04/16/2019	USD	15,743	3,051	-	-	3,051
AUD	Citibank NA	21,406	04/16/2019	USD	15,288	-	-	(8,491)	(8,491)
AUD	Citibank NA	15,091	04/16/2019	USD	10,816	-	-	(10,160)	(10,160)
AUD	Citibank NA	413,705	04/16/2019	USD	294,987	-	-	(111,184)	(111,184)

Class D - USD Class の外国為替予約取引 2019年3月31日現在(続き)

買	取引相手方	契約額	決済日	売	契約額	評価益	評価(損)	評価(損) 益計
USD	Citibank NA	31,030	04/16/2019	AUD	43,682	¥ -	¥ (1,188)	¥ (1,188)
USD	Citibank NA	55,699	04/16/2019	AUD	78,977	-	(46,666)	(46,666)
USD	Citibank NA	16,942	04/16/2019	AUD	23,665	13,838	-	13,838
AUD	Citibank NA	18,224	04/16/2019	USD	12,920	3,284	-	3,284
USD	Citibank NA	39,427	04/16/2019	AUD	54,784	54,961	-	54,961
CAD	Citibank NA	52,775	04/16/2019	USD	39,383	15,170	-	15,170
USD	Citibank NA	111,545	04/16/2019	CAD	148,090	71,764	-	71,764
NOK	Citibank NA	157,089	04/16/2019	USD	18,316	-	(6,998)	(6,998)
NOK	Citibank NA	228,686	04/16/2019	USD	26,878	-	(33,856)	(33,856)
NOK	Citibank NA	698,535	04/16/2019	USD	82,980	-	(200,643)	(200,643)
NOK	Citibank NA	1,813,725	04/16/2019	USD	212,583	-	(203,415)	(203,415)
USD	Citibank NA	26,557	04/16/2019	NOK	226,413	27,549	-	27,549
USD	Citibank NA	20,606	04/16/2019	NOK	177,326	223	-	223
USD	Citibank NA	24,785	04/16/2019	NOK	207,756	71,315	-	71,315
CAD	Citibank NA	27,206	04/16/2019	USD	20,386	-	(1,467)	(1,467)
USD	Citibank NA	12,497	04/16/2019	NOK	106,236	16,957	-	16,957
USD	Citibank NA	28,203	04/16/2019	CAD	37,000	54,763	-	54,763
AUD	Citibank NA	24,293	04/16/2019	USD	17,338	-	(8,351)	(8,351)
USD	Citibank NA	22,983	04/16/2019	NZD	33,583	7,995	-	7,995
USD	Citibank NA	19,292	04/16/2019	CAD	25,639	10,254	-	10,254
USD	Citibank NA	38,096	04/16/2019	CAD	50,432	36,497	-	36,497
USD	Citibank NA	28,604	04/16/2019	CAD	37,836	29,892	-	29,892
USD	Citibank NA	36,968	04/16/2019	EUR	32,592	35,975	-	35,975
USD	Citibank NA	38,970	04/16/2019	CAD	51,514	43,616	-	43,616
USD	Citibank NA	44,307	04/16/2019	AUD	61,507	66,260	-	66,260
USD	Citibank NA	36,167	04/16/2019	AUD	50,963	-	(5,267)	(5,267)
USD	Citibank NA	59,094	04/16/2019	AUD	82,118	81,876	-	81,876
CHF	Citibank NA	29,389	04/16/2019	USD	29,516	4,026	-	4,026
CHF	Citibank NA	19,179	04/16/2019	USD	19,279	734	-	734
CHF	Citibank NA	11,763	04/16/2019	USD	11,697	14,545	-	14,545
CHF	Citibank NA	35,299	04/16/2019	USD	35,041	50,167	-	50,167
USD	Citibank NA	19,543	04/16/2019	CAD	25,877	18,218	-	18,218
USD	Citibank NA	9,817	04/16/2019	GBP	7,454	10,700	-	10,700
USD	Citibank NA	245,312	04/16/2019	CHF	238,841	568,633	-	568,633
CHF	Citibank NA	33,693	04/16/2019	USD	34,162	-	(31,119)	(31,119)
USD	Citibank NA	31,568	04/16/2019	CHF	31,466	-	(8,102)	(8,102)
USD	Citibank NA	6,621	04/16/2019	CHF	6,605	-	(2,283)	(2,283)
USD	Citibank NA	37,145	04/16/2019	CHF	37,035	-	(10,576)	(10,576)
USD	Citibank NA	6,604	04/16/2019	CHF	6,584	-	(1,820)	(1,820)
USD	Citibank NA	18,843	04/16/2019	CHF	18,736	362	-	362
NZD	Citibank NA	56,444	04/16/2019	USD	38,128	41,850	-	41,850
NZD	Citibank NA	40,103	04/16/2019	USD	27,187	18,912	-	18,912
NZD	Citibank NA	29,356	04/16/2019	USD	20,114	-	(9,682)	(9,682)
USD	Citibank NA	37,822	04/16/2019	CHF	37,474	15,420	-	15,420
CHF	Citibank NA	18,929	04/16/2019	USD	19,180	-	(16,146)	(16,146)
CHF	Citibank NA	28,755	04/16/2019	USD	29,134	-	(24,275)	(24,275)
BRL	Citibank NA	141,731	04/16/2019	USD	37,874	-	(164,113)	(164,113)
USD	Citibank NA	59,283	04/16/2019	NZD	87,292	-	(29,645)	(29,645)
USD	Citibank NA	6,724	04/16/2019	NZD	9,822	2,616	-	2,616
USD	Citibank NA	32,238	04/16/2019	NZD	47,368	-	(8,463)	(8,463)
USD	Citibank NA	33,830	04/16/2019	NZD	49,547	3,184	-	3,184
USD	Citibank NA	23,706	04/16/2019	CAD	31,111	45,191	-	45,191
USD	Citibank NA	45,335	04/16/2019	CHF	44,872	23,618	-	23,618
USD	Citibank NA	17,939	04/16/2019	CHF	17,750	9,952	-	9,952
USD	Citibank NA	18,771	04/16/2019	KRW	21,044,309	24,595	-	24,595
USD	Citibank NA	10,605	04/16/2019	NZD	15,700	-	(11,646)	(11,646)
USD	Citibank NA	17,808	04/16/2019	KRW	20,104,978	9,680	-	9,680
USD	Citibank NA	33,578	04/16/2019	NZD	49,412	-	(14,465)	(14,465)
USD	Citibank NA	21,108	04/16/2019	GBP	16,118	9,921	-	9,921
GBP	Citibank NA	27,552	04/16/2019	USD	36,296	-	(40,688)	(40,688)
GBP	Citibank NA	5,802	04/16/2019	USD	7,666	-	(11,113)	(11,113)
GBP	Citibank NA	16,980	04/16/2019	USD	22,511	-	(40,795)	(40,795)
GBP	Citibank NA	53,449	04/16/2019	USD	68,277	157,166	-	157,166
GBP	Citibank NA	31,731	04/16/2019	USD	40,617	84,165	-	84,165
NZD	Citibank NA	68,103	04/16/2019	USD	46,786	-	(36,065)	(36,065)
NOK	Citibank NA	85,699	04/16/2019	USD	9,948	1,053	-	1,053
NOK	Citibank NA	254,434	04/16/2019	USD	29,399	18,185	-	18,185
NOK	Citibank NA	436,546	04/16/2019	USD	50,331	43,414	-	43,414
EUR	Citibank NA	74,202	04/16/2019	USD	84,397	-	(107,494)	(107,494)
EUR	Citibank NA	14,298	04/16/2019	USD	16,261	-	(20,599)	(20,599)
USD	Citibank NA	11,850	04/16/2019	EUR	10,345	24,206	-	24,206
USD	Citibank NA	28,800	04/16/2019	EUR	25,181	54,093	-	54,093

Class D - USD Class の外国為替予約取引 2019年3月31日現在(続き)

買	取引相手方	契約額	決済日	売	契約額	評価益	評価(損)	評価(損) 益計
USD	Citibank NA	43,022	04/16/2019	EUR	37,520	¥ 92,714	¥ -	¥ 92,714
USD	Citibank NA	8,242	04/16/2019	EUR	7,129	25,075	-	25,075
USD	Citibank NA	38,912	04/16/2019	EUR	34,097	63,756	-	63,756
USD	Citibank NA	28,708	04/16/2019	EUR	25,174	44,803	-	44,803
JPY	Citibank NA	5,893,219	04/16/2019	USD	53,076	25,878	-	25,878
USD	Citibank NA	19,245	04/16/2019	EUR	16,673	55,239	-	55,239
USD	Citibank NA	11,702	04/16/2019	EUR	10,292	14,504	-	14,504
USD	Citibank NA	18,017	04/16/2019	TRY	100,343	64,871	-	64,871
USD	Citibank NA	19,068	04/16/2019	EUR	16,958	216	-	216
PLN	Citibank NA	71,809	04/16/2019	USD	18,796	-	(6,219)	(6,219)
USD	Citibank NA	19,167	04/16/2019	CZK	437,479	15,693	-	15,693
EUR	Citibank NA	8,853	04/16/2019	USD	10,089	-	(14,967)	(14,967)
EUR	Citibank NA	46,743	04/16/2019	USD	53,202	-	(71,852)	(71,852)
EUR	Citibank NA	31,869	04/16/2019	USD	36,609	-	(86,138)	(86,138)
EUR	Citibank NA	65,318	04/16/2019	USD	75,249	-	(200,464)	(200,464)
JPY	Citibank NA	7,301,601	04/16/2019	USD	65,643	45,015	-	45,015
JPY	Citibank NA	2,824,838	04/16/2019	USD	25,380	19,145	-	19,145
JPY	Citibank NA	1,927,232	04/16/2019	USD	17,494	-	(6,702)	(6,702)
JPY	Citibank NA	6,365,196	04/16/2019	USD	59,035	-	(160,848)	(160,848)
JPY	Citibank NA	1,469,330	04/16/2019	USD	13,635	-	(38,012)	(38,012)
JPY	Citibank NA	3,945,109	04/16/2019	USD	36,304	-	(68,195)	(68,195)
JPY	Citibank NA	2,512,799	04/16/2019	USD	22,933	-	(22,320)	(22,320)
USD	Citibank NA	38,271	04/16/2019	MXN	743,518	2,601	-	2,601
JPY	Citibank NA	838,536	04/16/2019	USD	7,606	-	(2,241)	(2,241)
JPY	Citibank NA	6,012,773	04/16/2019	USD	55,159	-	(84,815)	(84,815)
USD	Citibank NA	28,452	04/16/2019	JPY	3,071,193	74,095	-	74,095
USD	Citibank NA	43,983	04/16/2019	JPY	4,719,066	143,071	-	143,071
USD	Citibank NA	23,914	04/16/2019	JPY	2,603,772	39,877	-	39,877
USD	Citibank NA	47,639	04/16/2019	EUR	40,981	172,933	-	172,933
USD	Citibank NA	6,890	04/16/2019	JPY	760,869	773	-	773
USD	Citibank NA	51,532	04/16/2019	JPY	5,567,303	129,393	-	129,393
JPY	Citibank NA	1,103,754	04/16/2019	USD	9,900	9,363	-	9,363
NOK	Citibank NA	179,038	04/16/2019	USD	21,237	-	(47,948)	(47,948)
USD	Citibank NA	200,347	04/16/2019	NZD	298,072	-	(331,488)	(331,488)
USD	Citibank NA	17,606	04/16/2019	SEK	156,866	74,613	-	74,613
USD	Citibank NA	16,024	04/16/2019	SEK	146,937	18,214	-	18,214
USD	Citibank NA	35,693	04/16/2019	CAD	46,814	70,432	-	70,432
USD	Citibank NA	36,217	04/16/2019	GBP	27,607	23,957	-	23,957
SEK	Citibank NA	329,153	04/16/2019	USD	35,950	-	(46,914)	(46,914)
SEK	Citibank NA	110,823	04/16/2019	USD	11,907	5,963	-	5,963
SEK	Citibank NA	62,475	04/16/2019	USD	6,739	405	-	405
SEK	Citibank NA	132,893	04/16/2019	USD	14,833	-	(54,169)	(54,169)
SEK	Citibank NA	280,245	04/16/2019	USD	30,211	4,019	-	4,019
SEK	Citibank NA	804,444	04/16/2019	USD	89,908	-	(340,911)	(340,911)
USD	Citibank NA	22,403	04/16/2019	EUR	19,606	39,824	-	39,824
SEK	Citibank NA	157,287	04/16/2019	USD	16,938	4,203	-	4,203
SEK	Citibank NA	261,631	04/16/2019	USD	29,734	-	(165,356)	(165,356)
SEK	Citibank NA	636,840	04/16/2019	USD	71,796	-	(338,390)	(338,390)
NOK	Citibank NA	294,181	04/16/2019	USD	34,147	3,862	-	3,862
USD	Citibank NA	29,504	04/16/2019	CAD	39,270	10,690	-	10,690
USD	Citibank NA	20,587	04/16/2019	JPY	2,210,861	64,975	-	64,975
	Goldman Sachs							
NOK	International Goldman Sachs	340,311	04/16/2019	USD	40,088	-	(60,393)	(60,393)
USD	International Goldman Sachs	10,023	04/16/2019	NOK	85,891	4,708	-	4,708
USD	International Goldman Sachs	13,245	04/16/2019	MUD	18,746	-	(8,444)	(8,444)
NOK	International Goldman Sachs	421,520	04/16/2019	USD	49,893	-	(101,223)	(101,223)
USD	International Goldman Sachs	58,277	04/16/2019	NOK	496,524	64,627	-	64,627
MXN	International Goldman Sachs	396,137	04/16/2019	USD	20,543	-	(18,229)	(18,229)
USD	International Goldman Sachs	13,955	04/16/2019	NOK	119,946	2,013	-	2,013
NOK	International Goldman Sachs	290,833	04/16/2019	USD	34,111	-	(35,222)	(35,222)
USD	International Goldman Sachs	20,182	04/16/2019	BRL	74,077	128,521	-	128,521
BRL	International	70,695	04/16/2019	USD	19,035	-	(97,715)	(97,715)

Class D - USD Class の外国為替予約取引 2019年3月31日現在(続き)

買	取引相手方	契約額	決済日	売	契約額	評価益	評価(損)	評価(損) 益計
JPY	Goldman Sachs International	837,360	04/16/2019	USD	7,593	¥ -	¥ (1,975)	¥ (1,975)
JPY	Goldman Sachs International	6,339,700	04/16/2019	USD	57,623	-	(30,287)	(30,287)
USD	Goldman Sachs International	18,808	04/16/2019	PLN	71,814	7,390	-	7,390
JPY	Goldman Sachs International	3,126,296	04/16/2019	USD	28,623	-	(37,851)	(37,851)
JPY	Goldman Sachs International	3,281,726	04/16/2019	USD	30,038	-	(38,827)	(38,827)
NOK	Goldman Sachs International	481,190	04/16/2019	USD	56,215	-	(33,645)	(33,645)
JPY	Goldman Sachs International	4,185,794	04/16/2019	USD	38,503	-	(70,615)	(70,615)
USD	Goldman Sachs International	34,999	04/16/2019	JPY	3,880,876	-	(11,914)	(11,914)
USD	Goldman Sachs International	14,462	04/16/2019	JPY	1,562,283	36,396	-	36,396
USD	Goldman Sachs International	47,860	04/16/2019	JPY	5,214,493	76,241	-	76,241
USD	Goldman Sachs International	42,071	04/16/2019	NOK	361,775	3,915	-	3,915
USD	Goldman Sachs International	46,994	04/16/2019	NOK	406,078	-	(20,918)	(20,918)
USD	Goldman Sachs International	29,363	04/16/2019	NOK	247,443	67,642	-	67,642
BRL	Goldman Sachs International	75,429	04/16/2019	USD	20,195	-	(91,636)	(91,636)
JPY	Goldman Sachs International	4,207,047	04/16/2019	USD	38,787	-	(80,722)	(80,722)
USD	Goldman Sachs International	68,559	04/16/2019	NOK	580,539	122,036	-	122,036
TRY	Goldman Sachs International	100,401	04/16/2019	USD	17,854	-	(45,700)	(45,700)
CHF	Goldman Sachs International	19,199	04/16/2019	USD	19,296	1,088	-	1,088
USD	Goldman Sachs International	38,561	04/16/2019	GBP	29,622	-	(7,375)	(7,375)
GBP	Goldman Sachs International	11,985	04/16/2019	USD	15,354	30,409	-	30,409
EUR	Goldman Sachs International	25,925	04/16/2019	USD	29,497	-	(38,726)	(38,726)
EUR	Goldman Sachs International	33,277	04/16/2019	USD	38,663	-	(138,184)	(138,184)
GBP	Goldman Sachs International	7,506	04/16/2019	USD	9,823	-	(3,867)	(3,867)
GBP	Goldman Sachs International	37,541	04/16/2019	USD	48,814	15,454	-	15,454
GBP	Goldman Sachs International	31,764	04/16/2019	USD	41,532	-	(12,230)	(12,230)
CAD	Goldman Sachs International	43,630	04/16/2019	USD	32,892	-	(24,353)	(24,353)
CAD	Goldman Sachs International	12,794	04/16/2019	USD	9,656	-	(8,349)	(8,349)
CAD	Goldman Sachs International	8,238	04/16/2019	USD	6,225	-	(6,218)	(6,218)
CAD	Goldman Sachs International	23,168	04/16/2019	USD	17,428	-	(8,804)	(8,804)
CAD	Goldman Sachs International	46,078	04/16/2019	USD	34,333	18,978	-	18,978
CAD	Goldman Sachs International	15,023	04/16/2019	USD	11,271	-	(2,326)	(2,326)
USD	Goldman Sachs International	36,367	04/16/2019	CAD	48,196	30,482	-	30,482
USD	Goldman Sachs International	39,072	04/16/2019	CAD	51,612	46,694	-	46,694
USD	Goldman Sachs International	18,096	04/16/2019	CAD	24,057	8,959	-	8,959
USD	Goldman Sachs International	17,576	04/16/2019	CAD	23,503	-	(2,693)	(2,693)
USD	Goldman Sachs International	66,714	04/16/2019	CAD	88,856	19,339	-	19,339

Class D - USD Class の外国為替予約取引 2019年3月31日現在(続き)

買	取引相手方	契約額	決済日	売	契約額	評価益	評価(損)	評価(損) 益計
USD	Goldman Sachs International	39,956	04/16/2019	AUD	55,718	¥ 40,097	¥ -	¥ 40,097
USD	Goldman Sachs International	29,137	04/16/2019	GBP	22,528	-	(26,503)	(26,503)
USD	Goldman Sachs International	16,658	04/16/2019	GBP	12,892	-	(16,976)	(16,976)
USD	Goldman Sachs International	38,763	04/16/2019	GBP	30,136	-	(59,107)	(59,107)
USD	Goldman Sachs International	8,557	04/16/2019	GBP	6,473	12,861	-	12,861
GBP	Goldman Sachs International	20,457	04/16/2019	USD	26,407	29,787	-	29,787
USD	Goldman Sachs International	47,116	04/16/2019	EUR	41,202	87,654	-	87,654
USD	Goldman Sachs International	28,906	04/16/2019	EUR	25,280	53,558	-	53,558
USD	Goldman Sachs International	14,709	04/16/2019	EUR	12,772	38,675	-	38,675
USD	Goldman Sachs International	57,810	04/16/2019	EUR	50,124	160,937	-	160,937
USD	Goldman Sachs International	19,264	04/16/2019	EUR	16,905	28,509	-	28,509
USD	Goldman Sachs International	39,610	04/16/2019	EUR	34,362	108,010	-	108,010
USD	Goldman Sachs International	45,163	04/16/2019	EUR	39,234	116,429	-	116,429
USD	Goldman Sachs International	28,859	04/16/2019	EUR	25,302	45,541	-	45,541
USD	Goldman Sachs International	29,686	04/16/2019	NZD	43,386	9,678	-	9,678
USD	Goldman Sachs International	29,037	04/16/2019	EUR	25,438	48,386	-	48,386
USD	Goldman Sachs International	77,920	04/16/2019	EUR	69,040	33,082	-	33,082
EUR	Goldman Sachs International	39,259	04/16/2019	USD	44,373	-	(25,990)	(25,990)
EUR	Goldman Sachs International	52,536	04/16/2019	USD	60,290	-	(135,374)	(135,374)
EUR	Goldman Sachs International	34,567	04/16/2019	USD	39,834	-	(107,318)	(107,318)
EUR	Goldman Sachs International	58,022	04/16/2019	USD	66,511	-	(141,262)	(141,262)
EUR	Goldman Sachs International	32,180	04/16/2019	USD	36,529	-	(38,582)	(38,582)
EUR	Goldman Sachs International	40,216	04/16/2019	USD	45,903	-	(76,082)	(76,082)
USD	Goldman Sachs International	23,078	04/16/2019	GBP	17,578	17,277	-	17,277
USD	Goldman Sachs International	40,825	04/16/2019	GBP	31,519	-	(30,512)	(30,512)
USD	Goldman Sachs International	19,676	04/16/2019	EUR	17,264	29,388	-	29,388
USD	Goldman Sachs International	52,772	04/16/2019	NZD	77,240	8,649	-	8,649
USD	Goldman Sachs International	29,415	04/16/2019	CAD	38,442	69,414	-	69,414
USD	Goldman Sachs International	40,472	04/16/2019	AUD	56,869	6,671	-	6,671
CHF	Goldman Sachs International	26,623	04/16/2019	USD	27,337	-	(62,595)	(62,595)
CHF	Goldman Sachs International	48,089	04/16/2019	USD	48,698	-	(37,733)	(37,733)
CHF	Goldman Sachs International	14,606	04/16/2019	USD	14,839	-	(16,764)	(16,764)
USD	Goldman Sachs International	24,236	04/16/2019	AUD	34,159	-	(4,168)	(4,168)
CHF	Goldman Sachs International	18,349	04/16/2019	USD	18,578	-	(14,038)	(14,038)
CHF	Goldman Sachs International	57,999	04/16/2019	USD	58,790	-	(51,855)	(51,855)
GBP	Goldman Sachs International	22,282	04/16/2019	USD	28,853	22,467	-	22,467

Class D - USD Class の外国為替予約取引 2019年3月31日現在(続き)

買	取引相手方	契約額	決済日	売	契約額	評価益	評価(損)	評価(損) 益計
USD	Goldman Sachs International	15,270	04/16/2019	NZD	22,519	¥	-	¥ (10,214)
CHF	Goldman Sachs International	38,038	04/16/2019	USD	38,668	-	(46,327)	(46,327)
USD	Goldman Sachs International	20,051	04/16/2019	CHF	19,491	49,975	-	49,975
USD	Goldman Sachs International	13,041	04/16/2019	CHF	12,630	37,718	-	37,718
USD	Goldman Sachs International	16,117	04/16/2019	CHF	15,894	14,856	-	14,856
USD	Goldman Sachs International	48,920	04/16/2019	CHF	48,373	30,712	-	30,712
USD	Goldman Sachs International	60,346	04/16/2019	CHF	59,393	68,910	-	68,910
USD	Goldman Sachs International	39,857	04/16/2019	CHF	39,339	33,107	-	33,107
USD	Goldman Sachs International	10,857	04/16/2019	CHF	10,756	4,588	-	4,588
USD	Goldman Sachs International	37,855	04/16/2019	CHF	37,913	-	(29,656)	(29,656)
USD	Goldman Sachs International	16,469	04/16/2019	CHF	16,406	-	(3,100)	(3,100)
USD	Goldman Sachs International	17,992	04/16/2019	CHF	17,927	-	(3,795)	(3,795)
USD	Goldman Sachs International	17,943	04/16/2019	CHF	18,006	-	(17,978)	(17,978)
USD	Goldman Sachs International	56,691	04/16/2019	CHF	56,620	-	(26,892)	(26,892)
NZD	Goldman Sachs International	11,834	04/16/2019	USD	8,132	-	(6,499)	(6,499)
NZD	Goldman Sachs International	60,988	04/16/2019	USD	41,777	-	(18,930)	(18,930)
CHF	Goldman Sachs International	12,060	04/16/2019	USD	12,315	-	(20,818)	(20,818)
NZD	Goldman Sachs International	13,147	04/16/2019	USD	8,859	12,172	-	12,172
USD	Goldman Sachs International	18,289	04/16/2019	AUD	25,489	19,485	-	19,485
AUD	Goldman Sachs International	15,424	04/16/2019	USD	11,010	-	(5,508)	(5,508)
AUD	Goldman Sachs International	39,906	04/16/2019	USD	28,852	-	(54,676)	(54,676)
AUD	Goldman Sachs International	40,811	04/16/2019	USD	29,008	-	(857)	(857)
NZD	Goldman Sachs International	40,488	04/16/2019	USD	28,059	-	(48,445)	(48,445)
SEK	Goldman Sachs International	419,772	04/16/2019	USD	46,726	-	(156,966)	(156,966)
SEK	Goldman Sachs International	444,612	04/16/2019	USD	48,331	-	(37,996)	(37,996)
USD	Goldman Sachs International	23,059	04/16/2019	SEK	203,418	122,037	-	122,037
USD	Goldman Sachs International	8,075	04/16/2019	SEK	71,736	36,780	-	36,780
USD	Goldman Sachs International	15,762	04/16/2019	SEK	141,481	54,359	-	54,359
SEK	Goldman Sachs International	491,554	04/16/2019	USD	55,032	-	(218,716)	(218,716)
USD	Goldman Sachs International	30,508	04/16/2019	SEK	280,929	20,696	-	20,696
NZD	Goldman Sachs International	24,863	04/16/2019	USD	16,772	21,003	-	21,003
USD	Goldman Sachs International	19,611	04/16/2019	NZD	28,760	-	(1,024)	(1,024)
USD	Goldman Sachs International	46,440	04/16/2019	SEK	428,932	16,077	-	16,077
USD	Goldman Sachs International	19,920	04/16/2019	NZD	29,134	4,985	-	4,985
USD	Goldman Sachs International	41,336	04/16/2019	NZD	60,853	-	(19,671)	(19,671)
USD	Goldman Sachs International	55,930	04/16/2019	AUD	77,943	60,013	-	60,013

Class D - USD Class の外国為替予約取引 2019年3月31日現在(続き)

買	取引相手方	契約額	決済日	売	契約額	評価益	評価(損)	評価(損) 益計
CHF	Goldman Sachs International	38,708	04/16/2019	USD	39,109	¥ -	¥ (20,575)	¥ (20,575)
USD	Goldman Sachs International	18,653	04/16/2019	NZD	27,194	11,222	-	11,222
USD	Royal Bank of Canada	33,759	04/16/2019	EUR	29,625	50,010	-	50,010
USD	State Street	22,565	04/16/2019	SEK	202,127	82,792	-	82,792
NOK	State Street	685,424	04/16/2019	USD	79,381	28,839	-	28,839
MXN	State Street	347,496	04/16/2019	USD	18,219	-	(37,994)	(37,994)
GBP	State Street	30,667	04/16/2019	USD	39,596	43,637	-	43,637
CAD	State Street	51,109	04/16/2019	USD	38,648	-	(41,517)	(41,517)
USD	State Street	39,312	04/16/2019	CAD	52,209	23,843	-	23,843
USD	State Street	52,476	04/16/2019	NOK	447,550	52,311	-	52,311
USD	State Street	25,621	04/16/2019	CHF	25,565	-	(9,534)	(9,534)
JPY	State Street	4,097,044	04/16/2019	USD	37,298	-	(26,128)	(26,128)
JPY	Westpac Banking Corp.	2,007,473	04/16/2019	USD	18,400	-	(26,538)	(26,538)
AUD	Westpac Banking Corp.	26,867	04/16/2019	USD	19,571	-	(52,960)	(52,960)
SEK	Westpac Banking Corp.	359,531	04/16/2019	USD	39,887	-	(119,656)	(119,656)
						¥ 5,824,807	¥ (6,537,921)	¥ (713,114)

デリバティブ取引の価値

以下の表は本ファンドのデリバティブ取引の要約である。

店頭デリバティブ取引	取引相手方	デリバティブ 資産の価値	デリバティブ 負債の価値	担保受入	担保差入	純額*
外国為替予約取引						
	Citibank NA	¥ 4,671,258	¥ (42,195,447)	¥ -	¥ -	¥ (37,524,189)
	Goldman Sachs International	2,270,657	(2,702,181)	-	-	(431,524)
	Royal Bank of Canada	50,010	-	-	-	50,010
	State Street	231,422	(115,173)	-	-	116,249
	Westpac Banking Corp.	1,084,197	(1,326,811)	-	-	(242,614)
合計		¥ 8,307,544	¥ (46,339,612)	¥ -	¥ -	¥ (38,032,068)

*純額は、デフォルトが発生した場合に取引先から(または取引先に)生じる受取り(または支払い)の額をあらわしている。純額は、同一の法人格に対する同一の契約に基づく取引に関して損益を通算することが認められている。

通貨:

AUD	- オーストラリアドル
BRL	- ブラジルレアル
CAD	- カナダドル
CHF	- スイスフラン
EUR	- ユーロ
GBP	- イギリスポンド
JPY	- 日本円
KRW	- 韓国ウォン
MXN	- メキシコペソ
NOK	- ノルウェークローネ
NZD	- ニュージーランドドル
PLN	- ポーランド・ズロチ
SEK	- スウェーデンクローナ
TRY	- トルコリラ
USD	- 米ドル

添付の注記は、本財務諸表の不可欠の部分である。

財務諸表に関する注記(抜粋)

2019年3月31日現在

重要な会計方針

この決算書は、ファンドの当会計年度である2018年4月1日から2019年3月31日までの期間を反映したものである。以下は、本ファンドが米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（「米国GAAP」）に準拠して、その財務諸表を作成するにあたって継続して適用している重要な会計方針の要約である。米国GAAPに準拠した財務諸表を作成するにあたって、経営陣は、財務諸表の報告額及び開示事項に影響する予想及び仮定を設定する必要がある。このような予想と実績は異なる可能性がある。

(A) 受益証券の純資産額の決定

本ファンドの純資産額（以下、純資産額）は、毎営業日（ニューヨーク証券取引所及びニューヨークの銀行が業務を行っている日）及び受託会社が決定するその他の時点（以下、それぞれの計算日）において計算される。本ファンドの純資産額は、管理会社報酬、弁護士報酬、監査報酬並びにその他の専門家報酬及び費用等を含み、本ファンドの資産及び負債の全額を考慮して計算される。本ファンドの純資産額は、日本円で計算される。日本円で表示される一口当たりの純資産額は、通常毎営業日に計算され、一口当たりの純資産の数値は小数点以下第4位までとなるよう調整される。

(B) 有価証券の評価

純資産額を計算する目的上、市場の公表価格が容易に入手できる有価証券及びその他の資産は、公正価値で計上される。公正価値は通常、引け値に基づき報告された売却価格、または売却価格が報告されない場合には、相場報告システムもしくは主要なマーケット・メーカーまたは価格提供サービスから取得する価格を基に決定される。満期日までの残存期間が60日以内の短期投資は、公正価値に近似する償却原価で評価される。

市場の公表価格が容易に入手できない有価証券及びその他の資産は、運用会社からの助言に基づきブラウン・ブラザーズ・ハリマン社（アドミニストレーター）が誠実に決定した公正価値で評価する。最新の市場データまたは信頼性の高い市場データ（売買情報、ビッドアスク情報、ブローカー価格など）がない状況では、市場の公表価格は容易に入手できないとみなされる。こうした状況には、関連市場の終了後に本ファンドの有価証券やその他の資産の価値に重大な影響を及ぼすような事象が発生する場合も含まれる。さらに、非常の事態により証券取引所もしくは有価証券取引市場が終日開かれず、他の市場価格も入手できないような場合も、市場の公表価格は容易に入手できないとみなされる。アドミニストレーターは、本ファンドの有価証券やその他の資産の価値に重大な影響を及ぼす可能性がある重要事象の監視、及びそうした重要事象が有価証券やその他の資産の価値に影響し、資産の再評価が必要かどうかの判断の責任を負う。

本ファンドが公正価値を用いて純資産額を決定する際、有価証券がその主要な取引市場の公表価格で評価されるのではなく、運用会社またはその指示により行動する者が公正価値を正確に反映していると考えられる方法により算出される価額で評価される場合がある。公正価値の評価には、有価証券の価値に関する主観的な判断を要することがある。本ファンドの方針は、算出した本ファンドの純資産額が価格決定時点の有価証券の価値を適正に反映することを目指している。しかし、運用会社またはその指示により行動する者が決定した公正価値が、価格決定時点で当該有価証券を売却した場合には、本ファンドが得る価格を正確に反映することは保証できない（例えば、強制処分または清算処分の場合など）。本ファンドが用いる価格は有価証券を売却した場合に実現されるであろう価値とは異なる場合があり、そうした相違は財務諸表に重大な影響を及ぼし得る。

< 公正価値測定 >

米国GAAPに基づく公正価値測定及び開示事項に関する当局の指針に従い、本ファンドは、公正価値の測定に用いられる評価技法に関するインプットに優先順位を付けており、それに基づき、その投資の公正価値を開示している。分類において、優先順位が最も高いのは、活発な市場で同一資産または負債に対する未調整の公表価格に基づく評価（レ

ベル1)で、優先順位が最も低いのは、その評価にとって重大な、観察不可能なインプットに基づく評価（レベル3）である。当該指針は、公正価値の分類に次の3レベルを設定している。

- ・レベル1： 活発な市場における同一の資産または負債に係る（未調整の）公表価格に基づき測定した公正価値。
- ・レベル2： 資産または負債に係る直接的（例えば、価格）または間接的に（例えば、価格から派生）観察可能なインプットのうち、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットに基づき測定した公正価値。
- ・レベル3： 観察可能な市場データに基づかない資産または負債に係るインプット（観察不可能なインプット）に基づき測定した公正価値。

インプットは、様々な評価技法を適用する際に用いられ、また、リスクに対する仮定を含む、市場参加者が評価を決定するにあたって用いる様々な仮定を幅広く参照している。インプットには、価格情報、特定および広範な信用データ、流動性に関する統計値、及びその他の要素などが含まれる場合がある。公正価値の分類内での金融商品のレベルは、公正価値測定にとって極めて重要なインプットの最低水準に基づいている。しかし、何をもち「観察可能」と判定するのには、運用会社による重要な判断が必要となる。運用会社は、容易に入手でき、定期的に配布または更新され、信頼性が高く検証可能で、独占的なものではなく、関連する市場に積極的に関与している独立した情報源によって提供されている市場データを観察可能なデータとみなしている。ある金融商品に関する分類は、その価格決定の透明性に基づくもので、当該商品に対する運用会社の認識したリスクとは必ずしも一致しない。

<投資>

公正価値が活発な市場の公表価格に基づいているためレベル1に分類される有価証券には、上場株式や上場投資信託証券が含まれている。本ファンドがそのような商品を大量に保有し、売却すると取引価格に影響を与え得ると合理的に判断できる状況においても、当該商品の公表価格は調整されない。

活発でない市場で取引されているものの、市場の公表価格、ディーラーの呼び値、または観察可能なインプットに基づくその他の価格情報源に基づいて評価されている投資はレベル2に分類される。これらには、社債やソブリン債、定期預金が含まれている。レベル2の投資は、活発な市場で取引されていない、または譲渡制限の対象となっているポジションを含むため、その評価は一般的に入手可能な市場情報に基づいて、非流動性または非譲渡性を反映するように調整される。

レベル3に分類される金融資産は、取引頻度が低いため、観察不可能なインプットしか有しないことが顕著である。レベル3の金融資産には、プライベートエクイティーや一部の社債が含まれる。

内在的な評価価格の不確実性から、財務諸表に記載されている価値と、当該資産を売却することで得られる金額は大きく乖離する可能性がある。

<デリバティブ取引>

本ファンドは、ヘッジ目的で、デリバティブ取引を利用する場合がある。ヘッジ取引は、本ファンドが、デリバティブ取引を用いて、他の保有有価証券に関連するリスクを相殺する一つの戦略である。ヘッジ取引は損失を減少させることができるが、一方で市場が本ファンドの想定と異なる方向に動く、あるいはデリバティブ取引のコストがヘッジ取引による利益を上回ると、収益を減少させたり、損失を生じさせたりする場合がある。また、ヘッジ取引には、デリバティブ取引の価値の変動が、想定

したほどにヘッジ対象有価証券の価値の変動に連動しないリスクがある。その場合、ヘッジ対象の保有有価証券の損失は減少せず、増加するかもしれない。本ファンドのヘッジ戦略がリスクを減らす、もしくは、ヘッジ取引自体が利用可能である、あるいは、コストに見合う効果が得られるという保証はない。本ファンドにはヘッジ取引を用いる義務はなく、ヘッジ取引を用いない選択もできる。本ファンドがデリバティブ取引に投資すると、投資元本金額を超える損失を被る場合がある。また、適切なデリバティブ取引があらゆる環境で利用できるとは限らず、本ファンドが他のリスクへのエクスポージャーを減らすために効果があると思われる場合でも、その取引を利用できるという保証はない。

デリバティブ取引は、証券取引所、または店頭取引で当事者間の交渉により取引されることがある。先物取引や上場オプション取引などの取引所上場デリバティブ取引は、活発に取引されているとみなされるか否かに応じて、通常では公正価値のレベル1またはレベル2に分類される。

外国為替予約取引及びスワップを含む店頭デリバティブ取引については、取引相手先、ディーラーまたはブローカーから受領する価格等、観察可能なインプットを入手でき、それらが信頼できるとみなされた場合には、運用会社によって評価される。モデルが使われているような場合には、店頭デリバティブ取引の価値は、商品の契約条件や固有リスク、さらには観察可能なインプットの入手可能性や信頼性に依存する。そのようなインプットとしては、参照する有価証券の市場価格、イールドカーブ、クレジットカーブ、ボラティリティ指標、期限前償還率及びそれぞれのインプットの相関関係などが挙げられる。一般的な外国為替予約取引及びスワップのような一部の店頭デリバティブ取引は、通常、市場データで確認できるため、レベル2に分類される。

インプットが観察不可能な店頭デリバティブ取引は、レベル3に分類される。こうした店頭デリバティブ取引の評価は、レベル1またはレベル2のインプットを一部で利用していても、公正価値の決定に重要とみなされる観察不可能なその他のインプットが含まれるからである。

各測定日にレベル1及びレベル2のインプットは観測可能なインプットを反映して更新されるが、その結果としての損益は、観察不可能なインプットが重要であることを理由としてレベル3に反映される。

次の表は、2019年3月31日現在の貸借対照表に計上された金融商品を、項目別及び公正価値をレベル別に表示したものである。*

(未調整)								
活発な市場における 同一の投資に係る公表価格を反映 したインプット		重要なその他の 観察可能な インプット		重要な 観察不可能な インプット		2019年3月31日 時点での公正価値		
(Level 1)		(Level 2)		(Level 3)				
資産：								
確定利付証券								
資産担保証券								
United States	/	-	/	1,579,556,558	/	-	/	1,579,556,558
社債								
Australia		-		58,836,468		-		58,836,468
Canada		-		51,013,007		-		51,013,007
Ireland		-		144,663,486		-		144,663,486
Mexico		-		65,039,197		-		65,039,197
Spain		-		38,936,733		-		38,936,733
United Kingdom		-		191,494,090		-		191,494,090

United States	-	2,377,767,019	-	2,377,767,019
国債				
United States	-	5,549,093,822	-	5,549,093,822
上場投資信託証券				
United States	3,004,631,865	-	-	3,004,631,865
短期投資				
定期預金	-	215,811,846	-	215,811,846
投資計	/	3,004,631,865	/	10,272,212,226
			/	-
				13,276,844,091

金融デリバティブ取引****資産**

先物	/	8,052,286	/	-	/	-	/	8,052,286
為替予約取引		-		8,307,544		-		8,307,544

負債

先物	/	(88,897,792)	/	-	/	-	/	(88,897,792)
為替予約取引		-		(46,339,612)		-		(46,339,612)

* 分類についての詳細情報は、有価証券明細表を参照。

**先物取引や外国為替予約取引のような金融デリバティブ取引は、評価損益で評価される。

2019年3月31日に終了した期間において、レベル1、レベル2及びレベル3間の異動はなかった。本ファンドでは、各レベル間の資産の移動を年末に計上する。

2019年3月31日現在、レベル3で評価された有価証券はない。

(C) 有価証券の取引及び収益

有価証券取引は、財務報告の目的上、約定日基準で計上される。有価証券の売却に係る実現損益は、個別原価法で算出される。有価証券に係るプレミアムやディスカウントは、実行利回りベースで償却/発生する。

配当金は配当落ち日に計上されるが、配当落ちが経過してしまった外国の有価証券から生じる配当金は、本ファンドが相当な注意を払い配当落ち日の情報を入力次第、計上される。収益は、外国税が控除された実額で計上される。割引による増価及びプレミアム償却を調整した受取利息は、発生主義によって計上される。収益は、返戻が不確実な外国税がある場合、同税額を控除した実額で計上される。モーゲ - ジ債やABS、社債の元本額は、毎月の返済額を反映して調整される。返済に伴い発生した損益は、損益計算書で金利収入の一部として計上される。回収が見込まれない証券からのクーポン収益は認識されない。

(D) 分配方針

本ファンドは毎月分配を意図する。本ファンドは、受益者決議または受託会社の裁量によって、分配金（現金または現物による）の支払いを公表し実行する。本ファンドは、当該月の分配日直前の営業日、または受託会社が単独の裁量で決定するその他の日（「基準日」）に当該分配を公表し、通常毎月9日（休業日の場合には翌営業日）または受託会社が単独の裁量で決定するその他の日（「分配日」）に分配を行うことを目指す。

各クラスの受益証券保有者は分配金を再投資し、各分配日に発行された受益証券を受け取るものとする。

2019年3月31日に終了した期間に係る分配及び再投資額は以下の通りであった。

受益者への分配金		金額
Class A - ACS Class	/	14,345,260
Class C - JPY Class		73,885,104
Class D - USD Class		515,864,303
分配金合計	/	604,094,667

(E) 現金及び外国通貨

本ファンドの機能通貨及び報告通貨は日本円である。外国の有価証券、通貨並びにその他の資産及び負債の公正価値は、毎営業日の最新の為替レートに基づいて本ファンドの機能通貨に換算される。為替レートの変動の結果としての保有通貨並びにその他の資産及び負債の公正価値の変動は、外国通貨の未実現損益として計上される。有価証券の実現損益、未実現損益、並びに収益及び費用は、各取引日及び報告日のレートでそれぞれ換算される。有価証券及びデリバティブ取引への投資に関する為替レートの変動による影響は、損益計算書上で当該有価証券の市場価格及び評価の変動の影響と区分されず、実現損益及び未実現損益の変動に含めて計上される。

(F) 定期預金

本ファンドは余剰資金を、受託会社の判断により、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン社（カストディアン）を通じ、一つ以上の適格預金取扱機関の翌日物定期預金として運用する。これは当ファンドの投資有価証券明細表上に短期投資として分類されている。運用する通貨の需要が低い場合には、本ファンドは資金預入のために手数料を支払う可能性があり、それによって本ファンドに支払利息が生じることがある。

(G) 外国為替予約取引

本ファンドは、予定される有価証券の購入または売却の決済に伴い、本ファンドが保有する有価証券の一部または全部に伴う通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、外国為替予約取引を締結することができる。外国為替予約取引は、二当事者間で将来の特定日に設定された価格で通貨の売買を行う契約である。外国為替予約取引の公正価値は、外国為替相場の変動により上下する。外国為替予約取引は価格提供会社から入手したレートで毎日値洗いされ、価格の変動は未実現損益として計上される。実現損益は取引開始時における価値と取引終了時における価値との差額に相当し、通貨の引き渡しまたは受領により計上される。これらの契約には、貸借対照表に計上された未実現損益を超える市場リスクが含まれることがある。また、本ファンドは、取引相手先が契約の条件を履行できなくなる場合や、為替の変動がベース通貨に不利となる場合にリスクにさらされる可能性がある。また、本ファンドは、投資家向けに為替リスクをヘッジする目的で、外国為替予約取引を締結できる権限を付与されている。特定クラスで保有される外国為替予約取引から生じた損益は、その特定クラスに配賦される。2019年3月31日現在締結されている外国為替予約取引は、有価証券明細表に記載されている。

(H) 先物取引

本ファンドは、先物取引を締結することができる。本ファンドは、証券市場または金利及び通貨価値の変動に対するエクスポージャーを管理するために、先物取引を利用する。また、本ファンドはヘッジ目的ではなく、外貨への直接投資として、先物取引またはオプションを売建てまたは買建てをする場合がある。先物取引の利用に伴う主たるリスクには、本ファンドが保有する有価証券の市場価額の変動と先物取引価格の変動との間の不完全な相関性、市場が非流動的である可能性、及び取引相手先が契約条件を履行できない可能性がある。先物取引は、市場で示された毎日の清算価格で評価される。本ファンドは、先物取引の締結に際して、先物ブローカーまたは取引所の定める当初証拠金額要件に従い、現金または米国政府 / 政府機関債を先物

ブローカーに預け入れることが義務づけられている。先物取引は毎日値洗いされ、価格の変動により適宜未払金あるいは未収金(「変動証拠金」)が本ファンドに計上される。

先物取引にかかわる未実現(損)益は、貸借対照表にグロス額で資産(負債)として計上される。契約元本総額は財務諸表には表示されない。契約の価値の変動は、当該契約が期限を迎えるか決済され、実現損益として計上されるまでは、損益計算書上で未実現損益として計上される。先物取引には、貸借対照表に開示された変動証拠金を超える損失リスクが様々な度合いで含まれている。2019年3月31日現在で未決済の先物取引は、有価証券明細表に記載されている。

(I) 上場投資信託証券

本ファンドは、投資戦略を実現するために上場投資信託証券(以下「ETFs」)に資産の多くを投資する場合がある。ETFsは一般的に個別の発行体の証券のポートフォリオを、ファンド、信託証券または預託証書として所有するもので、アクティブに運用したり、広範囲な市場、セクターまたは国際的な指数を含む特定のインデックスのパフォーマンスを獲得するために利用することができる。ETFsは一般的に、投資家に対して個別の発行体から成るポートフォリオを、1つの株式を売買するのと同様に、単一の証券で売買する機会を提供する。これらは、幅広い投資機会を提供することになる。

ETFsにはインデックスファンドのように投資信託に似ているものもあるが、投資信託とは大きく異なるものもある。例えば、インデックスファンドと異なる点として、ETFsは取引日を通して値付けされ売買される。レバレッジETFsやインバースETFsのような種類のETFsは、それらがトラックするインデックスまたはベンチマークのパフォーマンス(または、それらのインデックスやベンチマークの反対のパフォーマンス)の実現を目指しており、市場のボラティリティが高く不確かな市場環境では投資した資金を失う危険を増大させる可能性がある。国際的な投資戦略を目的とするETFsは、各地の取引規制、証券の譲渡制限または現地で適用される税制に基づく潜在的に不都合な税金の適用の影響を受けるおそれがある。本ファンドがETFsに投資した場合、本ファンドはそれらETFsの手数料と費用等を負担する。

(J) バンクローン

本ファンドは固定金利または変動金利のローンに投資することができる。これらの投資は一般的にローン・パーティシペーションの形を取り、下記に説明するローン商品を含む場合がある。

シニアローン：

シニアローンは、一般に様々な産業および地理上の地域で事業を営む事業法人、パートナーシップ及びその他の企業体に対して取り組まれる。シニアローンは、通常借り手の資本構造の中で最も上位に位置づけられ、特定の担保で保護されており、借り手の資産全般に対し、劣後債権の保有者および株主の請求権よりも上位の請求権を有する。借り手は通常、シニアローンで調達した資金をレバレッジド・バイアウト、資本再編、合併、買収および自社株の買い戻しに充当するが、内部成長の資金に充当する場合や、その他の事業目的に用いる場合もある。シニアローンの金利は、通常、1日単位、1月単位、四半期単位、または半年単位で基準貸出金利をもとにプレミアムを付加して決定される。基準貸出金利は通常はロンドン銀行間取引金利(LIBOR)、1行以上の主要米国銀行が提供しているプライム金利もしくは譲渡性預金金利、または商業銀行が用いているその他の基準貸出金利のいずれかである。シニアローンは投資適格を下回る格付となるのが一般的である。

第2順位抵当ローン：

第2順位抵当ローンは、公的機関および民間企業、その他の非政府機関や発行体が様々な目的の為に言う借り入れである。第2順位抵当ローンの支払い順位は、関連する借り手に対する1件以上のシニアローンへの支払いに次ぐ。第2順位抵当ローンは通常、第2順位の優先担保権またはその他の抵当権が付されるか、ローン契約に基づく借り手の義務履行を保証する特定の担保によって保護されており、通常はシニアローンと類似した保護および権利を有している。第2順位抵当ローンに係る債務の支払いは、関連する借り手のシニアローンに対するものを除き劣後しない(およびその条件により劣後する

ことがあってはならない)。第2順位抵当ローンは、シニアローンと同様、変動金利による利息支払いが一般的である。第2順位抵当ローンはシニアローンに劣後するため、投資リスクは高いものの、この追加的なリスクを反映し、支払利息は高いことが多い。第2順位抵当ローンは投資適格を下回る格付となるのが一般的である。第2順位抵当ローンは、支払いが劣後することを除くと、前述したシニアローンと類似した多くの特徴およびリスクを有している。

その他の有担保ローン：

シニアローンと第2順位抵当ローン以外の有担保ローンは、公的機関および民間企業その他の非政府機関や発行体が様々な目的の為にを行う借り入れである。有担保ローンは、支払いの点から、借り手の1件以上のシニアローンおよび第2順位ローンより下位に置かれる場合がある。有担保ローンは通常、下位の優先担保権またはその他の抵当権が付されるか、ローン契約に基づく借り手の義務履行を保証する特定の担保によって保護されており、通常はシニアローンおよび第2順位抵当ローンに劣後した保護および権利を有している。有担保ローンは将来当該借り手が負う上位の債務の支払いに劣後する可能性がある。有担保ローンの利息は固定金利または変動金利になる場合がある。有担保ローンは、借り手のシニアローンおよび第2順位ローンよりも支払いにおいて低位に位置づけられるため、シニアローンおよび第2順位ローンよりも高い投資リスクを伴う可能性があるものの、この追加的なリスクを反映し支払利息は高いことが多い。有担保ローンは投資適格を下回る格付となるのが一般的である。有担保ローンは、支払いが劣後することを除くと、前述したシニアローンおよび第2順位ローンと類似した多くの特徴およびリスクを有している。しかし、当該ローンは支払いにおいて、借り手のシニアローンおよび第2順位抵当ローンに劣後するため、借り手のキャッシュフローおよびローンの返済を担保する資産が、借り手の上位の被担保債務支払い義務を履行した後に、予定されている返済を行うのに不十分になる可能性がある。有担保ローンはシニアローンおよび第2順位抵当ローンよりも価格変動性が大きいことおよび流動性が低くなることが予想される。また、ローン組成者が他の有担保ローンのローン・パーティシペーションを販売できない可能性もあり、その場合には大きな信用リスクにさらされることとなる。

無担保ローン：

無担保ローンは、公的機関および民間企業その他の非政府機関や発行体が様々な目的の為にを行う借り入れである。無担保ローンは通常、借り手の担保付債務の保有者に比べ支払いにおいて優先順位が劣後する。無担保ローンは担保権もしくは抵当権または当該ローンに基づく借り手の支払い義務を保証する特定の担保によって保護されていない。無担保ローンは、その条件により、シニアローン、第2順位抵当ローンその他の有担保ローンなど、借り手のその他の債務の支払いに劣後しているか劣後状態に陥る場合がある。無担保ローンの利息は固定金利または変動金利になる場合がある。無担保ローンは借り手の有担保ローンに劣後するため、投資リスクは高いものの、この追加的なリスクを反映し支払利息は高いことが多い。無担保ローンは投資適格を下回る格付となるのが一般的である。無担保付ローンは、支払いが劣後することと担保によって保護されていないことを除くと、前述したシニアローン、第2順位抵当ローンおよびその他の有担保ローンと類似した多くの特徴およびリスクを有している。

ディレイド・ファンディング・ローンおよびリボルビング・クレジット・ファシリティ：

当ファンドは、ディレイド・ファンディング・ローンおよびリボルビング・クレジット・ファシリティ契約を締結し、またはこれに参加することがある。これは貸し手が期間を特定し、借り手の需要により、ある最大金額までの貸付の実施に同意する形式のローンである。この契約により、本ファンドは、かかる契約がなければ投資は行わないと判断するような場合(ある会社が、貸付金の返済ができない可能性の高い財務状況に陥っている場合を含む)にも、投資を増額しななければならない場合がある。本ファンドは、追加的な貸し出しをコミットしている場合、投資アドバイザーが決定した引出額を分別若しくは「特定」した上で、かかるコミットの要請事項を満たす金額まで資金を手当てする。

2019年3月31日現在、バンクローンの残高はない。

(K) 資産担保証券

資産担保証券は、不動産のモーゲージローンへの参加を意味し、これに担保され、かつこれにより支払いを受ける。また、資産担保証券は、自動車ローン、クレジットカード債権、住宅担保ローン、学生ローンなど様々な種類の資産から組成される。これらの有価証券では、毎月、支払利息と元本の双方で構成される支払いが行われる。支払利息は固定または変動金利により決定される。

(L) スワップ契約

本ファンドは、スワップに投資する。クレジット・デフォルト・スワップを含むが、これに限定されるものではない。スワップは、ファンドと取引相手方との間でキャッシュフロー、資産、外国為替または市場にリンクしたリターンを特定の将来の期間で交換することを約束する契約である。本ファンドは、クレジットリスクに対するエクスポージャーを管理するために、クレジット・デフォルト契約を締結する。これらの契約に関連して、有価証券は個々のスワップ契約の条文により、担保として計上される場合がある。

スワップを利用することで本ファンドは、取引相手方のデフォルト・リスクにさらされる。スワップ取引に対して取引相手方がデフォルトした場合、本ファンドは、当該取引に関する契約上の救済策をとるが、取引相手方が契約を履行できない場合、スワップにより取り込んでいたプロテクションまたは資産のエクスポージャーを失うことになる。本ファンドは、他の投資の代替取引としての金利スワップ、クレジット・デフォルト・スワップまたはその他のスワップを締結することができる。そうした取引の価値は、一般的に原資産の値動きとカウンターパーティ・リスクに依存する。運用会社がスワップをどのように利用するかによって、ファンドのポートフォリオの全体的なボラティリティは増減する。

前出のリスクや、取引相手方のデフォルト、基準値の変化およびボラティリティ、ファンドが受取る、或いは支払わなければならない額を決定するその他の要素を含む、スワップに関連したあらゆるリスクは、ファンドのパフォーマンスに重大な不利益を及ぼすことがある。

スワップ契約に基づきファンドからの支払いが要求された場合、ファンドは期日までに支払いに応じなければならない。2019年3月31日現在、スワップ契約の残高はない。

社債またはソブリン債についてのクレジット・デフォルト・スワップでは、一方の当事者は、デフォルトが生じた場合に一定のリターンを受け取る権利と引き換えに、他方の当事者に対して一連の支払を行う。

本ファンドは発行体のデフォルトに対応するプロテクション（つまり、本ファンドが債務を保有する、あるいはリスクを持つ場合のリスク軽減）の手段として、または特定の発行者によるデフォルトの可能性に関して積極的にロング・ポジションまたはショート・ポジションを取ることを目的に、社債またはソブリン債についてのクレジット・デフォルト・スワップを使用することができる。

本ファンドがプロテクションの売り手で、クレジット・イベントが発生しない場合、本ファンドはプロテクションの買い手からスワップ契約期間を通して前払金、固定金利での収入を得る。本ファンドがプロテクションの売り手で、クレジット・イベントが生じた場合、当該スワップ契約の条件の定めに従い、プロテクションの買い手にそのスワップの想定元本の同額までの支払いを行い、場合によっては当該有価証券の引き渡しを受ける。本ファンドが売り手である場合、本ファンドの純資産総額に、スワップの想定元本分のエクスポージャーが加わるため、ポートフォリオのレバレッジが増加する。本ファンドがプロテクションの買い手で、クレジット・イベントが生じた場合、通常プロテクションの売り手からスワップの想定元本と同額までの支払いを受ける。

クレジット・インデックスに係るクレジット・デフォルト・スワップ契約では、一方の当事者は、クレジット・インデックスの構成要素のすべてまたは一部の評価損、元本の不足、利息の不足またはデフォルトが生じた場合に、一定のリターンを受け取る権利と引き換えに、他方の当事者に対して一連の支払を行う。クレジット・インデックスとは、全体としてのクレジット市場のある部分の典型となるように組み合わせられたクレジット商品またはエクスポージャーで構成される。こうしたインデックスは、クレジット・デフォルト・スワップ市場において最も流動性があるとしてディーラーの投票により決定されたクレジットを用い、セクター別に構成される。インデックスには、投資適格有価証券のクレジット・デフォルト・スワップの他、高利回りの有価証券、資産担保証券、新興国市場または各セクター内の様々な信用格付の証券に係るものが含まれる。クレジット・インデックスは、固定スプレッドや標準化された満期などの標準的な条件を有するクレジット・デフォルト・スワップを用いて取引される。インデックス・クレジット・デフォルト・スワップは、インデックス内のすべての銘柄を参照しており、デフォルトが生じた場合、クレジット・イベントは、当該銘柄のインデックスにおけるウェイトに基づいて処理される。インデックスの構成は定期的(通常6カ月ごと)に変更され、多くのインデックスにおいて、各銘柄は均等ウェイトとなっている。

(M) ソブリン債

当ファンドは、主として新興国が発行または保証するソブリン債に投資することができる。これら債券への投資には、高いリスクが伴う。これら債券の元利金の支払いを管理する政府機関は、期日に元本と利息、もしくはそのいずれかを当該債券の発行条件通りに支払えないか、または支払おうとしない場合がある。政府機関が期日の到来した元利金を遅滞なく支払う能力、または支払おうとする意思は、キャッシュフローの状況、外貨準備の規模、支払い期日における為替相場の利用の可否、債務履行が経済全体に及ぼす相対的な負荷の度合い、当該政府機関の国際通貨基金に対する方針および政府機関が受ける可能性のある政治的制約などの要因に影響されることがある。また、政府機関は、元利支払いの遅滞の削減を、米国以外の政府、多国籍機関およびその他の国際組織が拠出する資金に依存することもある。これら政府および機関などの拠出の承諾は、経済改革の実施と経済成長、またはそのいずれかと、債務者の遅滞ない債務履行が条件となる場合がある。経済改革を実施できない場合や、一定水準の経済成長を達成できなかったり、期日に元利支払いを実施できない場合には、当該政府機関に対する第三者から資金供与の承諾が取り消されて、債務者が遅滞なく元利を支払う能力、または支払おうとする意思が一段と損なわれる可能性がある。その結果、政府機関が債務不履行を起こす可能性がある。

(N) 特約日受渡取引

本ファンドは、特約日基準で証券を売買することがある。こうした取引では、本ファンドは、証券の売買を予め決められた価格や利回りで、慣習的な決済期間を過ぎて支払いや決済を行うことをコミットする。特約日受渡取引での買いつけが未決済の場合、本ファンドは、購入金額に見合う十分な流動資産を確保する。

特約日受渡取引で証券を購入する場合、本ファンドは、その証券に関する価格及び利回りの変動リスクを含む、権利とリスクを負う。また、そうした変動は、ファンドの資産を決定する場合に考慮される。本ファンドは、売買損益の発生により、特約日受渡取引を処分したり再交渉する場合がある。本ファンドが特約日受渡取引に基づき証券を売却した場合、ファンドはその証券に係る将来の利益や損失の影響を受けない。2019年3月31日現在、特約日受渡取引の評価は、2,120,011,180円であった。

(O) デリバティブ

ASC 815-10-50は、デリバティブ取引及びヘッジ取引の開示を義務づけている。具体的には、a)デリバティブ取引をどのように、また何故利用しているか、b)デリバティブ取引と関連するヘッジ取引をどのように計上しているか、c)デリバティブ取引と関連するヘッジ取引が財政状態、パフォーマンス及びキャッシュフローにどのような影響を及ぼすか、を開示することが要求されている。本ファンドは、いかなるデリバティブ取引もASC 第815号に基づくヘッジ取引として指定していない。

本ファンドは、外国為替予約取引や先物取引を含む様々なデリバティブ取引を行っている。一般的に、運用会社は主に為替レートの変動に対する全体的なエクスポージャーのヘッジを含む、各種の異なるリスクに対するヘッジのためにデリバティブ取引を行う。本ファンドは、運用会社が投資やその他のデリバティブが、その他の投資と比較して不適正な価格となっており、収益機会があると判断した場合にデリバティブ取引を行う場合がある。これらデリバティブ取引の公正価値は、貸借対照表に区分掲載され、各種デリバティブの公正価値の変動は、実現損益或未実現損益の変動として損益計算書に反映される。本年度中の本ファンドにおけるデリバティブ取引は、外国為替予約取引、先物取引およびスワップのみである。

以下は、リスク・エクスポージャーで分類したファンドのデリバティブ取引の公正価値の要約である。

2019年3月31日時点の貸借対照表におけるデリバティブ取引の公正価値

ASC第815号に基づくヘッジ取引として指定されていないデリバティブ取引

該当項目	金利リスク	外国為替リスク
デリバティブ資産		
先物取引に係る評価益*	/ 8,052,286	
外国為替予約取引に係る評価益**		/ 8,307,544
デリバティブ負債		
先物取引に係る評価損*	/ (88,897,792)	
外国為替予約取引に係る評価損**		/ (46,339,612)

*デリバティブ取引の公正価値は、有価証券明細表に掲載されている先物取引に係る累積評価損益を含む。

**外国為替予約取引のグロス価値は、外国為替予約取引に係る未実現損益として貸借対照表に掲載されている。

2019年3月31日に終了した年度の損益計算書におけるデリバティブ取引の影響

ASC第815号に基づくヘッジ取引として指定されていないデリバティブ取引

該当項目	信用リスク	金利リスク	外国為替リスク
運用の結果として認識されたデリバティブに係る実現(損)益			
先物取引に係る実現損		/ (72,832,690)	
スワップ取引に係る実現益	/ 4,758,398		
外国為替予約取引に係る実現損*			/ (10,304,783)
運用の結果として認識されたデリバティブに係る未実現(損)益の変動			
先物取引に係る未実現損の変動		/ (37,620,127)	
スワップ取引に係る未実現損の変動	/ (5,657,039)		
外国為替予約取引に係る未実現損の変動**			/ (87,331,426)

*損益計算書上で、外国為替取引および外国為替予約取引の実現損益として掲載されている。

**損益計算書上で、外国為替取引および外国為替予約取引の評価損益の変動として掲載されている。

2019年3月31日に終了した年度における未決済の外国為替予約取引の平均月次想定元本はおよそ以下のとおり。

ファンドレベル*	/	22,683,151
Class A – ACS Class	/	267,375,983
Class C – JPY Class	/	833,249,766
Class D – USD Class	/	1,345,964,684

*全てのクラスを対象とした外国為替予約取引で、当該年度中の存続期間は1カ月のみ。

2019年3月31日に終了した年度における先物取引とクレジット・デフォルト・インデックス・スワップの平均想定元本は、それぞれおよそ5,554,492,671円と116,376,662円だった。

本ファンドは、特定の取引相手方と、随時締結される店頭デリバティブ取引および外国為替取引を規定する国際スワップ・デリバティブ協会マスター契約などのマスター・ネットリング契約の当事者である。当該マスター契約には、当事者の一般的義務、表明、合意、担保要求、債務不履行事由および期限前終了に関する条項が含まれる場合がある。

担保要求は本ファンドにおける各取引先のネット・ポジションに基づいて決定される。担保は、現金、米国債や米国政府機関債またはファンドと当該取引相手方が同意するその他の有価証券である。特定の取引相手方に関して、マスター契約の条項に従って本ファンドに提供された担保がある場合は、本ファンドの保管会社によって分別保管され、売却または再担保が可能な額に関しては本ファンドの有価証券明細表に表示される。本ファンドが差し入れた担保は、本ファンドの保管会社により分別保管され、本ファンドの有価証券明細表及び貸借対照表に計上される。2019年3月31日現在、87,678,525円の現金が担保として差し入れられている。

本ファンドに対して適用される取引終了事由は、一定期間に亘りファンドの純資産が規定の基準を下回る場合に発生しうる。取引相手方に対して適用される取引終了事由は、取引相手方の信用格付が規定のレベルを下回る場合に発生しうる。いずれの場合も、発生時に、他方当事者は期限前終了を選択することが可能であり、期限前終了を選択した当事者による合理的決定に基づいて、未決済のデリバティブ契約および外国為替取引のすべての決済(期限前終了によって生じた損失および費用の支払を含む)が行われる。単一または複数の本ファンドの取引相手方による期限前終了の決定が、本ファンドの将来のデリバティブ取引に影響を与える可能性がある。

【タフ・アメリカ(為替ヘッジなし 毎月決算型)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 令和1年8月22日現在	当期 令和2年2月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	363,172,439	295,250,072
投資信託受益証券	14,576,950,311	14,137,049,081
未収入金	386,531	4,480,155
流動資産合計	14,940,509,281	14,436,779,308
資産合計	14,940,509,281	14,436,779,308
負債の部		
流動負債		
未払金	106,046	-
未払収益分配金	29,757,700	26,748,009
未払解約金	1,630,380	73,954,368
未払受託者報酬	343,685	370,278
未払委託者報酬	22,683,541	24,438,968
その他未払費用	654,304	660,024
流動負債合計	55,175,656	126,171,647
負債合計	55,175,656	126,171,647
純資産の部		
元本等		
元本	14,878,850,222	13,374,004,913
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	6,483,403	936,602,748
(分配準備積立金)	32,168,111	25,687,892
元本等合計	14,885,333,625	14,310,607,661
純資産合計	14,885,333,625	14,310,607,661
負債純資産合計	14,940,509,281	14,436,779,308

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 平成31年 2月23日 令和 1年 8月22日	当期 令和 1年 8月23日 令和 2年 2月25日
営業収益		
受取配当金	289,941,018	268,651,239
受取利息	1,621	2,150
有価証券売買等損益	220,770,563	1,079,933,206
営業収益合計	69,172,076	1,348,586,595
営業費用		
支払利息	143,050	117,344
受託者報酬	2,100,309	2,067,563
委託者報酬	138,623,435	136,461,949
その他費用	665,953	663,115
営業費用合計	141,532,747	139,309,971
営業利益又は営業損失()	72,360,671	1,209,276,624
経常利益又は経常損失()	72,360,671	1,209,276,624
当期純利益又は当期純損失()	72,360,671	1,209,276,624
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	392,153	11,921,027
期首剰余金又は期首欠損金()	295,601,567	6,483,403
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,240,300	5,962,110
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,240,300	5,962,110
剰余金減少額又は欠損金増加額	36,817,180	63,171,941
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	36,817,180	63,171,941
分配金	182,788,460	210,026,421
期末剰余金又は期末欠損金()	6,483,403	936,602,748

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期	
	自 令和1年8月23日	至 令和2年2月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 外国投資信託受益証券についての受取配当金は、原則として、投資信託受益証券の分配落ち日において、確定分配金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの特定期間は、当計算期末が休日のため、令和1年8月23日から令和2年2月25日までとなっております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期	当期
	令和1年8月22日現在	令和2年2月25日現在
1. 元本状況		
期首元本額	16,030,397,212円	14,878,850,222円
期中追加設定元本額	121,512,848円	147,416,449円
期中一部解約元本額	1,273,059,838円	1,652,261,758円
2. 受益権の総数	14,878,850,222口	13,374,004,913口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期	当期																																																				
	自 平成31年2月23日	自 令和1年8月23日	至 令和2年2月25日																																																		
<p>分配金の計算過程</p> <p>第67期計算期間末（平成31年3月22日）に、投資信託約款に基づき計算した1,868,445,837円（1万口当たり1,188.40円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い31,444,653円（1万口当たり20円）を分配しております。</p> <table border="1"> <tr><td>配当等収益（費用控除後）</td><td>45,368,816円</td></tr> <tr><td>有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）</td><td>0円</td></tr> <tr><td>収益調整金</td><td>1,792,925,957円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金</td><td>30,151,064円</td></tr> <tr><td>分配可能額</td><td>1,868,445,837円</td></tr> <tr><td>（1万口当たり分配可能額）</td><td>（1,188.40円）</td></tr> <tr><td>収益分配金</td><td>31,444,653円</td></tr> <tr><td>（1万口当たり収益分配金）</td><td>（20円）</td></tr> </table> <p>第68期計算期間末（平成31年4月22日）に、投資信託約款に基づき計算した1,849,149,036円（1万口当たり1,197.30円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い30,888,533円（1万口当たり20円）を分配しております。</p> <table border="1"> <tr><td>配当等収益（費用控除後）</td><td>44,636,195円</td></tr> <tr><td>有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）</td><td>0円</td></tr> <tr><td>収益調整金</td><td>1,761,268,139円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金</td><td>43,244,702円</td></tr> <tr><td>分配可能額</td><td>1,849,149,036円</td></tr> </table>	配当等収益（費用控除後）	45,368,816円	有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円	収益調整金	1,792,925,957円	分配準備積立金	30,151,064円	分配可能額	1,868,445,837円	（1万口当たり分配可能額）	（1,188.40円）	収益分配金	31,444,653円	（1万口当たり収益分配金）	（20円）	配当等収益（費用控除後）	44,636,195円	有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円	収益調整金	1,761,268,139円	分配準備積立金	43,244,702円	分配可能額	1,849,149,036円	<p>分配金の計算過程</p> <p>第73期計算期間末（令和1年9月24日）に、投資信託約款に基づき計算した1,755,053,444円（1万口当たり1,191.73円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い29,453,995円（1万口当たり20円）を分配しております。</p> <table border="1"> <tr><td>配当等収益（費用控除後）</td><td>43,473,835円</td></tr> <tr><td>有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）</td><td>0円</td></tr> <tr><td>収益調整金</td><td>1,679,763,834円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金</td><td>31,815,775円</td></tr> <tr><td>分配可能額</td><td>1,755,053,444円</td></tr> <tr><td>（1万口当たり分配可能額）</td><td>（1,191.73円）</td></tr> <tr><td>収益分配金</td><td>29,453,995円</td></tr> <tr><td>（1万口当たり収益分配金）</td><td>（20円）</td></tr> </table> <p>第74期計算期間末（令和1年10月23日）に、投資信託約款に基づき計算した1,751,765,400円（1万口当たり1,200.20円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い29,191,151円（1万口当たり20円）を分配しております。</p> <table border="1"> <tr><td>配当等収益（費用控除後）</td><td>41,565,019円</td></tr> <tr><td>有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）</td><td>0円</td></tr> <tr><td>収益調整金</td><td>1,664,825,674円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金</td><td>45,374,707円</td></tr> <tr><td>分配可能額</td><td>1,751,765,400円</td></tr> </table>	配当等収益（費用控除後）	43,473,835円	有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円	収益調整金	1,679,763,834円	分配準備積立金	31,815,775円	分配可能額	1,755,053,444円	（1万口当たり分配可能額）	（1,191.73円）	収益分配金	29,453,995円	（1万口当たり収益分配金）	（20円）	配当等収益（費用控除後）	41,565,019円	有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円	収益調整金	1,664,825,674円	分配準備積立金	45,374,707円	分配可能額	1,751,765,400円
配当等収益（費用控除後）	45,368,816円																																																				
有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円																																																				
収益調整金	1,792,925,957円																																																				
分配準備積立金	30,151,064円																																																				
分配可能額	1,868,445,837円																																																				
（1万口当たり分配可能額）	（1,188.40円）																																																				
収益分配金	31,444,653円																																																				
（1万口当たり収益分配金）	（20円）																																																				
配当等収益（費用控除後）	44,636,195円																																																				
有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円																																																				
収益調整金	1,761,268,139円																																																				
分配準備積立金	43,244,702円																																																				
分配可能額	1,849,149,036円																																																				
配当等収益（費用控除後）	43,473,835円																																																				
有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円																																																				
収益調整金	1,679,763,834円																																																				
分配準備積立金	31,815,775円																																																				
分配可能額	1,755,053,444円																																																				
（1万口当たり分配可能額）	（1,191.73円）																																																				
収益分配金	29,453,995円																																																				
（1万口当たり収益分配金）	（20円）																																																				
配当等収益（費用控除後）	41,565,019円																																																				
有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円																																																				
収益調整金	1,664,825,674円																																																				
分配準備積立金	45,374,707円																																																				
分配可能額	1,751,765,400円																																																				

(1万口当たり分配可能額)	(1,197.30円)
収益分配金	30,888,533円
(1万口当たり収益分配金)	(20円)

第69期計算期間末(令和1年5月22日)に、投資信託約款に基づき計算した1,824,469,185円(1万口当たり1,193.53円)を分配対象収益とし、収益分配方針に従い30,572,637円(1万口当たり20円)を分配しております。

配当等収益 (費用控除後)	24,793,252円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	1,743,343,286円
分配準備積立金	56,332,647円
分配可能額	1,824,469,185円
(1万口当たり分配可能額)	(1,193.53円)
収益分配金	30,572,637円
(1万口当たり収益分配金)	(20円)

第70期計算期間末(令和1年6月24日)に、投資信託約款に基づき計算した1,793,547,386円(1万口当たり1,188.50円)を分配対象収益とし、収益分配方針に従い30,181,749円(1万口当たり20円)を分配しております。

配当等収益 (費用控除後)	22,583,529円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	1,721,089,789円
分配準備積立金	49,874,068円
分配可能額	1,793,547,386円
(1万口当たり分配可能額)	(1,188.50円)
収益分配金	30,181,749円
(1万口当たり収益分配金)	(20円)

第71期計算期間末(令和1年7月22日)に、投資信託約款に基づき計算した1,775,615,869円(1万口当たり1,185.99円)を分配対象収益とし、収益分配方針に従い29,943,188円(1万口当たり20円)を分配しております。

配当等収益 (費用控除後)	26,186,804円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	1,707,563,178円
分配準備積立金	41,865,887円
分配可能額	1,775,615,869円
(1万口当たり分配可能額)	(1,185.99円)
収益分配金	29,943,188円
(1万口当たり収益分配金)	(20円)

第72期計算期間末(令和1年8月22日)に、投資信託約款に基づき計算した1,758,982,457円(1万口当たり1,182.20円)を分配対象収益とし、収益分配方針に従い29,757,700円(1万口当たり20円)を分配しております。

配当等収益 (費用控除後)	24,122,436円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	1,697,056,646円
分配準備積立金	37,803,375円
分配可能額	1,758,982,457円
(1万口当たり分配可能額)	(1,182.20円)
収益分配金	29,757,700円
(1万口当たり収益分配金)	(20円)

(1万口当たり分配可能額)	(1,200.20円)
収益分配金	29,191,151円
(1万口当たり収益分配金)	(20円)

第75期計算期間末(令和1年11月22日)に、投資信託約款に基づき計算した1,704,656,267円(1万口当たり1,198.88円)を分配対象収益とし、収益分配方針に従い28,437,550円(1万口当たり20円)を分配しております。

配当等収益 (費用控除後)	26,551,002円
有価証券売買等損益 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	0円
収益調整金	1,622,011,408円
分配準備積立金	56,093,857円
分配可能額	1,704,656,267円
(1万口当たり分配可能額)	(1,198.88円)
収益分配金	28,437,550円
(1万口当たり収益分配金)	(20円)

第76期計算期間末(令和1年12月23日)に、投資信託約款に基づき計算した1,678,798,000円(1万口当たり1,209.29円)を分配対象収益とし、収益分配方針に従い27,764,983円(1万口当たり20円)を分配しております。

配当等収益 (費用控除後)	42,222,444円
有価証券売買等損益 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	0円
収益調整金	1,583,822,442円
分配準備積立金	52,753,114円
分配可能額	1,678,798,000円
(1万口当たり分配可能額)	(1,209.29円)
収益分配金	27,764,983円
(1万口当たり収益分配金)	(20円)

第77期計算期間末(令和2年1月22日)に、投資信託約款に基づき計算した1,666,409,868円(1万口当たり1,217.59円)を分配対象収益とし、収益分配方針に従い68,430,733円(1万口当たり50円)を分配しております。

配当等収益 (費用控除後)	38,727,809円
有価証券売買等損益 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	0円
収益調整金	1,561,506,420円
分配準備積立金	66,175,639円
分配可能額	1,666,409,868円
(1万口当たり分配可能額)	(1,217.59円)
収益分配金	68,430,733円
(1万口当たり収益分配金)	(50円)

第78期計算期間末(令和2年2月25日)に、投資信託約款に基づき計算した1,578,367,957円(1万口当たり1,180.18円)を分配対象収益とし、収益分配方針に従い26,748,009円(1万口当たり20円)を分配しております。

配当等収益 (費用控除後)	16,831,951円
有価証券売買等損益 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	0円
収益調整金	1,525,932,056円
分配準備積立金	35,603,950円
分配可能額	1,578,367,957円
(1万口当たり分配可能額)	(1,180.18円)
収益分配金	26,748,009円
(1万口当たり収益分配金)	(20円)

(金融商品に関する注記)
金融商品の状況に関する事項

項目	当期
	自 令和1年8月23日 至 令和2年2月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング及びファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理及びコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベル及び頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署には正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員及びリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

項目	当期
	令和2年2月25日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

前期(令和1年8月22日現在)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	237,039,968
合計	237,039,968

当期(令和2年2月25日現在)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	1,442,722
合計	1,442,722

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前期(令和1年8月22日現在)

該当事項はありません。

当期(令和2年2月25日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

当期(自 令和1年8月23日 至 令和2年2月25日)

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(1口当たり情報)

前期 令和1年8月22日現在	当期 令和2年2月25日現在
1口当たり純資産額 1.0004円 「1口 = 1円(10,000口 = 10,004円)」	1口当たり純資産額 1.0700円 「1口 = 1円(10,000口 = 10,700円)」

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	Equity Income Fund Class B	4,764,081,817	7,792,132,219	
	投資信託受益証券	Total Return Fund USD Class	6,116,761,653	6,344,916,862	
合計 2銘柄			10,880,843,470	14,137,049,081	

<参考>

当ファンドは、「Equity Income Fund Class B」及び「Total Return Fund USD Class」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、これらの投資信託の受益証券であり、ケイマン籍の円建て外国投資信託です。

これらのファンドの状況は、前記「タフ・アメリカ(為替ヘッジあり 毎月決算型)」に記載のとおりであります。

【タフ・アメリカ(為替ヘッジあり 資産成長型)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第12期 令和1年8月22日現在	第13期 令和2年2月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	21,615,964	29,692,605
投資信託受益証券	699,296,577	664,071,439
流動資産合計	720,912,541	693,764,044
資産合計	720,912,541	693,764,044
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	10,189,904
未払受託者報酬	99,058	99,474
未払委託者報酬	6,540,377	6,567,758
その他未払費用	37,568	37,724
流動負債合計	6,677,003	16,894,860
負債合計	6,677,003	16,894,860
純資産の部		
元本等		
元本	607,860,635	557,856,789
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	106,374,903	119,012,395
(分配準備積立金)	66,162,703	72,101,583
元本等合計	714,235,538	676,869,184
純資産合計	714,235,538	676,869,184
負債純資産合計	720,912,541	693,764,044

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	自 至	第12期 平成31年2月23日 令和1年8月22日	自 至	第13期 令和1年8月23日 令和2年2月25日
営業収益				
受取配当金		17,034,154		16,351,122
受取利息		81		105
有価証券売買等損益		4,233,700		13,495,278
営業収益合計		21,267,935		29,846,505
営業費用				
支払利息		7,242		5,784
受託者報酬		99,058		99,474
委託者報酬		6,540,377		6,567,758
その他費用		38,157		37,872
営業費用合計		6,684,834		6,710,888
営業利益又は営業損失（ ）		14,583,101		23,135,617
経常利益又は経常損失（ ）		14,583,101		23,135,617
当期純利益又は当期純損失（ ）		14,583,101		23,135,617
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		1,338,748		1,898,928
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		114,270,129		106,374,903
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,673,450		1,158,480
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		1,673,450		1,158,480
剰余金減少額又は欠損金増加額		22,813,029		9,757,677
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		22,813,029		9,757,677
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		106,374,903		119,012,395

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第13期	
	自 令和1年8月23日	至 令和2年2月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 外国投資信託受益証券についての受取配当金は、原則として、投資信託受益証券の分配落ち日において、確定分配金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は、当計算期末が休日のため、令和1年8月23日から令和2年2月25日までとなっております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第12期	第13期
	令和1年8月22日現在	令和2年2月25日現在
1. 元本状況		
期首元本額	747,276,002円	607,860,635円
期中追加設定元本額	9,743,171円	5,726,123円
期中一部解約元本額	149,158,538円	55,729,969円
2. 受益権の総数	607,860,635口	557,856,789口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第12期	第13期
自 平成31年2月23日	自 令和1年8月23日
至 令和1年8月22日	至 令和2年2月25日
分配金の計算過程 該当事項はありません。	分配金の計算過程 該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第13期	
	自 令和1年8月23日	至 令和2年2月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。	

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング及びファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理及びコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベル及び頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員及びリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
<p>4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。</p>

金融商品の時価等に関する事項

項目	第13期 令和2年2月25日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2) 金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第12期（令和1年8月22日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	2,793,282
合計	2,793,282

第13期（令和2年2月25日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	11,254,533
合計	11,254,533

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第12期（令和1年8月22日現在）

該当事項はありません。

第13期（令和2年2月25日現在）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第13期（自 令和1年8月23日 至 令和2年2月25日）

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(1口当たり情報)

第12期 令和1年8月22日現在	第13期 令和2年2月25日現在
<p>1口当たり純資産額</p> <p>1.1750円</p> <p>「1口 = 1円（10,000口 = 11,750円）」</p>	<p>1口当たり純資産額</p> <p>1.2133円</p> <p>「1口 = 1円（10,000口 = 12,133円）」</p>

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	Equity Income Fund Class A	276,997,472	366,523,054	
	投資信託受益証券	Total Return Fund JPY Class	380,691,384	297,548,385	
合計		2銘柄	657,688,856	664,071,439	

<参考>

当ファンドは、「Equity Income Fund Class A」及び「Total Return Fund JPY Class」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、これらの投資信託の受益証券であり、ケイマン籍の円建て外国投資信託です。

これらのファンドの状況は、前記「タフ・アメリカ(為替ヘッジあり 毎月決算型)」に記載のとおりであります。

【タフ・アメリカ(為替ヘッジなし 資産成長型)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第12期 令和1年8月22日現在	第13期 令和2年2月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	140,280,996	115,492,868
投資信託受益証券	4,500,931,937	4,331,466,419
未収入金	10,045,638	7,704,905
流動資産合計	4,651,258,571	4,454,664,192
資産合計	4,651,258,571	4,454,664,192
負債の部		
流動負債		
未払解約金	10,432,752	11,549,233
未払受託者報酬	643,096	635,267
未払委託者報酬	42,446,963	41,930,356
その他未払費用	244,295	241,330
流動負債合計	53,767,106	54,356,186
負債合計	53,767,106	54,356,186
純資産の部		
元本等		
元本	3,375,166,290	2,975,531,932
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	1,222,325,175	1,424,776,074
(分配準備積立金)	754,227,980	749,464,663
元本等合計	4,597,491,465	4,400,308,006
純資産合計	4,597,491,465	4,400,308,006
負債純資産合計	4,651,258,571	4,454,664,192

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	自 至	第12期 平成31年2月23日 令和1年8月22日	自 至	第13期 令和1年8月23日 令和2年2月25日
営業収益				
受取配当金		88,998,031		82,986,486
受取利息		545		673
有価証券売買等損益		70,301,031		333,786,342
営業収益合計		18,697,545		416,773,501
営業費用				
支払利息		43,903		36,537
受託者報酬		643,096		635,267
委託者報酬		42,446,963		41,930,356
その他費用		247,950		242,304
営業費用合計		43,381,912		42,844,464
営業利益又は営業損失（ ）		24,684,367		373,929,037
経常利益又は経常損失（ ）		24,684,367		373,929,037
当期純利益又は当期純損失（ ）		24,684,367		373,929,037
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		6,221,222		29,321,424
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		1,352,174,370		1,222,325,175
剰余金増加額又は欠損金減少額		16,838,374		18,198,029
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		16,838,374		18,198,029
剰余金減少額又は欠損金増加額		115,781,980		160,354,743
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		115,781,980		160,354,743
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		1,222,325,175		1,424,776,074

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第13期	
	自 令和1年8月23日	至 令和2年2月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 外国投資信託受益証券についての受取配当金は、原則として、投資信託受益証券の分配落ち日において、確定分配金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は、当計算期末が休日のため、令和1年8月23日から令和2年2月25日までとなっております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第12期	第13期
	令和1年8月22日現在	令和2年2月25日現在
1. 元本状況		
期首元本額	3,643,443,511円	3,375,166,290円
期中追加設定元本額	43,636,158円	42,819,594円
期中一部解約元本額	311,913,379円	442,453,952円
2. 受益権の総数	3,375,166,290口	2,975,531,932口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第12期	第13期
自 平成31年2月23日	自 令和1年8月23日
至 令和1年8月22日	至 令和2年2月25日
分配金の計算過程 該当事項はありません。	分配金の計算過程 該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第13期	
	自 令和1年8月23日	至 令和2年2月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。	

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング及びファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理及びコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベル及び頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員及びリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。</p>
--	---

金融商品の時価等に関する事項

項目	第13期 令和2年2月25日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2) 金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第12期（令和1年8月22日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	76,741,558
合計	76,741,558

第13期（令和2年2月25日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	285,466,927
合計	285,466,927

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第12期（令和1年8月22日現在）

該当事項はありません。

第13期（令和2年2月25日現在）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第13期（自 令和1年8月23日 至 令和2年2月25日）

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(1口当たり情報)

第12期 令和1年8月22日現在	第13期 令和2年2月25日現在
<p>1口当たり純資産額</p> <p>1.3622円</p> <p>「1口 = 1円（10,000口 = 13,622円）」</p>	<p>1口当たり純資産額</p> <p>1.4788円</p> <p>「1口 = 1円（10,000口 = 14,788円）」</p>

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

< 株式以外の有価証券 >

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	Equity Income Fund Class B	1,459,498,550	2,387,155,828	
	投資信託受益証券	Total Return Fund USD Class	1,874,395,634	1,944,310,591	
合計		2銘柄	3,333,894,184	4,331,466,419	

<参考>

当ファンドは、「Equity Income Fund Class B」及び「Total Return Fund USD Class」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、これらの投資信託の受益証券であり、ケイマン籍の円建て外国投資信託です。

これらのファンドの状況は、前記「タフ・アメリカ(為替ヘッジあり 毎月決算型)」に記載のとおりであります。

【タフ・アメリカ(マネープールファンド)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第12期 令和1年8月22日現在	第13期 令和2年2月25日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	6,232,736	3,349,540
未収入金	5,999	11,475
流動資産合計	6,238,735	3,361,015
資産合計	6,238,735	3,361,015
負債の部		
流動負債		
未払解約金	5,999	11,475
その他未払費用	181	11
流動負債合計	6,180	11,486
負債合計	6,180	11,486
純資産の部		
元本等		
元本	6,247,383	3,359,412
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	14,828	9,883
(分配準備積立金)	147,735	82,224
元本等合計	6,232,555	3,349,529
純資産合計	6,232,555	3,349,529
負債純資産合計	6,238,735	3,361,015

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第12期 自 平成31年2月23日 至 令和1年8月22日	第13期 自 令和1年8月23日 至 令和2年2月25日
営業収益		
有価証券売買等損益	1,859	1,948
営業収益合計	1,859	1,948
営業費用		
その他費用	181	11
営業費用合計	181	11
営業利益又は営業損失()	2,040	1,959
経常利益又は経常損失()	2,040	1,959
当期純利益又は当期純損失()	2,040	1,959
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約 に伴う当期純損失金額の分配額()	114	265
期首剰余金又は期首欠損金()	12,738	14,828
剰余金増加額又は欠損金減少額	842	7,675
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	842	7,675
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,006	1,036
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	1,006	1,036
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	14,828	9,883

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第13期	
	自 令和1年8月23日	至 令和2年2月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は、当計算期末が休日のため、令和1年8月23日から令和2年2月25日までとなっております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第12期		第13期	
	令和1年8月22日現在		令和2年2月25日現在	
1. 元本状況				
期首元本額		6,233,940円		6,247,383円
期中追加設定元本額		419,367円		342,044円
期中一部解約元本額		405,924円		3,230,015円
2. 受益権の総数		6,247,383口		3,359,412口
3. 元本の欠損		14,828円		9,883円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第12期		第13期	
自 平成31年2月23日		自 令和1年8月23日	
至 令和1年8月22日		至 令和2年2月25日	
分配金の計算過程 該当事項はありません。		分配金の計算過程 該当事項はありません。	

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第13期	
	自 令和1年8月23日	至 令和2年2月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。	

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング及びファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理及びコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベル及び頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員及びリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。</p>
--	---

金融商品の時価等に関する事項

項目	第13期 令和2年2月25日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2) 金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第12期（令和1年8月22日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,774
合計	1,774

第13期（令和2年2月25日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,500
合計	1,500

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第12期（令和1年8月22日現在）

該当事項はありません。

第13期（令和2年2月25日現在）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第13期（自 令和1年8月23日 至 令和2年2月25日）

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(1口当たり情報)

第12期 令和1年8月22日現在	第13期 令和2年2月25日現在
<p>1口当たり純資産額</p> <p>0.9976円</p> <p>「1口 = 1円(10,000口 = 9,976円)」</p>	<p>1口当たり純資産額</p> <p>0.9971円</p> <p>「1口 = 1円(10,000口 = 9,971円)」</p>

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

< 株式以外の有価証券 >

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	親投資信託 受益証券	マネー・マネジメント・マザー ファンド	3,354,908	3,349,540	
合計		1銘柄	3,354,908	3,349,540	

<参考>

当ファンドは、「マネー・マネジメント・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

マネー・マネジメント・マザーファンド

(1) 貸借対照表

区分	令和1年8月22日現在 金額(円)	令和2年2月25日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	9,168,485	7,754,775
特殊債券	28,098,671	25,058,940
未収利息	22,504	33,526
前払費用	1,700	15,027
流動資産合計	37,291,360	32,862,268
資産合計	37,291,360	32,862,268
負債の部		
流動負債		
未払解約金	5,999	11,475
流動負債合計	5,999	11,475
負債合計	5,999	11,475
純資産の部		
元本等		
元本	37,326,825	32,903,583
剰余金		
剰余金又は欠損金()	41,464	52,790
元本等合計	37,285,361	32,850,793
純資産合計	37,285,361	32,850,793
負債純資産合計	37,291,360	32,862,268

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 令和1年8月23日 至 令和2年2月25日

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>特殊債券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	令和1年8月22日現在	令和2年2月25日現在
1. 元本状況 開示対象ファンドの計算期間の期首における当該親投資信託の元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	38,036,137円 418,827円 1,128,139円	37,326,825円 341,595円 4,764,837円
元本の内訳 タフ・アメリカ（マネープールファンド） 米国小型株ツイン（毎月分配型） 米国小型株ツイン（資産成長型） 日本株アルファ・カルテット（毎月分配型） 米国リバーサル戦略ツイン ネオ（毎月分配型） 米国リート厳選ファンド（毎月決算型） 米国リート厳選ファンド（資産成長型） 米国株アルファ・カルテット（毎月分配型） 米国株厳選ファンド・米ドルコース 米国株厳選ファンド・ブラジルリアルコース 米国株厳選ファンド・豪ドルコース 米国株厳選ファンド・高金利通貨コース 米国リート・アルファ・カルテット（毎月分配型） NBマルチ戦略ファンド 日本株アルファ・カルテット（年2回決算型） 大和住銀/コロンビア米国株リバーサル戦略ファンド Aコース（ダイワ投資一任専用） 大和住銀/コロンビア米国株リバーサル戦略ファンド Bコース（ダイワ投資一任専用） 合計	6,239,600円 552,681円 71,698円 1,998,801円 26,385,980円 249,776円 249,776円 799,281円 9,992円 9,992円 9,992円 9,992円 699,301円 9,989円 9,990円 9,992円 9,992円 37,326,825円	3,354,908円 552,681円 71,698円 1,998,801円 26,385,980円 249,776円 249,776円 - - - - - 9,989円 9,990円 9,992円 9,992円 32,903,583円
2. 受益権の総数	37,326,825口	32,903,583口
3. 元本の欠損	41,464円	52,790円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	自 令和1年8月23日 至 令和2年2月25日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。</p>
2. 金融商品の内容及びリスク	<p>当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。</p>

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング及びファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理及びコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベル及び頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員及びリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。</p>

金融商品の時価等に関する事項

項目	令和2年2月25日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(令和1年8月22日現在)

種類	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
特 殊 債 券	17,101
合 計	17,101

「計算期間」とは、「マネー・マネジメント・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（令和1年7月26日から令和1年8月22日まで）を指しております。

(令和2年2月25日現在)

種類	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
特 殊 債 券	83,730
合 計	83,730

「計算期間」とは、「マネー・マネジメント・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（令和1年7月26日から令和2年2月25日まで）を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(令和1年8月22日現在)

該当事項はありません。

(令和2年2月25日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自 令和1年8月23日 至 令和2年2月25日)

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(1口当たり情報)

令和1年8月22日現在	令和2年2月25日現在
1口当たり純資産額 0.9989円	1口当たり純資産額 0.9984円

「1口 = 1円(10,000口 = 9,989円)」

「1口 = 1円(10,000口 = 9,984円)」

(3) 附属明細表

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
円	特殊債券	100 政保道路機構	5,000,000	5,000,445	
	特殊債券	107 政保道路機構	5,000,000	5,018,250	
	特殊債券	122 政保道路機構	5,000,000	5,038,325	
	特殊債券	30 政保日本政策	10,000,000	10,001,920	
	合計	4 銘柄	25,000,000	25,058,940	

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2020年3月末現在)

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 毎月決算型）

資産総額	777,667,486 円
負債総額	309,401 円
純資産総額（ - ）	777,358,085 円
発行済数量	909,346,698 口
1 単位当り純資産額（ / ）	0.8549 円

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 毎月決算型）

資産総額	11,608,776,438 円
負債総額	17,902,041 円
純資産総額（ - ）	11,590,874,397 円
発行済数量	13,241,290,427 口
1 単位当り純資産額（ / ）	0.8754 円

タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 資産成長型）

資産総額	570,396,255 円
負債総額	2,893,290 円
純資産総額（ - ）	567,502,965 円
発行済数量	558,993,613 口
1 単位当り純資産額（ / ）	1.0152 円

タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 資産成長型）

資産総額	3,600,173,306 円
負債総額	10,134,860 円
純資産総額（ - ）	3,590,038,446 円
発行済数量	2,959,968,624 口
1 単位当り純資産額（ / ）	1.2129 円

タフ・アメリカ（マネープールファンド）

資産総額	7,753,183 円
負債総額	2,011 円
純資産総額（ - ）	7,751,172 円
発行済数量	7,776,989 口
1 単位当り純資産額（ / ）	0.9967 円

（参考）マネー・マネジメント・マザーファンド

資産総額	37,243,108 円
負債総額	0 円
純資産総額（ - ）	37,243,108 円
発行済数量	37,317,396 口
1 単位当り純資産額（ / ）	0.9980 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 名義書換手続など

該当事項はありません。

2 受益者名簿

作成しません。

3 受益者に対する特典

ありません。

4 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

8 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(注) 委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

	2020年3月31日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

八 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

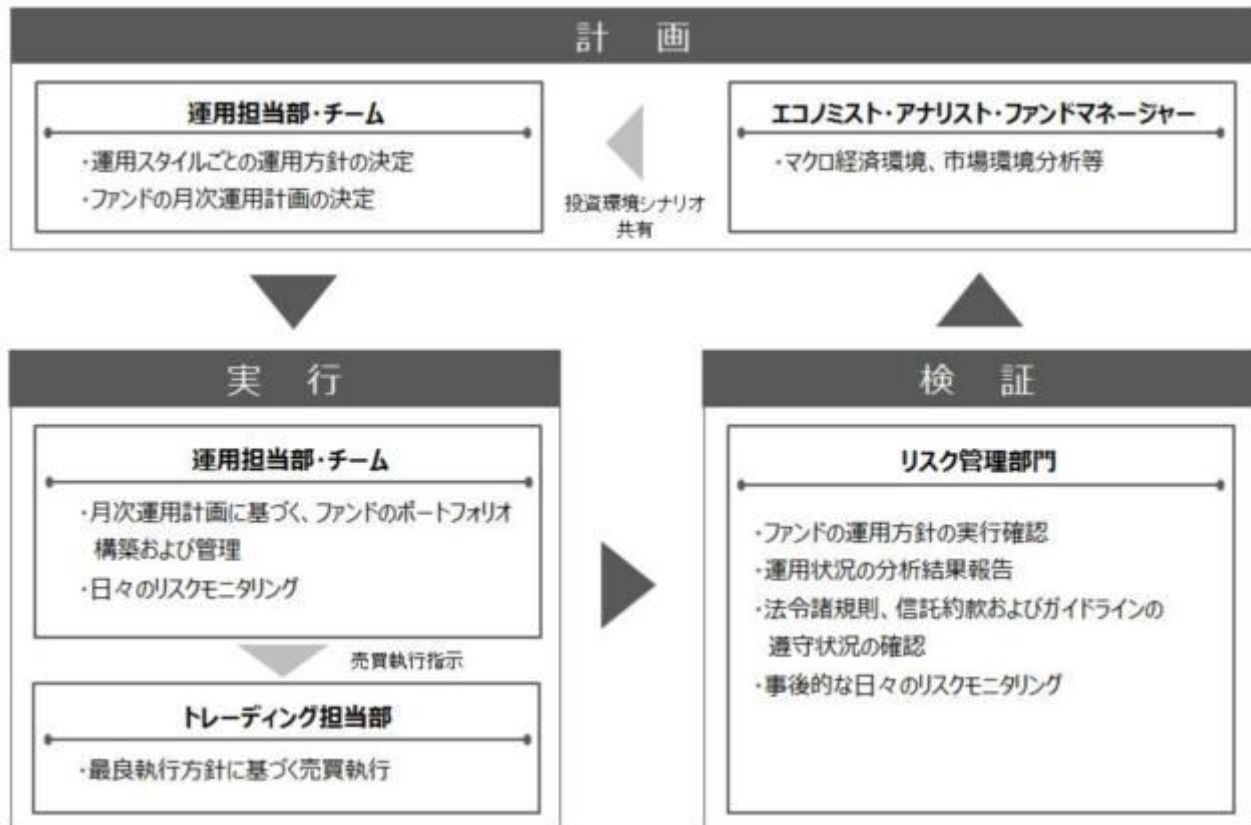
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

二 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2020年3月31日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	751	6,962,544
単位型株式投資信託	122	555,128
追加型公社債投資信託	1	28,505
単位型公社債投資信託	185	467,368
合計	1,059	8,013,546

3【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

2 当社は、第34期(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けており、第35期中間会計期間(平成31年4月1日から令和1年9月30日まで)の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	20,873,870	13,755,961
顧客分別金信託	20,010	20,011
前払費用	402,249	476,456
未収入金	39,030	64,856
未収委託者報酬	6,332,203	6,963,077
未収運用受託報酬	1,725,215	1,129,548
未収投資助言報酬	316,407	285,668
未収収益	50,321	44,150
その他の流動資産	10,891	31,771
流動資産合計	29,770,200	22,771,504
固定資産		
有形固定資産	1	
建物	185,371	173,517
器具備品	300,694	751,471
有形固定資産合計	486,065	924,988
無形固定資産		
ソフトウェア	409,765	479,867
ソフトウェア仮勘定	5,755	183,528
電話加入権	56	44

商標権	-	60
無形固定資産合計	415,576	663,501
投資その他の資産		
投資有価証券	10,616,594	10,829,628
関係会社株式	10,412,523	10,252,067
長期差入保証金	658,505	2,004,451
長期前払費用	69,423	97,107
会員権	7,819	7,819
繰延税金資産	1,394,447	1,426,381
投資その他の資産合計	23,159,314	24,617,457
固定資産合計	24,060,956	26,205,946
資産合計	53,831,157	48,977,450

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
負債の部		
流動負債		
顧客からの預り金	84	4,534
その他の預り金	92,326	1,480,229
未払金		
未払収益分配金	649	1,122
未払償還金	137,522	137,522
未払手数料	2,783,763	3,246,133
その他未払金	236,739	768,373
未払費用		
未払消費税等	547,706	84,966
未払法人税等	1,785,341	670,761
賞与引当金	1,507,256	1,302,052
その他の流動負債	1,408	18,110
流動負債合計	10,526,438	11,249,395
固定負債		
退職給付引当金	3,319,830	3,418,601
賞与引当金	99,721	5,074
その他の固定負債	3,363	5,074
固定負債合計	3,422,915	3,428,751
負債合計	13,949,354	14,678,146
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
資本剰余金合計	8,628,984	8,628,984
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	60,000

別途積立金	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金	26,561,078	21,255,054
利益剰余金合計	28,382,283	23,076,258
株主資本計	39,011,267	33,705,242
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	870,535	594,061
評価・換算差額等合計	870,535	594,061
純資産合計	39,881,802	34,299,304
負債・純資産合計	53,831,157	48,977,450

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)	当事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月31日)
営業収益		
委託者報酬	36,538,981	39,156,499
運用受託報酬	8,362,118	6,277,217
投資助言報酬	1,440,233	1,332,888
その他営業収益		
情報提供コンサルタント		
業務報酬	5,000	-
サービス支援手数料	128,324	182,502
その他	55,820	49,507
営業収益計	46,530,479	46,998,614
営業費用		
支払手数料	16,961,384	18,499,433
広告宣伝費	353,971	361,696
公告費	1,140	125
調査費		
調査費	1,654,233	1,752,905
委託調査費	5,972,473	6,050,441
営業雑経費		
通信費	40,066	46,551
印刷費	339,048	338,465
協会費	-	24,700
諸会費	45,465	23,756
情報機器関連費	2,582,734	2,872,416
販売促進費	34,333	49,118
その他	136,669	148,307
営業費用合計	28,121,520	30,167,918
一般管理費		
給料		
役員報酬	196,529	190,951
給料・手当	6,190,716	6,308,066

賞与	601,375	514,259
賞与引当金繰入額	1,566,810	1,235,936
交際費	25,709	27,802
寄付金	-	82
事務委託費	256,413	286,905
旅費交通費	220,569	228,538
租税公課	282,036	285,369
不動産賃借料	654,286	612,410
退職給付費用	419,884	463,553
固定資産減価償却費	329,756	378,530
諸経費	285,490	290,243
一般管理費合計	11,029,580	10,822,651
営業利益	7,379,378	6,008,044

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月 31日)
営業外収益		
受取配当金	51,335	-
受取利息	520	623
時効成立分配金・償還金	2,622	72
原稿・講演料	894	1,951
雑収入	10,669	36,408
営業外収益合計	66,042	39,055
営業外費用		
為替差損	5,125	15,760
雑損失	913	7,027
営業外費用合計	6,038	22,787
経常利益	7,439,383	6,024,312
特別利益		
投資有価証券償還益	61,842	289,451
投資有価証券売却益	30,980	7,247
過去勤務費用償却益	1	79,850
特別利益合計	92,822	376,549
特別損失		
固定資産除却損	2	1,462
投資有価証券償還損		13,668
投資有価証券売却損		14,605
関係会社株式評価損	3	160,455
合併関連費用	4	187,140
特別損失合計	505,996	377,331
税引前当期純利益	7,026,209	6,023,530
法人税、住民税及び事業税	2,350,891	1,750,031
法人税等調整額	280,166	90,084
法人税等合計	2,070,725	1,840,116
当期純利益	4,955,483	4,183,413

（ 3 ）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		
					配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	23,493,074
当期変動額							
剰余金の配当							1,887,480
当期純利益							4,955,483
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	3,068,003
当期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	26,561,078

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	25,314,279	35,943,263	327,116	327,116	36,270,379
当期変動額					
剰余金の配当	1,887,480	1,887,480			1,887,480
当期純利益	4,955,483	4,955,483			4,955,483
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)			543,419	543,419	543,419
当期変動額合計	3,068,003	3,068,003	543,419	543,419	3,611,423
当期末残高	28,382,283	39,011,267	870,535	870,535	39,881,802

当事業年度（自 平成30年 4 月 1 日 至 平成31年 3 月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		
					配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	26,561,078
当期変動額							
剰余金の配当							9,489,438
当期純利益							4,183,413
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	5,306,024

当期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	21,255,054
-------	-----------	-----------	-----------	---------	--------	-----------	------------

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	28,382,283	39,011,267	870,535	870,535	39,881,802
当期変動額					
剰余金の配当	9,489,438	9,489,438			9,489,438
当期純利益	4,183,413	4,183,413			4,183,413
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)			276,474	276,474	276,474
当期変動額合計	5,306,024	5,306,024	276,474	276,474	5,582,498
当期末残高	23,076,258	33,705,242	594,061	594,061	34,299,304

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

「税効果会計に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第28号平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」715,988千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,394,447千円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)（評価性引当額の合計額を除く。）に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
建物	312,784千円	350,176千円
器具備品	768,929千円	922,553千円

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。

当事業年度末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	- 千円	- 千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

3 保証債務

当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、令和5年6月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
Sumitomo Mitsui Asset Management (New York)Inc.	204,923千円	174,854千円

(損益計算書関係)

1 過去勤務費用償却益

過去勤務費用償却益は、退職金規程を変更したことに伴い発生した過去勤務費用の一時処理額であります。

2 固定資産除却損

	前事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	当事業年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
器具備品	0千円	695千円
ソフトウェア	9,000千円	766千円
ソフトウェア仮勘定	345,695千円	- 千円

3 関係会社株式評価損

関係会社株式評価損は、関連会社の株式について減損処理を適用したことによるものであります。

4 合併関連費用

合併関連費用は、主に目論見書等の一斉改版費用及び当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する業務委託費用であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

2.剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,887,480	107,000.00	平成29年 3月31日	平成29年 6月28日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成30年6月26日開催の第33回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,822,400	160,000.00	平成30年 3月31日	平成30年 6月27日

当事業年度(自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

当社は平成30年11月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	17,622,360株	-	17,640,000株

2.剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額等

当社は平成30年11月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。

当該株式分割は平成30年11月1日を効力発生日としておりますので、平成31年1月31日を基準日とする一株当たり配当額につきましては、株式分割後の株式数を基準に記載しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月26日 定時株主総会	普通株式	2,822,400	160,000.00	平成30年 3月31日	平成30年 6月27日
平成31年2月28日 臨時株主総会	普通株式	6,667,038	377.95	平成31年 1月31日	平成31年 3月22日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

令和1年6月24日開催の臨時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和1年6月24日 臨時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,469,600	140.00	平成31年 3月28日	令和1年 6月25日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
1年以内	208,187	597,239
1年超	42,916	6,115,662
合計	251,104	6,712,901

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言葉などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式及び50%出資した関連会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

投資有価証券、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

市場リスクの管理

投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等に基づく価額のほか、これらの価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（（注2）参照）。

前事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	20,873,870	20,873,870	-
(2)顧客分別金信託	20,010	20,010	-
(3)未収委託者報酬	6,332,203	6,332,203	-
(4)未収運用受託報酬	1,725,215	1,725,215	-
(5)未収投資助言報酬	316,407	316,407	-
(6)投資有価証券 その他有価証券	10,616,296	10,616,296	-
(7)長期差入保証金	658,505	658,505	-
資産計	40,542,507	40,542,507	-
(1)顧客からの預り金	84	84	-
(2)未払手数料	2,783,763	2,783,763	-
負債計	2,783,847	2,783,847	-

当事業年度(平成31年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	13,755,961	13,755,961	-
(2)顧客分別金信託	20,011	20,011	-
(3)未収委託者報酬	6,963,077	6,963,077	-
(4)未収運用受託報酬	1,129,548	1,129,548	-
(5)未収投資助言報酬	285,668	285,668	-
(6)投資有価証券			
その他有価証券	10,829,330	10,829,330	-
(7)長期差入保証金	2,004,451	2,004,451	-
資産計	34,988,051	34,988,051	-
(1)顧客からの預り金	4,534	4,534	-
(2)未払手数料	3,246,133	3,246,133	-
負債計	3,250,667	3,250,667	-

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬及び(5)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6)投資有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

(7)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1)顧客からの預り金及び(2)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
その他有価証券 非上場株式	298	298
合計	298	298
子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	10,412,523	10,252,067
合計	10,412,523	10,252,067

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(6) その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式及び関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成30年3月31日)

(単位:千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	20,873,870	-	-	-
顧客分別金信託	20,010	-	-	-
未収委託者報酬	6,332,203	-	-	-
未収運用受託報酬	1,725,215	-	-	-
未収投資助言報酬	316,407	-	-	-
長期差入保証金	602,360	56,144	-	-
合計	29,870,067	56,144	-	-

当事業年度(平成31年3月31日)

（単位：千円）

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	13,755,961	-	-	-
顧客分別金信託	20,011	-	-	-
未収委託者報酬	6,963,077	-	-	-
未収運用受託報酬	1,129,548	-	-	-
未収投資助言報酬	285,668	-	-	-
長期差入保証金	54,900	1,949,551	-	-
合計	22,209,168	1,949,551	-	-

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（平成30年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式10,412,523千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成31年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式10,252,067千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	7,366,669	6,046,232	1,320,437
小計	7,366,669	6,046,232	1,320,437
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	3,249,626	3,315,328	65,701
小計	3,249,626	3,315,328	65,701
合計	10,616,296	9,361,560	1,254,735

(注) 非上場株式等（貸借対照表計上額 298千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成31年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	7,545,410	6,613,088	932,322
小計	7,545,410	6,613,088	932,322
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	3,283,920	3,360,000	76,080
小計	3,283,920	3,360,000	76,080
合計	10,829,330	9,973,088	856,242

(注) 非上場株式等（貸借対照表計上額 298千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
532,099	30,980	9,634

当事業年度(自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
728,127	7,247	14,605

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

当事業年度において、有価証券について160,455千円（関係会社株式160,455千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては子会社株式及び関連会社株式については、当該株式の発行会社の財務状況等を勘案した上で、回復可能性を検討し、回復可能性のないものについて減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	当事業年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,177,131	3,319,830
勤務費用	285,715	267,362
利息費用	2,922	-
数理計算上の差異の発生額	51,212	3,658
退職給付の支払額	94,727	85,082
過去勤務費用の発生額	-	79,850
退職給付債務の期末残高	3,319,830	3,418,601

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	3,319,830	3,418,601
未認識数理計算上の差異	-	-
未認識過去勤務費用	-	-
退職給付引当金	3,319,830	3,418,601

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	当事業年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
勤務費用	285,715	267,362
利息費用	2,922	-
数理計算上の差異の費用処理額	51,212	3,658
過去勤務費用償却益	-	79,850
その他	182,458	199,849
確定給付制度に係る退職給付費用	419,884	383,703

(注) 1.退職金規程を変更したことに伴い、過去勤務費用償却益79,850千円を特別利益に計上しております。

2.その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金並びに確定拠出年金への拠出額であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	当事業年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
割引率	0.000%	0.000%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度147,195千円、当事業年度156,457千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：千円)	
	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,016,532	1,046,775
賞与引当金	492,056	400,242
調査費	90,509	80,983
未払金	60,851	57,192
未払事業税	102,103	54,797
ソフトウェア償却	11,289	17,501
その他	7,903	82,798
繰延税金資産小計	1,781,245	1,740,292
評価性引当額（注）	2,597	51,729
繰延税金資産合計	1,778,648	1,688,563
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	384,200	262,181
繰延税金負債合計	384,200	262,181
繰延税金資産の純額	1,394,447	1,426,381

(注) 評価性引当額が49,131千円増加しております。この増加の内容は、主として関係会社株式評価損に係る評価性引当額を追加的に認識したことに伴うものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
	法定実効税率	30.8%
(調整)		
評価性引当額の増減	-	0.8
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.9
住民税均等割等	0.1	0.1
所得税額控除による税額控除	1.9	1.4
その他	0.1	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.4	30.5

(セグメント情報等)

前事業年度(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計

外部顧客への 営業収益	36,538,981	8,362,118	1,440,233	189,145	46,530,479
----------------	------------	-----------	-----------	---------	------------

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自平成30年4月1日至平成31年3月31日)

1.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2.関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	39,156,499	6,277,217	1,332,888	232,009	46,998,614

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	(株)三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	% -	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	2,761,066	未払 手数料	429,436
親会社 の 子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都 千代田区	10,000,000	証券業	% -	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	5,685,815	未払 手数料	953,752

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

当事業年度(自平成30年4月1日至平成31年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	(株)三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	% -	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	2,499,836	未払 手数料	399,447
親会社 の 子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都 千代田区	10,000,000	証券業	% -	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	5,789,062	未払 手数料	1,154,875

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	当事業年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
1株当たり純資産額	2,260.87円	1,944.40円
1株当たり当期純利益金額	280.92円	237.15円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当社は、平成30年11月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	当事業年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	4,955,483	4,183,413
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	4,955,483	4,183,413
期中平均株式数(株)	17,640,000	17,640,000

(重要な後発事象)

前事業年度(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する主要株主間での基本合意について

平成30年5月11日付で当社及び大和住銀投信投資顧問株式会社の主要株主である株式会社三井住友フィナンシャルグループ、株式会社大和証券グループ本社、三井住友海上火災保険株式会社及び住友生命保険相互会社が、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する基本合意書を締結しました。

当事業年度(自平成30年4月1日至平成31年3月31日)

取得による企業結合

当社は、平成30年9月28日開催の当社取締役会において、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との間で合併契約を締結することについて決議し、同日付で締結しました。本合併契約に基づき、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社は、平成31年4月1日付で合併いたしました。

1. 企業結合の概要

(1)被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 大和住銀投信投資顧問株式会社

事業の内容 投資運用業、投資助言・代理業等

(2)企業結合を行う主な理由

資産運用ビジネスはグローバルに成長拡大しており、お客さまから求められる運用力やサービスはますます高度化しております。本件合併は、このようなお客さまからのニーズに対応するために、両運用会社の持つ強み・ノウハウを結集した、フィデューシャリー・デューティーに基づく最高品質の運用パフォーマンスとサービスを提供する資産運用会社の実現を図るものであります。

(3)企業結合日

平成31年4月1日

(4)企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、大和住銀投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併方式であります。

(5)結合後企業の名称

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

(6)取得企業を決定するに至った主な根拠

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)の考え方に基づき、当社を取得企業としております。

2. 合併比率及びその算定方法並びに交付した株式数

(1)合併比率

大和住銀投信投資顧問株式会社の普通株式1株に対し、当社の普通株式4.2156株を割当て交付いたしました。

(2)合併比率の算定方法

当社はEYトランザクション・アドバイザー・サービス株式会社を、大和住銀投信投資顧問株式会社はPwCアドバイザー合同会社を、合併比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定し、各第三者算定機関による算定結

果を参考に、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、合併比率について慎重に協議を重ねた結果、合併比率が妥当であると判断し、合意に至ったものであります。

(3)交付した株式数

普通株式：16,230,060株

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

デューデリジェンス費用13,700千円

4. 取得原価の配分に関する事項

現時点では確定しておりません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

		第35期中間会計期間 (令和1年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		31,390,396
顧客分別金信託		120,015
前払費用		518,120
未収委託者報酬		9,224,857
未収運用受託報酬		2,518,829
未収投資助言報酬		300,807
未収収益		49,098
その他		251,169
流動資産合計		44,373,295
固定資産		
有形固定資産	1	1,165,925
無形固定資産		
のれん		35,720,818
顧客関連資産		18,841,803
その他		1,287,309
無形固定資産合計		55,849,931
投資その他の資産		
投資有価証券		19,980,993
関係会社株式		11,208,183
その他		2,725,272
貸倒引当金		20,750
投資その他の資産合計		33,893,699
固定資産合計		90,909,555
資産合計		135,282,851
負債の部		
流動負債		
リース債務		1,568
顧客からの預り金		3,725
その他の預り金		117,464
未払金		4,558,058
未払費用		4,003,445
未払法人税等		1,108,639
前受収益		37,155
賞与引当金		1,620,047
資産除去債務		248,260

その他	2	262,615
流動負債合計		11,960,980
固定負債		
リース債務		1,045
退職給付引当金		5,317,984
賞与引当金		2,537
その他		218,125
繰延税金負債		3,515,376
固定負債合計		9,055,069
負債合計		21,016,049
純資産の部		
株主資本		
資本金		2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		8,628,984
その他資本剰余金		81,927,000
資本剰余金合計		90,555,984
利益剰余金		
利益準備金		284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金		60,000
別途積立金		1,476,959
繰越利益剰余金		19,373,541
利益剰余金合計		21,194,745
株主資本合計		113,750,729
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		516,072
評価・換算差額等合計		516,072
純資産合計		114,266,801
負債純資産合計		135,282,851

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

		第35期中間会計期間 (自平成31年4月1日 至令和1年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		28,593,570
運用受託報酬		4,633,054
投資助言報酬		661,581
その他の営業収益		118,885
営業収益計		34,007,092
営業費用		21,567,446
一般管理費	1	11,224,956
営業利益		1,214,689
営業外収益	2	258,897
営業外費用	3	41,920
経常利益		1,431,666
特別損失	4	11,471
税引前中間純利益		1,420,194

法人税、住民税及び事業税	950,377
法人税等調整額	118,269
法人税等合計	832,107
中間純利益	588,086

(3)中間株主資本等変動計算書

第35期中間会計期間(自平成31年4月1日至令和1年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		
					配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,000,000	8,628,984	-	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	21,255,054
当中間期変動額								
剰余金の配当								2,469,600
中間純利益								588,086
合併による増加			81,927,000	81,927,000				
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)								
当中間期変動額合計	-	-	81,927,000	81,927,000	-	-	-	1,881,513
当中間期末残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	19,373,541

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	23,076,258	33,705,242	594,061	594,061	34,299,304
当中間期変動額					
剰余金の配当	2,469,600	2,469,600			2,469,600
中間純利益	588,086	588,086			588,086
合併による増加		81,927,000			81,927,000
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)			77,989	77,989	77,989
当中間期変動額合計	1,881,513	80,045,486	77,989	77,989	79,967,497
当中間期末残高	21,194,745	113,750,729	516,072	516,072	114,266,801

注記事項

(重要な会計方針)

1.資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2.固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～50年
器具備品 3～20年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん 14年
顧客関連資産 6～19年
ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(中間損益計算書)

当社は当中間会計期間より、「投資有価証券売却益」及び「投資有価証券償還益」を「特別利益」ではなく「営業外収益」として、「投資有価証券売却損」及び「投資有価証券償還損」を「特別損失」ではなく「営業外費用」として表示する方法に変更しております。これは、合併を契機に検討した結果、投資有価証券の売却及び償還の大勢が自社設定投信等の処分によるものであり毎期経常的に発生するものとして、当中間会計期間から取引実態に沿った表示へと変更したものであります。

この結果、従来の方法と比較して、「特別利益」は23,677千円減少し、「営業外収益」は同額増加しており、「特別損失」は30,023千円減少し、「営業外費用」は同額増加しております。また、「経常利益」は6,346千円減少しております。

(中間貸借対照表関係)

第35期中間会計期間 (令和1年9月30日)	
1.有形固定資産の減価償却累計額	1,557,220千円
2.消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。

3.当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。	
当座借越極度額の総額	10,000,000千円
借入実行残高	-
差引額	10,000,000千円
4.当社は、子会社であるSumitomo Mitsui DS Asset Management(USA)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、令和5年6月までの賃借料総額150,945千円の支払保証を行っております。	

(中間損益計算書関係)

第35期中間会計期間 (自平成31年4月1日至令和1年9月30日)	
1.のれん償却費	1,322,993千円
減価償却実施額	
有形固定資産	287,191千円
無形固定資産	1,187,351千円
2.営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	209,815千円
投資有価証券償還益	5,197千円
投資有価証券売却益	18,480千円
3.営業外費用のうち主要なもの	
為替差損	11,810千円
投資有価証券償還損	22,585千円
投資有価証券売却損	7,437千円
4.特別損失のうち主要なもの	
合併関連費用	6,094千円
合併関連費用は、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する業務委託費用等であります。	
固定資産除却損	5,377千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第35期中間会計期間(自平成31年4月1日至令和1年9月30日)

1.発行済株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	17,640,000株	16,230,060株	-	33,870,060株

(変動事由の概要)

合併に伴う普通株式の発行による増加 16,230,060株

2.剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和1年6月24日 臨時株主総会	普通株式	2,469,600	140.00	平成31年 3月28日	令和1年 6月25日

(リース取引関係)

第35期中間会計期間 (自平成31年4月1日至令和1年9月30日)	
1.オペレーティング・リース取引 (借主側)	
未経過リース料(解約不能のもの)	
1年以内	1,675,025千円
1年超	6,419,696千円
合計	8,094,721千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

第35期中間会計期間（令和1年9月30日）

令和1年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	31,390,396	31,390,396	-
(2)顧客分別金信託	120,015	120,015	-
(3)未収委託者報酬	9,224,857	9,224,857	-
(4)未収運用受託報酬	2,518,829	2,518,829	-
(5)未収投資助言報酬	300,807	300,807	-
(6)投資有価証券 その他有価証券	19,935,624	19,935,624	-
(7)投資その他の資産 長期差入保証金	2,528,392	2,528,392	-
資産計	66,018,923	66,018,923	-
(1)顧客からの預り金	3,725	3,725	-
(2)未払金 未払手数料	4,192,554	4,192,554	-
負債計	4,196,280	4,196,280	-

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 顧客分別金信託、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬、及び(5) 未収投資助言報酬
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(7) 投資その他の資産

長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 顧客からの預り金、及び(2) 未払金 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
その他有価証券 非上場株式	45,369
合計	45,369
子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	11,208,183
合計	11,208,183

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(6) その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式及び関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

第35期中間会計期間(令和1年9月30日)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 11,208,183千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

(単位:千円)

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	12,082,796	11,176,487	906,308
小計	12,082,796	11,176,487	906,308
(2)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	7,852,827	8,004,506	151,679
小計	7,852,827	8,004,506	151,679
合計	19,935,624	19,180,994	754,629

(注)非上場株式等(中間貸借対照表計上額 45,369千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

当社は、平成30年9月28日開催の当社取締役会において、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との間で合併契約を締結することについて決議し、同日付で締結しました。本合併契約に基づき、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社は、平成31年4月1日付で合併いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 大和住銀投信投資顧問株式会社
事業の内容 投資運用業、投資助言・代理業等

(2) 企業結合を行った主な理由

資産運用ビジネスはグローバルに成長拡大しており、お客さまから求められる運用力やサービスはますます高度化しております。本件合併は、このようなお客さまからのニーズに対応するために、両運用会社の持つ強み・ノウハウを結集した、フィデューシャリー・デューティーに基づく最高品質の運用パフォーマンスとサービスを提供する資産運用会社の実現を図るものであります。

(3) 企業結合日

平成31年4月1日

(4) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、大和住銀投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併方式であります。

(5) 結合後企業の名称

三井住友D S アセットマネジメント株式会社

(6) 取得企業を決定するに至った主な根拠

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日)の考え方に基づき、当社を取得企業としております。

2. 中間財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成31年4月1日から令和1年9月30日

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	企業結合日に交付した当社の普通株式の時価	81,927,000千円
取得原価		81,927,000千円

4. 合併比率及びその算定方法並びに交付した株式数

(1) 合併比率

大和住銀投信投資顧問株式会社の普通株式1株に対し、当社の普通株式4.2156株を割当て交付いたしました。

(2) 合併比率の算定方法

当社はE Yトランザクション・アドバイザー・サービス株式会社を、大和住銀投信投資顧問株式会社はP w Cアドバイザー合同会社を、合併比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定し、各第三者算定機関による算定結果を参考に、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、合併比率について慎重に協議を重ねた結果、合併比率が妥当であると判断し、合意に至ったものであります。

(3) 交付した株式数

普通株式：16,230,060株

5. 主要な取得関連費用の内容及び金額

業務委託費用及びデューデリジェンス費用等 37,723千円

6. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

37,043,811千円

(2) 発生原因

被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。

(3) 償却方法及び償却期間

14年にわたる均等償却

7. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	24,546,329千円
固定資産	34,001,531千円
資産合計	58,547,860千円
流動負債	5,406,939千円
固定負債	8,257,731千円
負債合計	13,664,671千円

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 平成31年4月1日	
至 令和1年9月30日)	
期首残高	-
合併による増加額(注)	248,260
中間期末残高	248,260

(注) 合併に伴い主として霞ヶ関オフィスの不動産賃貸契約に伴う原状回復義務等について、資産除去債務の金額を計上しております。

なお、割引計算による金額の重要性が乏しいことから、割引前の見積り額を計上しております。

(セグメント情報等)

第35期中間会計期間(自 平成31年4月1日 至 令和1年9月30日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
--	-------	--------	--------	-----	----

外部顧客への 営業収益	28,593,570	4,633,054	661,581	118,885	34,007,092
----------------	------------	-----------	---------	---------	------------

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第35期中間会計期間 (自平成31年4月1日至令和1年9月30日)	
1株当たり純資産額	3,373円68銭
1株当たり中間純利益	17円36銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	

(参考)大和住銀投信投資顧問株式会社の経理状況

当該(参考)において、大和住銀投信投資顧問株式会社を「委託会社」または「当社」といいます。

- 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号。)により作成しております。
- 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第47期事業年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和1年6月14日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 飯田 浩 司 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 栄 裕 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社（旧会社名 大和住銀投信投資顧問株式会社）の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第47期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社（旧会社名 大和住銀投信投資顧問株式会社）の平成31年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社と三井住友アセットマネジメント株式会社は、平成31年4月1日付で合併した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注1） 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2） XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

第46期

第47期

(平成30年3月31日)

(平成31年3月31日)

資産の部			(平成30年3月31日)	(平成31年3月31日)
流動資産				
現金・預金			21,360,895	20,475,527
前払費用			204,460	230,059
未収入金			12,823	4,542
未収委託者報酬			3,363,312	2,923,589
未収運用受託報酬			1,198,432	870,546
未収収益			41,310	38,738
その他			7,553	3,324
流動資産計			26,188,788	24,546,329
固定資産				
有形固定資産				
建物	1		75,557	225,975
器具備品	1		122,169	95,404
土地			710	710
リース資産	1		7,275	8,108
有形固定資産計			205,712	330,198
無形固定資産				
ソフトウェア			73,887	159,087
ソフトウェア仮勘定			-	6,115
電話加入権			12,706	12,706
無形固定資産計			86,593	177,909
投資その他の資産				
投資有価証券			10,257,600	11,025,039
関係会社株式			956,115	956,115
従業員長期貸付金			1,170	-
長期差入保証金			534,699	534,270
出資金			82,660	82,660
繰延税金資産			1,041,251	1,009,250
その他			-	8,397
貸倒引当金			20,750	20,750
投資その他の資産計			12,852,746	13,594,982
固定資産計			13,145,052	14,103,090
資産合計			39,333,840	38,649,419

(単位：千円)

負債の部			第46期	第47期
			(平成30年3月31日)	(平成31年3月31日)
流動負債				
リース債務			3,143	3,583
未払金			29,207	1,555,486
未払手数料			1,434,393	1,222,461
未払費用			1,287,722	1,203,269
未払法人税等			1,397,293	264,304
未払消費税等			135,042	48,437
賞与引当金			1,263,100	1,007,040
役員賞与引当金			85,600	72,900

その他	23,128	29,455
流動負債計	5,658,632	5,406,939
固定負債		
リース債務	4,698	5,173
退職給付引当金	1,540,203	1,707,062
役員退職慰労引当金	88,050	-
長期未払金	-	204,333
資産除去債務	-	248,260
固定負債計	1,632,952	2,164,829
負債合計	7,291,585	7,571,769

(単位：千円)

	第46期 (平成30年3月31日)	第47期 (平成31年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	156,268	156,268
資本剰余金合計	156,268	156,268
利益剰余金		
利益準備金	343,731	343,731
その他利益剰余金		
別途積立金	1,100,000	1,100,000
繰越利益剰余金	28,387,042	27,516,774
利益剰余金合計	29,830,773	28,960,505
株主資本合計	31,987,042	31,116,774
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	55,213	39,124
評価・換算差額等合計	55,213	39,124
純資産合計	32,042,255	31,077,650
負債純資産合計	39,333,840	38,649,419

(2) 損益計算書

(単位：千円)

	第46期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	第47期 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
営業収益		
運用受託報酬	5,111,757	4,252,374
委託者報酬	26,383,145	24,415,734
その他営業収益	82,997	66,957
営業収益計	31,577,899	28,735,066
営業費用		
支払手数料	11,900,832	10,708,502
広告宣伝費	93,131	196,206
公告費	-	293
調査費		

調査費	1,637,364	2,076,042
委託調査費	2,959,680	3,032,753
委託計算費	79,120	77,597
営業雑経費		
通信費	42,497	38,715
印刷費	517,371	507,540
協会費	24,374	24,325
諸会費	3,778	1,994
その他	122,930	63,596
営業費用計	17,381,079	16,727,567
一般管理費		
給料		
役員報酬	218,127	217,030
給料・手当	2,809,008	3,002,836
賞与	86,028	48,878
退職金	9,864	2,855
福利厚生費	647,269	638,399
交際費	29,121	38,883
旅費交通費	159,224	153,694
租税公課	199,255	160,817
不動産賃借料	622,807	639,392
退職給付費用	219,724	324,082
固定資産減価償却費	71,624	141,154
賞与引当金繰入額	1,263,100	1,007,040
役員退職慰労引当金繰入額	36,130	102,860
役員賞与引当金繰入額	85,500	72,900
諸経費	901,001	1,011,941
一般管理費計	7,357,787	7,562,768
営業利益	6,839,032	4,444,730
営業外収益		
受取配当金	23,350	35,946
受取利息	199	178
投資有価証券売却益	6,350	45,345
その他	2,831	10,431
営業外収益計	32,732	91,902
営業外費用		
投資有価証券売却損	5,000	4,735
解約違約金	-	982
為替差損	1,784	828
その他	0	410
営業外費用計	6,784	6,956
経常利益	6,864,980	4,529,676
特別損失		
合併関連費用	2	179,376
固定資産除却損	-	4,121
特別損失計	-	183,498
税引前当期純利益	6,864,980	4,346,177
法人税、住民税及び事業税	2,242,775	1,339,010
法人税等調整額	78,014	73,635
法人税等合計	2,164,761	1,412,646
当期純利益	4,700,218	2,933,531

(3) 株主資本等変動計算書

第46期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計		利益準備金	その他利益剰余金
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	26,100,773
当期変動額						
剰余金の配当						2,413,950
当期純利益						4,700,218
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,286,268
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	28,387,042

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	27,544,504	29,700,773	37,917	37,917	29,738,691
当期変動額					
剰余金の配当	2,413,950	2,413,950			2,413,950
当期純利益	4,700,218	4,700,218			4,700,218
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			17,295	17,295	17,295
当期変動額合計	2,286,268	2,286,268	17,295	17,295	2,303,564
当期末残高	29,830,773	31,987,042	55,213	55,213	32,042,255

第47期（自平成30年4月1日至平成31年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計		利益準備金	その他利益剰余金
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	28,387,042
当期変動額						
剰余金の配当						3,803,800
当期純利益						2,933,531
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	870,268
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	27,516,774

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	29,830,773	31,987,042	55,213	55,213	32,042,255
当期変動額					
剰余金の配当	3,803,800	3,803,800			3,803,800
当期純利益	2,933,531	2,933,531			2,933,531
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			94,337	94,337	94,337
当期変動額合計	870,268	870,268	94,337	94,337	964,605
当期末残高	28,960,505	31,116,774	39,124	39,124	31,077,650

注記事項

（重要な会計方針）

- 1.有価証券の評価基準及び評価方法
- (1) 子会社株式及び関連会社株式
総平均法による原価法を採用しております。
- (2) その他有価証券
- 時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は総平均法により算出し、評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）を採用しております。
- 時価のないもの
総平均法による原価法を採用しております。
- 2.固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- 建物 2～30年
器具備品 4～15年
- （会計上の見積りの変更）
当事業年度において、当社と三井住友アセットマネジメント株式会社（以下「SMAM」）との間で合併契約を締結したことに伴い、将来利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。
- これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ15,534千円減少しております。
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
- なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- 3.引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金 役員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。 これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。
(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づき事業年度末における要支給額を計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（表示方法の変更）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」504,497千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,041,251千円に含めて表示しております。

（追加情報）

当社は、平成31年3月22日開催の臨時株主総会において、退任となる取締役及び監査役に対して、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で役員退職慰労金を支給することを決議しました。

これに伴い、当事業年度において役員退職慰労引当金184,610千円を長期未払金に振り替えております。

（貸借対照表関係）

第46期 (平成30年3月31日)	第47期 (平成31年3月31日)
1.有形固定資産の減価償却累計額	1.有形固定資産の減価償却累計額
建物 465,964千円	建物 556,889千円
器具備品 266,621千円	器具備品 297,262千円
リース資産 8,719千円	リース資産 12,584千円

（損益計算書関係）

第46期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	第47期 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
-	2.合併関連費用は、主に目論見書等の一斉改版費用及び当社とS M A Mとの合併に関する業務委託費用であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第46期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）

1.発行済株式に関する事項

（単位：千株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	-	-	3,850
合計	3,850	-	-	3,850

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,413,950	627	平成29年3月31日	平成29年6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年6月22日 定時株主総会	普通 株式	2,348,500	利益 剰余金	610	平成30年3月31日	平成30年6月23日

第47期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1.発行済株式に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	-	-	3,850
合計	3,850	-	-	3,850

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月22日 定時株主総会	普通株式	2,348,500	610	平成30年3月31日	平成30年6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成31年3月22日 臨時株主総会	普通 株式	1,455,300	利益 剰余金	378	平成31年3月31日	令和1年6月25日

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用事業を行っております。余裕資金は安全で流動性の高い金融資産で運用し、銀行からの借入や社債の発行はありません。

安全性の高い金融商品での短期的な運用の他に、自社ファンドの設定に自己資本を投入しております。その自己設定投信は、事業推進目的で保有しており、設定、解約又は償還に関しては、社内規定に従っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

主たる営業債権は、投資運用業等より発生する未収委託者報酬、未収運用受託報酬であります。

これらの債権は、全て1年以内の債権であり、そのほとんどが信託財産の中から支払われるため、回収不能となるリスクは極めて軽微であります。

未収入金は、当社より他社へ出向している従業員給与等であり、1年以内の債権であります。

投資有価証券は、その大半が事業推進目的で設定した投資信託であり、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。

長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

未払手数料は、投資信託の販売に係る支払手数料であります。また、未払費用は、投資信託の運用に

係る再委託手数料、及び業務委託関連費用であります。

これらの債務は、全て1年以内の債務であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、社内規定に従って取引先を選定し、担当部門で取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、投資有価証券の一部を除いて、資金決済のほとんどを自国通貨で行っているため、為替の変動リスクは極めて限定的であります。

投資有価証券のうち自己設定投信については、その残高及び損益状況等を定期的に経営会議に報告しております。

なお、デリバティブ取引については行っておりません。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、社内規定に従って手元流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません(注2)を参照ください)。

第46期(平成30年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	21,360,895	21,360,895	-
(2) 未収委託者報酬	3,363,312	3,363,312	-
(3) 未収運用受託報酬	1,198,432	1,198,432	-
(4) 未収入金	12,823	12,823	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	10,206,465	10,206,465	-
資産計	36,141,929	36,141,929	-
(1) 未払手数料	1,434,393	1,434,393	-
(2) 未払費用(*)	959,074	959,074	-
負債計	2,393,468	2,393,468	-

(*) 金融商品に該当するものを表示しております。

第47期(平成31年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	20,475,527	20,475,527	-
(2) 未収委託者報酬	2,923,589	2,923,589	-
(3) 未収運用受託報酬	870,546	870,546	-
(4) 未収入金	4,542	4,542	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	10,979,968	10,979,968	-
(6) 長期差入保証金	524,592	524,592	-
資産計	35,778,767	35,778,767	-
(1) 未払手数料	1,222,461	1,222,461	-
(2) 未払費用(*)	807,875	807,875	-
負債計	2,030,337	2,030,337	-

(*) 金融商品に該当するものを表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

- (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 投資有価証券

投資信託であり、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

- (6) 長期差入保証金

敷金の性質及び賃貸借契約の期間から、時価は当該帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額によっております。

負債

- (1) 未払手数料、及び(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	第46期(平成30年3月31日)	第47期(平成31年3月31日)
(1) その他有価証券 非上場株式	51,135	45,071
(2) 子会社株式 非上場株式	956,115	956,115
(3) 長期差入保証金	534,699	9,677

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。このため、(1) その他有価証券の非上場株式については2.(5) 投資有価証券には含めておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日以後の償還予定額

第46期(平成30年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	21,360,895	-	-	-
未収委託者報酬	3,363,312	-	-	-
未収運用受託報酬	1,198,432	-	-	-
未収入金	12,823	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券の うち満期があるもの	1,923,400	373,466	657,576	-
合計	27,858,863	373,466	657,576	-

第47期(平成31年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	20,475,527	-	-	-
未収委託者報酬	2,923,589	-	-	-
未収運用受託報酬	870,546	-	-	-
未収入金	4,542	-	-	-
投資有価証券				

その他有価証券の うち満期があるもの	151,249	2,135,802	761,441	-
長期差入保証金	-	524,592	-	-
合計	24,425,455	2,660,395	761,441	-

(有価証券関係)

1.子会社株式

第46期(平成30年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額、関係会社株式 956,115千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

第47期(平成31年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額、関係会社株式 956,115千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2.その他有価証券

第46期(平成30年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
その他 証券投資信託の受益証券	2,522,495	2,276,821	245,674
小計	2,522,495	2,276,821	245,674
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
その他 証券投資信託の受益証券	7,683,969	7,850,063	166,093
小計	7,683,969	7,850,063	166,093
合計	10,206,465	10,126,884	79,580

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 51,135千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第47期(平成31年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
その他 証券投資信託の受益証券	2,207,351	1,967,041	240,309
小計	2,207,351	1,967,041	240,309
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
その他 証券投資信託の受益証券	8,772,616	9,069,317	296,700
小計	8,772,616	9,069,317	296,700
合計	10,979,968	11,036,359	56,391

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 45,071千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3.当事業年度中に売却したその他有価証券

第46期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	398,350	6,350	5,000

第47期（自平成30年4月1日 至平成31年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	1,433,609	45,345	4,735

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2.簡便法を適用した確定給付制度

（1）簡便法を採用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	第46期 （自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）	第47期 （自平成30年4月1日 至平成31年3月31日）
退職給付引当金の期首残高	1,482,500	1,540,203
退職給付費用	147,235	248,717
退職給付の支払額	105,520	61,499
その他	15,987	20,359
退職給付引当金の期末残高	1,540,203	1,707,062

(注)前事業年度のその他は、転籍者の退職給付引当金受入れ額であります。

当事業年度のその他は、主に長期未払金への振り替えであります。

（2）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

	第46期 （平成30年3月31日）	第47期 （平成31年3月31日）
積立型制度の退職給付債務	-	-
年金資産	-	-
	-	-
非積立型制度の退職給付債務	1,540,203	1,707,062
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,540,203	1,707,062
退職給付引当金	1,540,203	1,707,062
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,540,203	1,707,062

（3）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 第46期 147,235千円 第47期 248,717千円

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、第46期は72,489千円、第47期は75,365千円であります。

（税効果会計関係）

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	第46期 (平成30年3月31日)	第47期 (平成31年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	71,030	23,058
賞与引当金	386,761	308,355
社会保険料	30,549	27,751
未払事業所税	4,247	4,370
退職給付引当金	471,610	522,702
資産除去債務	-	77,318
投資有価証券	67,546	65,422
ゴルフ会員権	11,000	11,000
役員退職慰労引当金	26,961	-
その他有価証券評価差額金	-	17,266
その他	74,458	83,141
繰延税金資産小計	1,144,165	1,140,388
評価性引当額	78,546	76,422
繰延税金資産合計	1,065,618	1,063,965
繰延税金負債		
建物	-	54,715
その他有価証券評価差額金	24,367	-
繰延税金負債合計	24,367	54,715
繰延税金資産の純額	1,041,251	1,009,250

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	第46期 (平成30年3月31日)	第47期 (平成31年3月31日)
法定実効税率	-	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	0.80%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	-	0.09%
特定外国子会社等課税対象金額	-	1.99%
税額控除	-	0.64%
その他	-	0.36%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	32.50%

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

主として本社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

当該契約に基づく退去予定期限までの期間を使用見込期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。
なお、割引計算による金額の重要性が乏しいことから、割引前の見積り額を計上しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、主として本社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務等について合理的な見積りが可能となったことから、「(2)当該資産除去債務の金額の算定方法」に記載の算定方法に則り、資産除去債務の金額を計算しております。資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

(単位：千円)

	第46期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第47期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
期首残高	-	-
見積りの変更による増加額	-	248,260
期末残高	-	248,260

(セグメント情報等)

セグメント情報

1.報告セグメントの概要

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第46期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	26,383,145	5,111,757	82,997	31,577,899

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

第47期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	24,415,734	4,252,374	66,957	28,735,066

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

第46期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (億円)	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	3,987,525	未払手数料	573,578
その他の関係会社の子会社	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	17,709	銀行業	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	1,969,101	未払手数料	273,241

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。
- 2 上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

第47期（自平成30年4月1日 至平成31年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (億円)	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	4,328,153	未払手数料	540,879

その他の関係会社の子会社	株式会社 三井住友銀行	東京都千代田区	17,709	銀行業	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	1,465,685	未払手数料	228,197
--------------	----------------	---------	--------	-----	---	-------------------	---------------------	-----------	-------	---------

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。
- 2 上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

(1株当たり情報)

	第46期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	第47期 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
1株当たり純資産額	8,322円66銭	8,072円12銭
1株当たり当期純利益金額	1,220円84銭	761円96銭

(注)潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たりの当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第46期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	第47期 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
当期純利益(千円)	4,700,218	2,933,531
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	4,700,218	2,933,531
普通株式の期中平均株式数(千株)	3,850	3,850

(重要な後発事象)

当社は、平成30年9月28日付で締結した、SMAMとの合併契約書に基づき、当社を消滅会社とし、SMAMを存続会社とする吸収合併方式により、平成31年4月1日付で合併いたしました。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する

- 者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- 二 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記八、二に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

イ 定款の変更、その他の重要事項

(イ) 定款の変更

- a. 2019年4月1日付で、取締役の員数の上限を変更する等の定款の変更を行いました。
- b. 2020年1月24日付で、総則の「目的」に関する事項の定款の変更を行いました。

(ロ) その他の重要事項

三井住友アセットマネジメント株式会社は、2019年4月1日に大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、商号を三井住友D Sアセットマネジメント株式会社に変更しました。

- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実該当ありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称	資本金の額(百万円) 2019年9月末現在	事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

<参考：再信託受託会社(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)の概要>

- ・資本金：51,000百万円(2019年9月末現在)
- ・事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、関係当局の許認可等を前提に2020年7月27日に資産管理サービス信託銀行株式会社およびJTCホールディングス株式会社と合併し、株式会社日本カストディ銀行に商号を変更する予定です。

(2)販売会社

名称	資本金の額(百万円) 2019年9月末現在	事業の内容
株式会社三井住友銀行	1,770,996	銀行法に基づき、監督官庁の免許を受け銀行業を営んでいます。
株式会社関西みらい銀行	38,971	
株式会社広島銀行	54,573	
株式会社愛媛銀行	21,363	
ひろぎん証券株式会社	5,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産に属する有価証券の保管・管理・計算等およびその信託事務処理の一部の委託等を行います。

(2)販売会社

日本におけるファンドの募集・販売業務、解約金・償還金、収益分配金の支払い等に関する事務等を行います。

3【資本関係】

(持株比率5%以上を記載しています。)

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、本ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下のとおり関東財務局長宛に提出しております。

書類名	提出年月日
臨時報告書	2019年8月30日
有価証券届出書	2019年11月22日
有価証券報告書	2019年11月22日
臨時報告書	2019年11月29日

独立監査人の監査報告書

令和1年6月14日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小澤陽一 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 菅野雅子 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社（旧会社名 三井住友アセットマネジメント株式会社）の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社（旧会社名 三井住友アセットマネジメント株式会社）の平成31年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社と大和住銀投信投資顧問株式会社は、平成31年4月1日付で合併した。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和2年3月27日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 勝也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 栄裕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているタフ・アメリカ(為替ヘッジあり 毎月決算型)の令和1年8月23日から令和2年2月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タフ・アメリカ(為替ヘッジあり 毎月決算型)の令和2年2月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和2年3月27日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 勝也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 栄裕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているタフ・アメリカ（為替ヘッジなし 毎月決算型）の令和1年8月23日から令和2年2月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 毎月決算型）の令和2年2月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和2年3月27日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 勝也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 栄裕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているタフ・アメリカ（為替ヘッジあり 資産成長型）の令和1年8月23日から令和2年2月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タフ・アメリカ（為替ヘッジあり 資産成長型）の令和2年2月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和2年3月27日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 勝也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 栄裕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているタフ・アメリカ（為替ヘッジなし 資産成長型）の令和1年8月23日から令和2年2月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タフ・アメリカ（為替ヘッジなし 資産成長型）の令和2年2月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和2年3月27日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 勝也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 栄裕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているタフ・アメリカ（マネープールファンド）の令和1年8月23日から令和2年2月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タフ・アメリカ（マネープールファンド）の令和2年2月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和1年11月22日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽 太 典 明 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅 野 雅 子 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 栄 裕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第35期事業年度の中間会計期間（平成31年4月1日から令和1年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の令和1年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成31年4月1日から令和1年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。